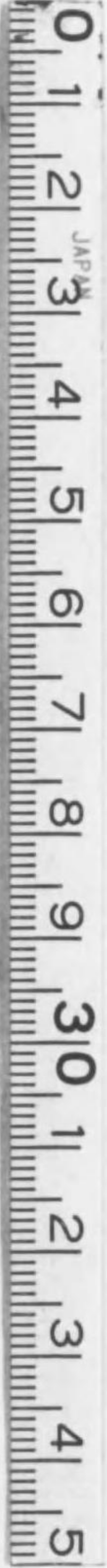


302

185

長谷川昭道傳



始





曾慕儒流文稱徒尚德欲往美軍中於是  
從東中城士一身以當五沙我

昭道

學文博武昭大道居仁由義養志守道則  
有事業及無退必有立言後世志士從末  
何徒死進退窮達共為

蘇原昭道

302-185

緒言

予が子の祖父長谷川昭道の事蹟を記述するの志を起せるは、去る四十二年中、同郷松代出身の先輩にして史談會幹事たる彌津恂氏の慫慂に由れり。抑も史談會に於ては數年來報效志士人名錄編纂の舉あり。而して昭道が維新の際に於て松代藩勅王の事に奔走し、又岩倉公の知遇を得て、維新の學政に與りし等の故を以て、其事蹟をも亦其中に採録せんとし、予が其孫なるによりて、遂に予を繼承するに編述の事を以てするに至りしなり。予是に於て材料の蒐集に著手し、或は訛録を搜り、或は先輩に質し、之に參するに予が少時親しく聞ける所を以てし、事漸く其緒を開けり。然も維新前後に於ける昭道の日記三十冊、太政官の大史局に留められしもの、明治六年皇居炎上の際に亡び、且つ維新以來多く年所を經、故老凋落し、文書散佚し、予が聞く所も未だ全きを得る能はざりしを以て、事を叙するに當り、往々隔靴搔痒の感あるを免れず。稿纔に成りて、之を史談會に送りしが、同會は更に之を刪修して報效志士人名錄第二輯(明治四十四年四月刊行)

緒言

一



の中に收めたり。其後予は尙維新前後の歴史及び其時代に於ける松代藩の歴史に注意することを怠らず、新材料を得る毎に訂正を加へ、稿を改むること凡そ八九回に及べり。昨年夏予郷里に至りて更に有力なる材料を得、始めて此書を作成せり。然りと雖も予本と才識謬劣、材料の選擇其誤謬なきを保し難し。看ん人幸に斧正を賜へ。

凡そ松代藩の治績の擧れるは威應公(真田幸貫)の世を以て其著しきものゝ一に數ふべし。此時代に出でたる人才中の尤なるものは佐久間象山、山寺常山の二人なり。而して昭道また之と鼎足をなすに庶幾し。昭道熊澤蕃山に私淑し、水戸學に出入し、専ら實學を務めて、文辭を嗜まず。嘗て威應公の知遇を蒙りて財政整理の局に當り、又水戸の弘道館に倣ひて藩學を經營し、次で皇道述義七卷、九經談總論評說三卷(後國體總論と改題等)を著して「皇學」の一家言を樹立し、尊王攘夷の説を以て藩の青年を鼓舞せり。元治元年周旋方として京都に上り、朝廷幕府及び諸藩の士と往來して形勢を視察し、次で留守居となりて、京都に駐在す。同年七月禁門の變起るに當り、長州藩の主張に同情して自藩の爲に畫策する所

あり。慶應三年冬、譜第諸藩の佐幕論の京地に沸騰するや、藩主の指令を待たずして斷然勤王の大義を唱明し、松代藩をして能く滔々たる俗潮の中に沒せざらしむ。伏見役後直に江戸に急馳して藩主に會し、京地の形勢を説きて勤王の藩是を確定せしめ、更に藩城に馳せて佐幕論を鎮定す。次で朝官に補せられ、其「皇學」の説を發揮して政體及び學校に關する建言をなし、依て岩倉公の知遇を得て大學校設立の準備を行ひ、始めて皇學所を起す。昭道が所謂「皇學」は皇道の基礎に立ちて世界百般の宗教學術を消化せんとするものにして、國學に比すれば、其義廣し。明治二年岩倉大久保二公に面して君權を鞏固にするの必要を建言し、次で東京に移りて教導取調局に入り、國教の基礎を忠孝に置くべきを論じ、大教宣布の詔勅を立案す。其案時に用ひられざりしも、其精神は即ち後年の教育勅語と殆ど符節を合するが如し。次で太政官權大史となり、制度取調に従事す。明治三年松代藩の騷擾に會し、舊主の懇篤なる委託を受け、藩に歸りて善後の策に努め、遂に郷里に退隱して復た出でざりき。蓋し昭道が言論と行動とに於て、其一生を通じて最も力を注げるは君臣の大義に在り。然らば則ち昭道が一生

は之を皇道の發揮に捧げたりといふも、或は誇張の言にあらざるべきか。此書一人の傳記なりと雖も、一面より之を觀れば、松代藩末世の小歴史にして、又明治教育史の冒頭なり。此點に於て世に多少の貢獻をなすを得ば、實に望外の幸福なりとす。

此書人名の記法一定の標準に依らず。たゞ其通じ易きに從ふ。別に何等の深意あるに非るなり。

此書稿成るや、予は之を携へて松代出身の先輩なる久保成、宮本仲兩氏を叩き、其教を請へり。書中兩氏の言によりて修訂を加へたる所多し。茲に謹みて之を謝す。

此書の出版につきては加藤直樹の力に待つ所多し。直樹は昭道の外孫なり。

明治四十五年三月

飯島忠夫識

### 再版に際して

長谷川昭道傳は明治四十五年五月僅に百部を印刷せしのみにて、當時悉く知人に配付したれば、殘本を留めざること既に久し。然るに近來皇道の論世に盛なると共に、昭道の事蹟を知らんことを求むる人亦多し。是に於て信濃教育會埴科部會の諸君は此書の再版を企畫せられ、予に其意を通ぜらる。予深く諸君の好意を感謝す。然りと雖も、予が此書を著してより既に二十餘年、今にして之を讀めば、意に充たざる所頗る多し。全部を改作せんには暇なきを如何にせん。乃ち聊か訂正増補を施し、且つ附するに昭道の事蹟に關係ある數篇の文を以てして、之を送り、以て責を塞ぐのみ。詳細なる叙述に至りては、將に他日を期せんとす。

昭和十年七月

飯島忠夫識

参考書目概略 (初版の際のもの)

- |                                       |                                   |                            |
|---------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 孝明天皇紀                                 | 滋野系譜類鑑                            | 佐久間象山 <small>深原</small>    |
| 太政官日誌                                 | 一誠齋(威應公)紀實 <small>眞田</small>      | 山寺常山碑 <small>中村</small>    |
| 法令全書                                  | 松代藩儉約令                            | 五美堂紀聞 <small>久保</small>    |
| 日本教育史資料                               | 松代藩監察日記抄 <small>谷口</small>        | 赤誠錄 <small>久保</small>      |
| 泰平年表 <small>(續々)</small>              | 松代青年會雜誌                           | 飯島家記 <small>飯島</small>     |
| 大日本古文書 <small>(幕末外國<br/>關係文書)</small> | 佐久間象山年譜 <small>北澤</small>         | 菊園雜記 <small>飯島</small>     |
| 三條實美公年譜                               | 象山書翰集 <small>色部</small>           | 長谷川氏系譜                     |
| 大久保利通傳                                | 象山文集 <small>色部</small>            | 昭道自記履歷書                    |
| 松陰先生遺著                                | 象山先生詩抄 <small>北澤</small>          | 皇道述義 <small>長谷川</small>    |
| 報效志士人名錄                               | 省警錄 <small>佐久間</small>            | 九經談總論評說 <small>長谷川</small> |
| 會津史                                   | 象山書畫談 <small>宮本</small>           | 戸隱舍遺稿 <small>上</small>     |
| 眞田家譜傳 <small>長谷川<br/>昭道</small>       | 象山先生實錄 <small>殿松堂<br/>貞居士</small> | 昭道上書及書翰                    |

長谷川昭道年譜

文化十二年(二四七五)十二月二十九日松代新代官町の邸に生る。幼名義太郎、後に龜吉と改む。

文政十年(二四八七)父に従ひて江戸に出づ。

同十二年(二四八九)始めて威應公に謁す。

天保二年(二四九一)父に従ひて歸藩す。

同三年(二四九二)菅沼正身に伴はれて、京阪地方に遊ぶ。

同九年(二四九八)學業勉勵の賞として銀三枚を賜はる。

同十年(二四九九)世子幸良の近侍となりて江戸に出づ。

同十二年(二五〇一)威應公より通稱を深美と賜はる。

弘化元年(二五〇四)世子病歿するを以て、歸藩して代官となる。

同二年(二五〇五)父歿するを以て、家を繼ぐ。

同四年(二五〇七)藩地大震す。

嘉永二年(二五〇九)深憂狂語を草して藩の教育を論ず。

同四年(二五一一)十月郡奉行となり勝手元締役を兼ね、主として財政整理に任ず。

同五年(二五一二)學校建設の事に當る。威應公退隠し文聰公繼ぐ。昭道其側役を兼ね。威應公尋で卒す。宗門改掛となり、又寺社奉行助となる。

同六年(二五一三)五月藩城火災。六月佐久間象山を黜く。九月藩債を起さんが爲に大阪に赴く。十一月讒を以て退職す。

安政五年(二五一八)隱居す。長子美楯嗣ぐ。冬、嘉永六年の冤を訴ふ。

同六年(二五一九)言路壅塞を憤り、竊に藩を脱して江戸に赴き、更に藩主に訴へ併せて藩政改革を上言せんとす。

文久元年(二五二一)四月冤雪がる。藩政改革を企てたるの故を以て蟄居を命ぜらる。皇道述義七卷を作る。藩中の青年來り學ぶ。

同二年(二五二二)九經談總論評說三卷を作る。攘夷獨語を草す。

同三年(二五二三)昭道と改名す。(初の名は正義、次に元亮)

元治元年(二五二四)四月蟄居を免ぜられ、周旋方となりて上京す。禁門の變の前

後大に藩事に奔走す。

慶應元年(二五二五)二月京都藩邸の留守居となる。舉家京都に移住す。

同三年(二五二七)十月大政奉還あり。昭道朝廷の下間に答へて、大政奉還の美擧なる所以を論じ、併せて攘夷(自主的)外交の國是を一定すべきの建言をなす。次で京都に於ける譜代諸藩の佐幕會議に列し、斷然として勤王の大義を説く。

明治元年(二五二八)正月伏見の戦あり。昭道江戸に急馳し、藩主をして勤王の藩是を確定せしめ、又藩城に馳せて佐幕論を鎮定し、且つ僞官兵を挫く。五月軍務官判事試補となる。次で徴士權辨事の任命を辭す。六月兵學校頭取助役を命ぜらる。七月大學校設立等の建言をなす。八月學校掛に轉じ大學校設立の準備をなす。十二月皇學所漢學所兵學所御用掛となり、學務に當る。神皇正統譜略二卷を作る。

同二年(二五二九)四月皇道を興隆して、君權を鞏固にせんことを建言す。次で東京に赴き、教導取調局御用掛となる。皇道を以て教育の基礎と爲さんとす。七月金一萬匹を賞賜せらる。八月官制改革によりて太政官權大史となり、制



度取調に従事す。九月正七位に叙せらる。十二月服制意見書を提出す。  
同三年(二五三〇)二月藩知事より賞典祿三十五石を贈らる。十一月松代藩に一  
揆起る。十二月舊主の委託を受けて松代に歸り善後の處置をなす。政府よ  
り解藩の内諭あり。昭道之に應接し繼に事なきを得たり。此年長子美楯病  
歿す。

同四年(二五三一)二月本官の儘當分權大參事の心得を以て藩廳出仕を命ぜらる。  
七月廢藩置縣。松代縣權大參事となりて縣令の事を行ふ。十一月廢縣廢官。  
此後藩政の殘務を處理し併せて舊主家の維持に努むること數年に及ぶ。此  
年母病歿す。

同五年(二五三二)正月位記返上。(此頃在官年數四年未滿のものは位記返上の規  
定あり。)二月陸軍少佐乃木希典來りて城池を受取る。昭道之と應接す。五  
月松代大火昭道の寓居も亦類焼す。同月維新以來勤仕勉勵の廉を以て直垂  
地一卷を下賜せらる。

同六年(二五三三)三子健夫病歿す。松代城燒失す。

同七年(二五三四)舊藩主の依託によりて眞田家譜傳を撰す。此年四子貞夫病歿  
す。

同八年(二五三五)柳原前光の間に應へて立憲政體頑見を呈す。舊主より積年の  
功績を表彰して年金百圓を贈らる。

同十二年(二五三九)天子飯島勝名病歿す。

同十六年(二五四三)秋眞田家の内事に關し、出京す。

同二十九年(二五五六)眞田家賞典祿の事に關し、舊藩士中眞田家に對し訴訟を起  
すものあり。其の事昭道が權大參事在官中の取扱に係るを以て、證人として  
長野地方裁判所に出頭す。終に眞田家の勝訴となる。

同三十年(二五五七)一月三十日病歿す。松代町長國寺に葬る。

大正四年(二五七五)十一月十日即位の大禮を行はるゝに際し、特旨を以て正五位  
を贈らる。

# 長谷川昭道傳

飯島忠夫編



長谷川昭道初の名は元亮、通稱は深美、戸隠舎と號す。其他また一峯、靜儉陳人、東洋逸民等の別號あり。信濃松代の人なり。文化十二年(二四七五)十二月二十九日生る。父を正次(通稱金藏)と曰ふ。世々眞田氏に仕へて、平士に列し、七兩二分三人扶持を食む。

長谷川氏は藤原秀郷より出づ。後花園天皇の御宇、周防國熊毛郡宇佐木(ウサナギ)郷に長谷川時晴なるものあり。長尾景仲の双林寺を上野白井に建つるや、時晴の姪一州正伊禪師(稻田氏)聘せられて其住持となる。時晴之に従うて上野に赴き、居を沼田の恩田に占めて、其地の郷士となる。天正の初、

真田昌幸の沼田を經略するや、時晴の孫義次之に屬して郡奉行となる。後真田氏に従うて松代に移り、漸く五家に分る。昭道の家は即ち其一にして、其五世の祖政仍の時、始めて新に家を興せり。

文政六年(二四八三)松代藩主真田幸貫(威應公)封を襲ぐ。實は松平定信の次子なり。人となり英毅にして、名聲夙に諸侯の間に布く。水戸侯徳川齊昭また之を推重す。是より先き、松代藩は、其初に於て幕府の嫉視を蒙り、壓迫を受くること甚しかりしを以て、中ごろ専ら船晦を事とし、稍小康を得たりしかば、風紀も亦自ら頽敗するに至りしが、威應公封を襲ぐに及びては、既に純乎たる徳川の裔にして、復た何等の忌憚する所なし。是に於て一新の政を布き、儉素の風を厚うし、或は社會を創め、或は蠶桑を勸め、或は大砲を鑄、或は學校を興し、大に文武を獎勵して、人才の育成に努む。

真田氏は海野氏より出づ。海野氏は滋野姓にして平安朝の中世より信濃小縣郡の豪族たり。鎌倉の時に及びて海野幸廣幸氏兄弟尤も著はる。其後海野善幸、宗良親王に屬して王事に勤む。天文十年五月、海野幸義、武田村

上、諫訪三家の聯合軍に攻められて戦歿し、海野氏滅ぶ。幸義の兄棟綱の子幸隆(一徳齋公)初め小縣郡の真田に居りて、真田氏を稱せしが、此時上野の箕輪に逃れ、其後武田氏に屬して舊領地真田を復し、且つ其附近の地を領し、上田に居る。幸隆卒して長子信綱(信綱寺公)嗣ぐ。幾もなくして長篠に戦死す。其弟昌幸(長國寺公)後を承く。昌幸雄略あり、武田氏の滅亡の後、信濃の小縣、上野の吾妻、利根の三郡に盤踞して、屢々徳川氏に抗す。昌幸の長子信之(大鋒公)徳川家康の女(實は本多氏)を娶り、關原の役より徳川氏に屬し、所謂上方衆の一となり、外様に列す。次子幸村、大谷吉隆の女を娶り、豊臣秀頼に屬して、大阪城に戦死す。元和八年、信之始めて封を松代に移され、十三萬石を食む。信之の長子信吉、天桂公、上野沼田三萬石を分管し、早く歿す。次子信政(圓陽公)信之の後を承く。信政卒するに及び、其子幸道(眞常公)は松代十萬石を領し、信吉の子信利は沼田三萬石を領し、真田家始めて二分し、又事を以て兩家相惡し。而して信利は天和元年封を褫はる。真田氏素より富裕と稱す。幸道の時、速りに幕府の大課役を命ぜられ、七度の手傳、財政窮困す。

ること甚し。幸道子無し。庶兄信就の子信弘(乾徳公)嗣ぐ。其子信安(覺性公)の時稀有の水害あり。よりて千曲の河道を改む。此時財政の困厄、其極に達す。次で孫幸弘(天真公)に至る。幸弘恩田木工を用ひて財政を整理せしめ、又幕府に請うて譜代となり、能く其歡心を買ひ、始めて小康を得たり。(幸貫の時始めて譜代となるといふは誤なり。)幸弘男子無く、真田氏の血統絶ゆ。幸専(大曉公)井伊氏より入りて幸弘の女に配し、後を承く。幸専亦子無し。乃ち松平定信の子を養ふ。是れを幸貫となす。幸貫以後の事は本文に精しきを以て今贅せず。抑も松代藩二百五十年の歴史は凡そ之を四時期に分つべし。第一は富強時代にして信之、信政二代三十六年を指し、第二は窮乏時代にして幸道、信弘、信安三代九十四年を指し、第三は小康時代にして、幸弘、幸専二代七十一一年を指し、第四は活動時代にして、幸貫、幸教、幸民三代四十九年を指す。

山寺常山(源太夫信龍)佐久間象山(修理、啓)の如きは此時代に出でたる人才中の尤なる者なり。而して昭道は其年齒經歷共に二人の後輩に屬すと雖も、亦殆ど二

人と相並びて鼎足の狀を爲すに足れり。(昭道は常山より少きこと七歳、象山より少きこと四歳。而して昭道の仕途は初め常山の推舉によれり。)

昭道年十三の時、父正次江戸長詰を命ぜられたるを以て、父に従ひて江戸に出で、留ること五年にして藩地に歸り、翌年藩の先輩菅沼正身(九兵衛)に伴はれて畿内伊勢の間に遊歴す。其家窮乏頗る甚しかりしが、善く父の訓を守りて、孜々として文武の學に勉め、嶄然として頭角を顯はせり。(漢學を藩儒竹内錫命に、平山流兵學を山寺常山に受け、熊澤蕃山の學及び國學を菅沼九兵衛に聞く。又眞鏡流劍術を中山有之助に、佐分利流槍術を渡邊清右衛門に學ぶ。其後又漢學を鎌原桐山に、西洋砲術を佐久間象山に受く。)天保十年(二四九九)二十五歳にして始めて世子幸良(大雲公)の近侍に擧げられ、久しく江戸に在り。傍、佐藤一齋、平山銳二に學ぶ。天保十四年(二五〇三)將軍日光廟に詣す。蓋し廢絶の典を復興して、此機を以て諸侯の武備を振肅せんとせるなり。此時世子も亦之に扈從せしが、途にして事あり、疾驅すること五里餘なりしに、昭道徒走して之に従ひ、常によく馬側を離れざりき。昭道もと龜吉と稱せしが、世子の近侍となりし後、感應公更

に名を深美と賜ふ。弘化元年(二五〇四)二月世子卒す。是に於て昭道藩地に歸り、次で代官(代官に任ずるは、藩が有爲にしてしかも窮困なる青年を待つの一方法なりといふ)に任ぜらる。(役料粗十俵を給せらる。)翌二年(二五〇五)八月父歿するを以て家を繼ぐ。昭道代官となりて清廉の稱あり。其管下に五十里村あり。水内郡の一小山村(今七二會村に屬す)なりしが、弘化四年(二五〇七)の大震に、山岳崩壊して溪流を止め、慘狀頗る甚し。昭道之を憐み、請うて其賦税を免ず。村民大に之を徳とし、後年に至るまで音問を缺かざりきといふ。(此項未詳の點あり。姑く記して後考を俟つ。)

是より先、天保十二年(二五〇一)老中水野忠邦大に幕政を刷新す。所謂天保の改革是なり。此年六月威應公も亦徵されて老中に列し、翌年に及びて海防事務を管す。此時偶々支那に鴉片の亂あり。公海防の一日も忽にすべからざるを感じ、銳意事に従ひ、或は文政八年に出されたる外國船無二念打拂の令を撤し、或は諸藩をして軍資を充實し銃砲を鑄造せしむるの令を發す。是に於て佐久間象山をして大に海外の事情を研究せしめて以て顧問に備へ、(初めは譯書によ

り、弘化元年より和蘭の原書を學び始む。後に藩士村上英俊また象山の勸によりて佛蘭西語の研究を創始す。)又象山及び金兒伯溫(昭道の從弟)中俣一平等を伊豆の葦山なる江川の塾に遣りて、西洋砲術を學ばしめ、而して天保十四年三月に至り山寺常山を抜きて郡奉行(此時藩の職制を改め、新に郡奉行四人を置く。公事方二人裁判に當り、收納方二人稅務に當る。而して常山公事方となれり。)となし、民政に當らしむ。常山器宇峻整にして從容迫らず。其民に臨むや寛大を主とす。然も嚴に賭博を禁じ、風俗を正す。而して又其徒を見る毎に説諭すること懇到なりしかば、改悛するもの多し。是を以て民益、農事に勉むるに至れり。當時民俗を論ずるもの松代封内を以て東國第一と稱し、而して常山を目して循吏となせりといふ。昭道は即ち代官として常山の下に屬せり。既にして其年九月水野の改革頓挫し、尋きて威應公も亦職を辭す。時に弘化元年五月なり。其後威應公益、常山、象山等を用ひ、或は砲學局を開きて佐久間國達(庸山)を奉行とし、常山を以て之が副を兼ねしめて、大に銃砲を鑄造術を講ぜしめ、(佐久間國達は常山より少きこと五歳にして、天保の初年江戸に出でて諸家の砲術

を研究し、弘化中又門人を率ゐて諸國を歴遊し、三河の田原藩に至りて西洋大小砲の新式を學び、諸家の長所を集めて御家流を創めたり。此頃又片井京助あり、傍裝雷火銃を發明す。或は象山を以て杳野佐野湯田中三村利用掛となし、西洋の學術を應用して大に殖産興業の事を謀らしむ。(象山先に江川に居ること四十餘日にして去り、後下曾根に學び、終に自ら和蘭の兵書を読み、松代に歸りて金兒等と盛に其議論を上、下し、又始めて原書によりて砲を鑄たり。象山は實に松代の砲術界に於ける新派の創始者なると共に天下に於ける最新式の砲術家なりき。)象山是に於て或は硝子を造り、或は硝石を製し、或は銅鑛を掘り、或は脈を養ひ、或は葡萄酒を製し、或は馬鈴薯、人參、甘草を栽ふしも、惜むらくは機運未だ熟せずして、功其志に副はず。漸く當路者の厭ふ所となれり。嘉永二年(二五〇九)象山又和蘭語彙を印行して洋學を開發するの必要を説きて、之を藩の事業となさんことを請ひしが、許されず。乃ち資を藩より借りて自ら其事に當り、其冬江戸に出で、之が編纂に従事し、且つ出版を幕府に請ひしが、其許可を得ず。(二年九月蘭書濫に翻譯すべからずとの令あり。象山の請願恰も此の如き時勢に會

せるなり。)象山既に藩に疎んぜられ、今又字書出版の頓挫に遭ふ。海警益急なるの時に當り、胸中の蘊蓄世に施すを得ずして、空しく多額の債務を負うて僻境に窮居せんことは、象山の能く堪ふる所にあらざるなり。乃ち敢て感應公に請ひて藩士の籍を離れんとせしが、公の寛大なる處置により、遂に藩士たるの職務を行ふことなくして、随意の行動を取るを默許せられ、家を携へて江戸に出で、西洋兵學の門戸を張る。時に嘉永四年(二五一二)四月なり。昭道始め象山が砲術の弟子となりしが、象山の江戸に出でんとするに當り、竊に象山に懽らざる所あり、一夜自ら象山を訪れて離門を請ふ。象山之を諾す。

是より先、弘化四年三月廿四日、信濃の地大に震ひ、松代藩管内尤も甚しく、家を倒し人を殺すこと算なく、犀川上流の懸崖崩潰して水を塞ぎ、滯滯すること二十日に及び、遂に決潰して洪水川中島に横溢するに至り、封内一時殆ど荒蕪に歸し、其慘害名狀すべからず。是によりて、窮民を賑恤し、河川を修築し、資財を費すこと亦計るべからず。且天保七年の大凶荒の後を承けたるを以て、これよりして毎歳の收入著大の減少を來し、象山等が興利の術も亦其効を奏せざりしかば、嘉

永三四年の交に至りては、威應公が積年の儉素によりて貯蓄したる十萬兩の軍資金も既に全く他に流用せられ、加ふるに藩債凡そ十萬兩に上り、藩の用達なる八田氏の如きも亦破産に瀕し、藩の財政は終に殆ど如何ともすべからざるの悲運に陥れり。之に加ふるに威應公が弘化元年に老中を罷めし後、大砲を鑄造し、洋學を開發し、聲聞益々隆々たるものありしを以て、幕府の有司等の猜疑する所となり、或は將に奇禍を招かんとするの虞あるに至れり。威應公是に於て先づ藩政を釐革し、財政を整へ、教育を正して、以て藩の基礎を鞏固にし、然る後徐に退隱して禍を避けんとす。嘉永四年五月國老眞田貫道、志摩、櫻山、鎌原、貫唯、伊野右衛門、溶水、新に命を受けて政を執り、次で執政恩田貫實退けられ、其冬十月昭道亦威應公の甄拔を蒙りて郡奉行に任ぜられ、稅務を掌り、勝手元締役を兼ね、貫道貫唯を佐けて、藩政釐革の衝に當る。(役料五十石を給せらる)此時菅沼正身亦郡奉行兼寺社奉行となる。貫道貫唯は共に老臣中の後輩にして、皆少壯有爲の氣を負ふ。就中貫道最も剛邁と稱せらる。凡そ昭道の如き家格にして、此顯職に至るは、蓋し異數なり。昭道是に於て先づ財政整理の事に任じ、大に儉約を勵行

せんとす。翌五年(二五一二)四月、國老等の連署を以て儉約令を公布し、添ふるに訓示を以てす。其文に曰く、

御家中儉約之儀、從先年度々被仰出候處、時世移候に從ひ、追々奢侈に走り、勝手向不如意に相成候より、或は士人の本意を失ひ、風俗も敗候事に成行、非常の備も不行届儀等可有之哉と、深く被爲勞御心緒、此度御代々様被仰出之御條目、并從先年被仰出候儉約之御趣意被爲本附、衣服飲食家居を初、諸事之御定被爲立候。尤格祿相當之儀は、御内定有之事も候得共、當今之如く勝手向不如意に及候ては、格祿相當之儀難相成事も可有之候間、一統勝手向取復候迄は、出格之儉約、別帳之通被仰出候。然る處儉約而已にては、品に寄風俗に差障候儀も有之付、或は儉約之趣意致齟齬候事も有之條、相心得、尤衣服器物之類早速難相改分は、當十二月迄被成下御許容候。且右被仰出之外にも、銘々御趣意厚く相辨へ、禮義不亂、廉耻を不失、士道を不損様、無用之費を省き、格外之儉約相用、勝手向取復し、平常非常共、格祿相當之御用差支無之様、可被相心懸候。若右之御定に相背き候輩於有之は、急度御咎可被仰付事に候。其旨嚴重相心得、家内婦女並奴

婢に至迄、念入可被申付候。猶追々被仰出候儀も可有之候。可被得其旨候。

四月七日

以上

河原舍人

小山田壹岐

鎌原伊野右衛門

真田志摩

其條項衣食住器具贈物より冠婚葬祭の事に及び、頗る詳密を極めたり。五月威應公遂に退隱し、嫡孫幸教(文聰公)嗣ぐ。年甫めて十八。昭道又側役を兼ね、特に威應公の懇命を受けて之を輔佐す。尋ぎて六月三日威應公病を以て江戸に卒す。時に年六十二。卒するに先だち、文聰公及び重臣等を召して遺命する所あり。言尊王の大義に及び、且つ文聰公に諭して、善く昭道に信賴せしむ。是に於て昭道心を盡して文聰公を輔佐し、益々刷新の實を擧げんとす。然も此時の儉約令たるや、最も嚴格を極めたるものなりしかば、威應公の歿後、藩人漸く違背の心あり。而して真田貫道も亦漸く儉約の政に倦む。昭道大に之を遺憾とし、屢

血誠を披瀝して之を規諫す。(此時の諫書今存す。)

是より先、威應公其襲封の始より大に學校を興すの意ありしが、事故纏綿して容易に其志を達する能はず。嘉永五年正月始めて江戸の藩邸に文武舎の建築成り、次で藩地に大規模の學校を經營するに着手せしが、未だ成るに及ばずして卒せり。八月國老等の連署を以て公布せられたる訓示に曰く、

文武之義に付ては、御代々様厚く御世話有之候處、分て威應院様深く被爲懸御心、御勝手向御逼迫の御中ながら、御先代様の被爲繼御遺志、學校御經營之儀被仰出置候處、右御出來之上は、於同所文武修業被仰付候、御舎に候。兼て銘々御趣意の程厚く從此節、格別に心懸、出精可爲致旨、被仰出候。可被得其旨候。

八月十二日

(國老四人同前)

と。此時鎌原貫唯、小山田壹岐文武學校創業普請總奉行となり、菅沼正身創業取調掛となり、赤澤蘭溪、鎌原桐山の子(山寺常山)及昭道文武學校掛となる。而して主として實務に當れるものは昭道なり。校名は暫く文武學校と稱し、其制は水戸の弘道館に倣ふ所多しといふ。(昭道の退職後常山また事に當り、安政二年四



月始めて假開校の式を行ふ。抑も眞田氏は戦國の時より武を以て天下に鳴る。是故に士人率ね武事を尙び文學を賤む。寶曆以前は殆ど見るべきものなし。蓋し松代の文學は幸弘(天真公、寶曆二年(二四一二)嗣ぐ)の時より始まる。これ恩田木工(民親)が財政整理の結果小康の機運に會したるによれり。(恩田木工の事蹟は藩人某が著せる日暮硯(一名烏籠山彦)に精し。此の書は二宮尊徳が常に人に勸めて讀ましめしものといふ。明治四十一年郷人山口勇雄氏之を刊行す。眞田貫道は即ち恩田木工の事を行はんとして成らざりしものなり。)天真公學を好み書を能くし和歌を賀茂眞淵に受く。これよりして藩士中頗る和歌を嗜むものあり。此時又藩の世臣に岡野元韶(石城)あり。荻生徂徠の學を奉じ著書頗る多し。これより藩人漸く漢籍の學に嚮ふ。天真公また曹洞宗の僧千丈實巖を招きて松代長國寺に住持たらしむ。長國寺は眞田家墳塋の在るところなり。幕府の儒官林樞宇嘗て千丈の文を評して之れを大典六如に比し併せて釋門文章の三傑と稱せり。鎌原桐山(貫忠)は藩の老臣にして元韶及び千丈を師とし頗る學を好み多く書を著して後生を指導す。水戸の會澤安の新論を國譯し

たる(天保十二年に著手し弘化二年に完成す。此書昭道が弘化三年に手寫せるものあり、今著者の家に藏す。)が如きは其の一例なり。時に西澤貞政あり。俊敏の才を具へ、江戸に勤番するの暇漢籍故實、天文等を學び造詣する所深かりしが、不幸にして早く歿せり。長野美波留は國學に通じ、塙保己一を輔けて群書類從を編纂す。其著書亦少からず。寶曆以來藩の子弟に文學を授くるが爲めに、松代及び江戸に稽古所又は學問所といへるものを設けたりしが、幕府を憚りて、未だ其規模を大ならしむるに至らざりき。此の間儒者にして松代に招聘せられたるものには菊地南陽、林單山等あり。文化九年單山の來りしより、藩學は徂徠を棄て、朱子に轉じたり。又歌人には賀茂眞淵、大村光枝、木島菅麻呂等あり。(眞淵、菅麻呂は江戸の藩邸に招かる。)感應公封を襲ぐに及び、北澤正敏(蘭整)を用ひて社會を起さしめ併せて學事を奨勵せしむ。其後鎌原桐山の弟子に山寺常山(蘭整の婿)佐久間象山(其父神溪、感應公に用ひらる)あり。天保元年(二四九〇)常山始めて學校普請用掛となりしが、未だ著手するに及ばず。天保四年(二四九三)常山江戸に上りて長野豊山を聘し、委するに學校の事を以てせんとす。豊山は

老儒にして名聲天下に著はれたり。然るに豊山故ありて、幾もなくして松代を去る。象山次で藩に請うて江戸に遊學し、林家の門に入る。七年(二四九六)象山歸り、御城月次講釋助役となる。八年(二四九七)大阪に大鹽平八郎の亂あり。象山文を作りて其陽明學の弊害なるを痛論し、又程朱の正學を布くの急務なる所以を述べて、學政策并に學堂規則を上る。翌九年(二四九八)象山又建議して自ら藩中の子弟の學業を試む。此時最高科即ち四書講義に合格するもの三人。昭道も亦其中に在り。昭道此時孔子を呼ぶに孔丘を以てし、頗る傍人を驚かしたりといふ。此年より毎月佐藤一齋を江戸の藩邸に聘して講筵を開く。其翌十年、象山又請うて江戸に赴き塾を開く。象山の江戸に在るや、又藩邸の督學となり、併せて四書の校定補注及出版の事を管す。而して其校定補注の事は成就せしかども、出版の事は遂に成らざりき。天保十二年、感應公の老中となりてよりは、専ら西洋の砲術を練磨し、又其他の技藝を移植するに務め、次で稀有の震災に遭ひ、學校創設の事暫く中止す。嘉永二年、昭道深憂狂語を著して、教育の方針を論じ、若し一步を錯らば士人の職分を忘るゝの遊民を作るに至るべきを述べ。

後又之を刪修して學校養士說、學校祀神說等の諸篇となす。其說熊澤蕃山に本づき、水戸學に入る。然も其極力孔子の我國に祀るべからざるを論じたるに至りては、實に其外に出でたり。其文に曰く、

學校養士說

夫學校何爲而設、曰所以養士也。凡物得養則長焉、不得養則消焉。此學校之所以不可無也。養士者何爲、曰治亂有所用也。治亂之用無缺、而後可以爲皇室之藩屏、可以爲士民之父母、而後能保邦家、而可事祖宗矣。是人君之天職也。爲士者、修文武、明人倫、出則忠、入則孝、治則輔教化、亂則爲干城、是士之天職也。上下一心、共修天職、是所以報天地也。蓋養士之道、無先乎收放心、充四端、明人倫矣。無急乎修文學、講武術、欲盡職分之當然矣。收放心、充四端、明人倫、則大本立、而大體明矣。修文學、講武術、詳職分之當然、則枝葉具、而大用達矣。文學、武術、不擇長其藝者、以爲之教師、則士不能成其材。雖然、教導之方、委之於藝者、則士風敗矣。是世之所以少孝悌忠信禮義廉耻之士、而風俗不美也。是以爲文學者、如儒生、徒明漢籍、而味邦典、先漢士、而後天朝、尊崇堯舜、而蔑視神皇、敬孔孟、而慢君父、講虛文、而遺實行、其身文弱、而不給武

用或發大言而疎於實用出異議爲異行而驚世俗或唱實學而心術邪漫稱仁義而貪利是事飾言僞行而鄉原是務欺人自欺而亂是非不然則偏見固陋不適世用空明于古而昧于今徒談經說而不知時務常論性命語王道而不辨職分之當然其陋劣妄味無暇枚舉矣講武術者亦然習馭法者如馬保徒事花法而不論實用故巧庭上駢馳之術而不知戎馬訓練之法是以至於切尾絡斷蹄絡而弄之學擊劍者如劍客頻爭席上之勝敗而不講鬪戰之實事故不量其身之分度不顧其腰刀如何猥提如麻穰長竹刀且恣發非禮之挑聲而失士之禮節或馳高遠而談空理其藝虛弱而不適武用其他弓銃槍靶之藝滔々天下皆是也雖講兵學者亦皆無不然也講洋學者其害更甚矣信西洋如嚴師好洋物如好色漫術奇巧談功利習其言語慕其風俗不異蠻夷之奴隸是等之鄙夫唱其洋說而議神皇之大道毀堯舜之至教又主張其兵技而敢蔑如天朝神武之道其非義妄味尤可以惡矣抑儒生劍客馬保洋學者之徒不遊民者鮮矣故不知士大夫之大道不辨君臣之大義是以不修士道之實學不講軍陣之實用唯巧言以欺人令色而諂世商其技而貪利待於人而爲生是故其心術如商賈如僧尼如乞丐故唱邪說發妄言傷人心害風俗以爲邦家之深患可勝嘆

哉堂々士大夫何傲商賈僧尼乞丐之徒乎哉誠可羞惡之尤大者也(中略)抑學校者文武之盛衰士風之美惡政事之得失國家之安危悉所關係也不可不深致思矣諸國學校之制雖有異同大率成於儒者之建議故文事有餘而武事不足不達文武之真理而反一致之意是以不適實用且徒做漢士之制而不合我邦俗故有害我士風而文學亦不振不可不察也(中略)夫修一身之文武而達軍國之當用修文武之大者而達治亂之大用此之謂士之天職矣士固雖不能盡修之於一身隨其材應其分取實用先急務舍虛文屏花法其精力所及學之勤之則必成王佐之才而能勝相將之任(中略)且吾大道明而大本固則雖諸子百家佛學洋學皆爲吾益而不能爲害若大道不明大本不固則雖無佛學洋學且儒徒之妄說何以保邦家哉建門戶藝者之事也士君子何建門戶哉要不偏倚而已矣(中略)上一心修此道以大存養皇國心則於修己治人保家國天下何有暴亂禍賊不足慮蠻夷戎狄何足憂哉反之則一身不能保家國天下亦危矣吾神皇之靈昭々乎在上夫欺誰乎哉夫欺誰乎哉

學校祀神說

學校中建聖堂祀孔丘配思孟十哲之徒李唐以下皆然夫學校所以教明人倫修己

治人之道也。蓋人倫之教。始于堯舜矣。故孔子祖述之。治國之法。備于文武矣。故憲章之。然而舍堯舜禹湯文武周公。獨祀孔子。何居。爲述之功。倍作耶。爲其德賢於堯舜耶。  
(中略) 夫堯舜禹湯文武。萬世之師也。卓陶益稷伊傅周召呂望泰伯夷齊柳下惠之諸賢。亦皆萬世之師也。而獨以孔子爲天下萬世之師。學校必祀之者。出于儒者之私意也。孔子雖折衷唐虞三代之道。而爲天下萬世開來學。以其跡觀之。則儒者之祖。而似乎遊民矣。舜初耕于歷山。陶于河濱。伊尹耕於有莘之野。傳說築傅巖。呂望漁渭陽。古之人不仕。則耕稼陶漁。非遊民也。後世稱儒者。多遊民矣。故比其所似。阿其所好。獨尊孔子。以爲天下萬世之師。而堯舜常呼名。孔子必稱子。出於其私意。明矣。唯其幾于遊民。是以其學爲世用者。幾希矣。是雖非孔子之罪。且其理。則不可如此。其勢。則必至如此矣。微于古今。而可知矣。是其標準不正。而繆其所向之所致也。天下不察之而已。  
(中略) 本朝學校之制。亦徒倣彼而不察。雖然。天朝何可祀堯舜禹湯文武哉。何者。有使我國之臣民。禮敬欽慕。異邦之君長。之理乎哉。況於堯舜之禪讓。湯武之放伐。反天地之正道。而有決不可用於我國者乎。然則獨祀孔子。歟。曰。否。獨祀孔子。之非。而有害。漢士尙然。況於我士大夫。修吾神皇之大道。講吾神國之文武。學校中祀之。以爲標

準乎。且使我神皇之赤子。恭拜敬慕。異邦人。則大損國體。甚害皇風矣。蓋自上天大觀之。則宇內一天地。而人民亦一天地中之人民也。何有彼我以人道觀之。則各邦其邦。各君其君。各父其父。而皆有定制區別矣。是故遺我父而敬他父。後我君而尊他君。外我邦而內他邦。捨我神而祀他神。謂之悖德悖禮。其反道也大也。抑學聖賢。而非事聖賢。學聖賢。而善事我君父。是之謂善學聖賢矣。於其邦。猶然。況於天朝。取儒教。取捨損益。而用之者乎。(下略)

と。嘉永五年昭道が藩學建設に當るや、其主張の存する所如何なりしかは、此等の文を以て其大要を推すべく、其規制の弘道館(天保十二年創立)に倣ふ所ありしも亦必然の結果なりといふべし。昭道は實に藩基を鞏固にするは國民道德を基礎とせる文武一致の教育の力によらざるべからざるを認めたるなり。學校に關する訓示の公布せられたる後二月にして、山寺常山職を退けらる。此冬昭道、宗門改掛となり、又寺社奉行助となる。

嘉永六年(二五一三)二月、幕府諸藩に命じ西丸造營手傳をなさしむ。松代藩も亦此命を受く。昭道江戸に上りて其事を辨理し、四月下旬に至りて松代に歸る。

五月朔日藩城火を失し、城中にある藩主の住居向、悉く烏有に歸す。藩益、多事なり。次ぎて六月三日、米國水師提督ペルリ開港勸誘の國書を携へ、軍艦汽船各二隻を率ゐて浦賀に来る。從來幕府の政策たる、常に此種の國書を拒絶するに在りしが、今や其武力を耀かして来るに會し、我海防の設備未だ其緒に就かざるを以て、忍びて穩便の處置に出で、遂に其國書を受く。時に佐久間象山己に志を藩に得ず、(嘉永三四年の條參照)塾を江戸の木挽町に開きて専ら西洋砲術を教授し、聲名天下に高かりしが、米艦來航の翌朝直に新橋の藩邸(丸の内)に赴きて、執政望月貫恕(主水)に説き、自ら請うて浦賀に使用して實況を視察し、歸りて文聰公に勸むるに、急に藩邸の軍備を修めて萬一の虞に備ふべきを以てす。(六日幕府より芝品川邊に住する諸侯に令して自邸を警固せしむることあり)是に於て命を被り、銃砲を検し、彈藥を製し、練兵を行ひ、且つ急使を藩地に馳せて、軍兵の出府を促す。既にして幕府沿海警衛の命を長門、肥後、越前、阿波等の十藩に下す。此時諸藩概ね太平に狃れ、武備弛廢せるを以て、所在狼狽を極め、武器の價急に數十倍に上る。長州藩の如きは、其中に於て獨り平常の用意の他に異なるものあり

て、頗る人目を驚したりしが、尙大砲二門を松代藩より借るの止むを得ざるものありき。八日幕府また米艦の萬一に内海に進入して示威の舉に出でんことを虞り、更に警衛の諸藩を戒め、且つ警戒の令を江戸市中に下す。老幼近村に逃る者あり。九日午前浦賀に於て國書受領の式行はる。此日早朝、象山往きて文聰公に説きて曰く、「先君閣老に列して、久しく心を海防に勞し、列藩に先ちて多く銃砲を鑄たまひしは、たゞ今日の如き事あるを虞られたればなり。然るに前日警衛の命の我藩に下らざりしは、頗る遺憾にあらずや。今や敵艦侵入の虞益大なるの時に際し、宜しく請うて内海要衝の地點たる御殿山警衛の事に任じ、以て忠を國家に致し、併せて孝を先君に盡すべし」と。抑も御殿山は前日既に越前藩の所轄となりたれども、象山は其尙餘地あるを察し、其一部の警衛を分たんとせるなり。文聰公乃ち象山の説を可とし、よりに象山を任じて軍議役とす。是に於て象山自ら内使者となり、其夜留守居役津田轉と共に老中阿部正弘を訪ひて、大に陳述する所あり。翌朝内願書を提出し、其夕遂に、「時宜によりては警衛を命ずることあるべし」との内命を得たり。(此の時此の如き内願をなすもの獨

り松代藩ありしのみ。是に於て更に使を藩地に馳せて速に兵を江戸に送らしむ。是より先、藩地の當路者最初の出兵の通牒に接して以爲らく、「我藩未だ自邸警備の命を蒙らず、且我藩邸所在地たる丸の内は幕府の警衛特に嚴なるべければ、未だ急に増兵するの要を認めざるなり」と。是によりて出兵を遷延せしが、今や此内願許可の飛報に接しては、復た猶豫すべきにあらざるを以て、速に出兵の準備を了し、昭道、鎌原貫唯と共に兵士を率ゐて江戸に赴く。時に六月十五日なり。二人其途に上ること僅に二里にして又江戸よりの急使に會し、米糧既に十二日を以て退去したれば出兵を中止すべしとの命を得、乃ち兵士の行を止む。然れども此時又財政に與かれる吏員は其儘出府すべきの命あるを以て、貫唯、昭道等直に江戸に向ふ。按ずるに、昭道此時心に以爲らく、「象山が進取に銳なるや、一に此に至るか。彼の内願の如き、其事は則ち洵に美なりと雖も、其實は則ち徒に藩力を勞するの結果に陥るべきのみ。抑も列藩の武備未だ整はざるの時に當り、我藩の銃砲たとひ優良なるものありとも、獨力を以て能く其功を成さんことは實に至難の業といふべし。況んや我藩大震の餘弊を承け、又近く藩城燒

失の厄に會し、財政窮迫して軍資空乏し、殆ど如何ともすべからざるの時なるに於てをや。先君の憂ひたまひし所實に茲に在り。予今に於て象山の行動を制馭せずんば、焉んぞ先君の附託を全うして其知遇に報ゆるに在らんや」と。其江戸に達するや、直に文聰公に謁して、象山を用ふるの不可を陳じ、其職を免ぜしむ。象山之に服せず。七月五日公終に象山が隨意に江戸に居住するの許可を止め、直に藩地に歸らしむ。此事あるに先だち、昭道又阿部關老に請うて内願書の返戻を得、且つ藩邸の軍備を改定す。時に幕府海防の事に膺心し、新に水戸侯を起して其事に當らしめ、又令を諸藩に下して、嚴に節約を行ひ、武備を充實せしむ。此の如き形勢なりしかば、象山が年來唱説したりし海防策も、始めて幕府の顧みる所となり、且つ西洋砲術普及の事に任ずべきもの、象山を措きて殆ど復天下に求むべからざるを以て、阿部關老文聰公に謀りて、象山が江戸居住の許可を復せしむ。七月八日、昭道側役を辭す。

按ずるに、此波瀾の生ぜるは兩者が政治上に於ける立脚地の相違に由れり。象山元と威應公の知遇を受けて其海防の顧問となり、公が憂國の志を知る

こと尤も深く、且つ自ら常に國防の策に苦心す。此際に於て公の遺志を天下に表示せんと力ひるは誠に當然の舉なるが如し。昭道が憂國の志また熱烈なるものありしは其一生の言動之を證明して餘あり。しかも此際昭道方に感應公の附託を受けて財政整理の局に當り、公が財政に對する憂慮を知ること尤も深く、且つ其現状の不可なるを知ること尤も切なり。されば象山が局外より入りて積極的政策を取りしに反對せるは實に止むを得ざるの勢なるに似たり。此時若し感應公尙世に在らば、必ず能く兩者を統御して各其技倆を全うせしめたりしならん。然るに公既に在らずして遂に此波瀾を見るに至れるは誠に痛歎に堪へざるなり。

其後一日を隔て、更に大阪に赴き藩債を起すべしとの命を蒙る。抑も大阪に金を借るは松代藩年來の問題なりしが、昭道等事を用ふるに及びては、興利の事業を止め、新債を起さず、専ら儉約を行ひ、民力を養ひ、以て財政を整理し、藩基を鞏固にせんとす。蓋し天真公の時に於ける恩田木工の遺範に本づけるなり。然も今や積年の疲弊未だ癒えざるに、更に藩城再建、軍資準備、藩主結婚等の要ある

を以てし、遂に此事あるに及べり。既にして昭道一たび松代に歸り、九月六日又松代を發して大阪に赴く。大阪の富商等皆藩力を危ぶみて輒く昭道の言に應ぜず。昭道誠意を盡して撓まざるに説きしかば、一商(白山彦五郎)遂に之に感じて曰く、「我未だ松代藩を信ずるにあらず、たゞ君を信ずるのみ」と。是に於て契約將に成らんとす。時に感應公の後室八月十七日を以て卒去し、文聰公年少にして尙世情に暗く、藩中兩黨を生じて漸く相軋る。昭道先に松代を發するに臨み、(九月四日)不平派の近臣にして奥向に出入することを許されたる者(磯田小藤太)浮説を江戸の藩邸に放ちて曰く、真田貫道竊に其子を以て文聰公の假養子(幕府の制に、嗣子なくして死するものは其家名を絶つゝの事あり。故に未だ嗣子なきものは、私に假養子の約を結び置きて、萬一の變に備ふるなり)とするの意あり。望月貫恕初め其議を發し、昭道また之れを知る。これ予が藩城燒失前、城中に於て他の二人と共に、親しく昭道より聞けるところなり」と。公之を聞きて激昂す。不平の徒機に乗じて益々誣言を構へ、象山の力を借りて、盛に貫道、昭道等を排擠し、當路者の地位漸く危し。是に於て昭道の未だ使命を遂げざるに、藩使連りに

來りて召還の命を傳ふ。昭道竊に怪しみて大阪を發し、十一月三日松代に着せしが、幾もなくして職を退けらる。然も尙ほ未だ其何の罪なるかを知らざるなり。此時眞田貫道、鎌原貫唯も亦罷めらる。財政整理の政策是に於てか頓挫す。藩人或は謂へらく、感應公をして尙世を長うせしめば、革新の効當に大に見るべきものありしなるべしと。是より後、恩田貫實復た執政となり、山寺常山郡奉行側役頭取となりて軍議役を兼ね、佐久間象山督學となり、皆其志を得たり。

按ずるに、假養子説の何等の根據なきものなることは言を待たず。されどなほ或は讀者の疑あらんことを虞り、聊か之が説明を試むべし。抑も眞田貫道の系統は一徳齋公(幸隆)の弟鎌原幸定より出で、其宗家を離れてより既に十二世を経たり。而して其家は貫道が四世の祖の時始めて鎌原氏より分れた。其母(圓陽公信政の女)の姉の名跡を立つるが爲に眞田氏を稱したるのみ。此の如き疎遠の支族は決して眞假に論なく其宗家の繼嗣たるべきの理なし。たとひ貫道非望を企つとも、人豈に之を許さんや、幕府豈に之を認可せんや。貫道何ぞ之を理解せざることあらん。然らば則ち其説の

妄謬なること明なり。たゞ浮説を作るもの天保六年出石藩に仙石左京の騒動ありて其事尙世人の記憶に新なるを利用し、巧に此等の事に附會して未だ世故に熟せざる文聰公を驚かし、以て當路者を排斥するの導火となし、に過ぎざるのみ。然るに近臣高山内藏進は不平派にはあらざりしも、また事によりて貫道を怨み、此の流言に乗じて、貫道の野心を警戒すべきことを藩主に告げしかば、藩主は甚だ激昂し、急に手書を下して老臣小山田壹岐、鎌原貫唯を藩地より召す。是に於て貫唯先づ江戸に出でて鎮定を試みしが、其事容易に行はれず。此時佐久間象山又進んで之に關與し、自ら親戚松名侯松平猷に訴へて、昭道を排擠し、紛擾をして益々大ならしめしが、親戚松山侯板倉勝靜及び小山田壹岐其間に調停を行ひ、單に當路者の解職を以て其局を結ぶに至れり。而して假養子の説はたゞ導火線となりしのみにて、其後に於ける反對派の運動の際には少しも表面に現はれざりき。これを以ても亦其單に主聽惑亂の策に止まりしを知るべし。しかも此説裏面には長く潜みて常に藩主疑惑の種となりしかば、昭道之を憂憤し、其事君臣の



大義に關して士人の面目を汚辱すること甚大なりとなし、後年志を決して藩主に歎願し、終に浮説を放ちし者處罰せられて、其宛全く雪がるゝに至れり。而して昭道は尙他に浮説の作者あるを信じたり。(安政五年以後の條参照)

翌安政元年(二五一八)正月、ペルリ前年の約を踐み、軍艦七隻を率ゐて再び來航し、國書の回答を促す。幕府應接の所を横濱に設け、松代、小倉二藩に命じて警衛の任に當らしむ。藩乃ち國老望月貫恕を總督とし、佐久間象山を軍議役とし、砲を曳き兵を率ゐて之に赴かしむ。幕吏の措置極めて穩便にして、全く象山等の意外に出づ。此時常山亦浦賀の事情を探りて歸り、長岡監物、藤田東湖等と萬一の事變に對して豫め謀る所ありき。既にして吉田松陰が國禁を犯して米艦に乘せんとするの事露はれ、其辭象山に連なるを以て、象山も亦幕吏に捕へられて傳馬町の獄に繋がれ、遂に藩地に蟄居することを命ぜらる。是よりして常山獨り其志を得ること十年に及べり。

昭道在屈訴ふるに所なく、頗る熊澤蕃山の出處を慕ひ、讀書吟咏して以て自ら

遣る。其詩中に曰く、

有龍有龍蟄深淵、蝮蛇得時欲冲天、君不見上官行讒譖、屈平憂愁投汨流、又不見倫  
 檜橫邪日武穆、精忠死獄囚、勿怪天地否塞時、古往今來總如茲、  
 有客有客在一室、身在一室心在國、國恩欲報區々忠、忠誠不達塞閉極、指鹿爲馬無人辨、孤臣心裏有誰識、世上悠悠不足論、皇天上帝眼明白、  
 有客有客在一室、一室雖隘心自寬、俯仰不作天、與地人間快樂何加焉、受屈不改烈士操、笑傲自得氣浩然、燕雀不知鴻鵠意、富貴利達是浮雲、  
 有客有客在一室、受屈不屈意氣安、悠然仰天獨微笑、傍人不解心自閑、世事千變且萬化、福福榮辱是轉輪、十萬甲兵存胸裏、獨出獨入天地寬、  
 有客有客在一室、亂髮弊衣獨長吟、芳酒甘味不嗜口、風流名利不管心、起居無時只隨意、人間苦樂如不知、仙乎狂乎將安乎、世間只有碧翁知、  
 有客有客在一室、閑坐終日疎世情、庭前種竹幾十箇、翠色娟々物表清、興來獨酌一瓢酒、醉後枕肱亦絕妙、萬事漫然不管心、龍辱榮枯付一笑、  
 有客有客在一室、閑閱經傳觀古今、獨立不群慕夷齊、和而不流學展禽、堪憐世上輕

薄兒東走西顧一何疾生涯戚々身心勞不了英雄閑日月  
有客有客在一室讀書終日意氣豪溼而不緇磨不磷毀譽榮辱總囂々胸裏運籌萬  
里外精誠懷抱三千年英雄心事如白日窮達行藏付青天

有客有客在一室讀書終日友古人古人何人是傑出本居氏鈴屋大人卓識特達且  
強力能明古道辨本末偏見執拗雖未免天下因子覺醉夢世上悠悠知己少吾贊子  
說示後人

有客有客在一室窓前讀書觀古今古今讀書醉糟粕邪說妄言又空談空談邪說充  
天下天下滔滔識者鮮吾愛安藝山陽子英才卓識且能文尊王重內彰斯道立言著  
書惠後人雖儒臭猶未能脫寔是儒流絕倫人

有客有客在一室閑閱黃卷察天人天運所盛出人傑常陸邦君號西山特立特行磨  
不磷兼文備武名聲昌大修邦典明大義天下因君知尊王吾性從來無嗜好只願贊  
君弘大道

有客有客在一室從來欽慕西山君重內輕外明本末尊王抑霸正名分辨倫隱然因  
君叙嗚呼寔絕代名士惜君猶未免儒臭作事頗有佞儒癖儒佛元是殊俗教葬祭何

爲用儒禮當時文明未全開君生今須別有視  
有客有客在一室閑對書卷消長日胸裏已讀三百載天下英俊知是誰熊澤伯繼字  
了介聰明雄傑王佐才嗟君得志雖行時中道蹉跌不終志又嗟獻忠言幕下精誠不

察鋼幽地吾悲君意慕君賢所願從君終餘年  
有客有客在一室終日端坐且默然默中所觀是何物日地萬物備我身六經畢竟我  
注脚注脚萬卷總糟粕悠悠世上讀書生終身汲々舐糟粕

と。又獨柳子傳を作りて其懷を述ぶ。其辭に曰く、

獨柳子傳

獨柳子不知何許人也又不詳其名姓宅邊有一株柳故號獨柳子蓋擬淵明五柳云  
其爲人也志大才疎不走榮利獨立自適雖好讀書不求強解每有所得便至於不知  
手舞足踏雖常愛琴在座側不解音律興來則放歌撫弄而寓意而已性之愚一能不  
能成名而時或提長劍悲歌踏舞或閱經傳慨然永歎猶介不群則慕夷齊和而不流  
則學柳下惠又慕傳說孔明之爲人而心深抱杞憂矣用之則進而盡其愚舍之則退  
而守其愚不以進退窮達爲喜愠也性不嗜酒不喜味唯好喫烟而已故或號綠雲仙

人庭有櫻籬有菊櫻得春陽發花其鮮美冠百花而至落花則不殘片英愛其美且潔也菊至深秋放芳爲群芳之殿而能堪霜露愛其隱逸也家尤貧不給於仰事俯畜故嘗求小官而不爲恥又耕前圃專執賤役而不爲醜猶不給則爲人切芬而亦頗自得焉如將以終身

贊曰子與氏有云富貴不能淫貧賤不能移威武不能屈若斯人之流乎非無懷氏之民非葛天氏之民或曰日本信陽之狂夫雖然不知其所

と。抑も嘉永六年以來假養子の説常に文聰公の聽を惑はし奥向に於ては昭道等は恰も藩主の身に禍せんとするものなるが如くに傳唱せられ公が昭道等を嫌忌するの念止む時なし。昭道譏人が藩主の聰明を蔽ひて忠誠の志の通じ難きを憂ひ且つ其事の君臣の大義に關して士人の面目を汚辱せらるゝこと最も甚しきを憤ると雖も亦如何ともすべきなし。是に於て安政五年(二五二一)遂に病に託して隱居し家を長子美楯(平治郎時に十三歳)に讓る。其年冬始めて機會を得て書を藩老に致し往年浮説を放ちし者を糾明して以て藩主の疑惑を釋かれんことを請ひしが藩老は藩主の疑惑既に霽れたりといひて其請を容れざり

き。其後昭道藩老の言の一時姑息の計に出でたるを知りて大に言路の壅蔽を憤り翌年(二五二二)七月遂に志を決し竊に藩を脱して江戸に赴き更に冤を文聰公に訴へて其裁決を請ひ且此機を以て藩政の腐敗を陳述して之を匡正せんとす。(此時藩債已に十八萬兩に上り財政益々紊亂す)しかも事志と違ひ空しく藩地に送還せらる。これより當路者の詰問に對して屈せざるもの久しかりしが文久元年(二五二二)四月終に藩政を改革せんとしたるの名を以て強ひて蟄居を命ぜらる。此時假養子の浮説を放ちし者も亦其故を以て罰せられ昭道の冤全く雪がれ事始めて落着せり。(假養子事件に關する書類皆現存す。其事煩なるを以て今は概略を叙するに止めたり)

昭道是よりして心を述作に專にし皇道述義七卷(大正四年)下記の評説と共に日本國粹全書に收めて之を刊行す。九經談總論評説三卷(明治四十二年)陸軍大將乃木希典資を投じて始めて之を刊行し後に又國體總論と改題して之を國民道德叢書に收む。等を著す。前者は日本固有の道を發揮し後者は儒教の皇道と一致せざる所を駁す。其説熊澤蕃山に本づき(昭道自作の文に儒書爲神書



之注脚説」と題するものありて、蕃山の論に賛意を表せり。水戸學に出入し、(安政五年に藤田東湖の弘道館記述義を手寫して、之に評語を加へしことあり) 洋學に参照し、(太陽中心説は即ち西洋の説なり) 別に一家の言を成せり。其大旨に曰く、「太陽は太陽系に於ける形氣(即ち物質及び勢力)の本原なり。

昭道の意に曰く、太陽系以内は吾人の天地にして、吾人の道義に直接の關係あり。太陽系以外の事は茫漠として殆ど測るべからず。若し太陽を率ゐるの大太陽を求めば、層々として窮極する所なく、終に捕捉すべきものなきに至らん。此の如きは空言に近し。故に太陽系以外の事は姑く之を論ぜずして可なりと。

而して道義(即ち倫理的法則)はたゞ形氣の運行中に寓するものなるを以て、其本原も亦太陽より出づ。彼の儒佛老耶諸教の如きは道の本原を空々漠々の際に求むるものにして、皆大に謬れり。斯の道は即ち「誠」にして、「誠」は世界の達道たり。道の最も重きは、即ち君臣の間に於けるものにして、君臣其位を換ふべからざるは、即ち太陽と惑星と其位を換ふべからざるの理に同じ。我が上世の神皇、

獨り能く斯の道を明にし、能く斯の道を行ふ。是れ我國君臣の分最も正しくして、國體の尊嚴宇内に冠絶する所以なり。而して斯の道を以て、世界古今の學術を鎔鑄せるものは、即ち大日本の正學にして、之を「皇學」と名くべし」と。而してヒト、フタ、ミ、ヨ、イツ、ム、ナ、ヤ、コ、トを以て宇宙の眞理を寓する上世神皇の言となし、之を假りて日地人三才(昭道は天を以て地に對すべからざるものとし、天地人を改めて日地人となせり)の大經大法(即ち宇宙及人生の法則)を論述せり。嘗て曰く、「漢人頗る道義に精しきも、未だ形氣を詳にせず。西人頗る形氣に精しきも、未だ道義を詳にせず。能く道義を明にし、形氣を詳にし、小理未だ明ならずと雖も、大理已に昭明にして、少しく用ふる時は少しく益あり、大に用ふる時は大に益あるものは、唯我が皇道あるのみ。彼の國學者流の如きは、よく言語を明にすれども、未だ道義を明にせず、よく内外本末の分を明にすれども、未だ宇内の達道を明にせざるものなり」と。又古來皇統を算するに神武天皇よりするを以て、理に當らずとなし、宜しく天之御中主天皇を以て第一代となすべきを論ず。

昭道新に説を立て、曰く、天之御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神は異名同體

にして即ち太陽なり。天照大神といへるは即ち天之御中主國常立宇比地邇角代大斗能遲面足伊弉那岐大日靈貴の八神を總稱せるものにして、世に大日靈貴を以て太陽となし又女神となせるは皆誤傳なり。又神代は即ち上代なるを以て天皇の稱を神武以前に及ぼすも何等の不可あることなしと。

而して又其孔子を評するや、君臣の大義を説くに於て未だ其正を得ざるものありとなせり。其立言極めて大膽にして世上の學者の殆ど未だ道破せざる所に出でたり。是を以て其中往々奇僻に流るゝを免れざるものありと雖も、其皇道(原理論)皇法(政治論)皇學(教育論)を顯彰して國民の精神的統一を鞏固にし、以て世界を風化せんとするの熱誠に至りては、頗る擲すべきものなくんばあらず。

按ずるに獨逸の學者ヘッケルが「宇宙の謎」に曰く、「一神教は、之を大別すれば、自然論的一神教と人性論的一神教との二群となすを得べし。前者は即ち數千年前既に存在せし拜日教の如き是なり。拜日教は最も好く今日の一元論的自然哲學と調和し得べし。是を以て全く純粹の理性の光に照せ

ば、拜日教は神を人格的とする基督教などよりも確なる根據を有すといふべし」と。之を昭道の説に對照すれば、頗る興味を覺ゆ。

同藩の士綿貫守政は慷慨の士なり。嘗て京都に上りて、勤王志士の領袖なる田中河内介と相交れることありき。(文久元年河内介王政復古を謀りしが、事敗れて翌年春殺されたり。)此時年已に七十を踰えて家に在りしが、昭道の説を聞きて大に之を賛成し、其著作を慇懃せり。昭道が黽勉事に従へるは守政の力亦之に與かることなしとせず。是に於て始めて名を昭道と改め、戸隱舎と號す。詩歌を作りて曰く、

學<sub>レ</sub>文<sub>ヲ</sub>講<sub>シ</sub>武<sub>ヲ</sub>昭<sub>ニ</sub>居<sub>リ</sub>仁<sub>ニ</sub>由<sub>リ</sub>義<sub>ヲ</sub>養<sub>フ</sub>眞<sub>ヲ</sub>進<sub>メ</sub>則<sub>チ</sub>有<sub>リ</sub>事<sub>業</sub>及<sub>シ</sub>衆<sub>ニ</sub>退<sub>リ</sub>則<sub>チ</sub>有<sub>リ</sub>立<sub>言</sub>後<sub>ニ</sub>垂<sub>テ</sub>志<sub>士</sub>從來何<sub>レ</sub>徒<sub>ニ</sub>死<sub>シ</sub>進<sub>退</sub>窮<sub>退</sub>共<sub>ニ</sub>有<sub>リ</sub>爲<sub>ス</sub>

大道晦<sub>ニ</sub>湮<sub>ニ</sub>百<sub>ニ</sub>千<sub>ニ</sub>年<sub>ニ</sub>神<sub>皇</sub>至<sub>テ</sub>教<sub>漸</sub>失<sub>フ</sub>傳<sub>儒</sub>佛<sub>誤</sub>用<sub>敗</sub>皇<sub>極</sub>洋<sub>籍</sub>妄<sub>讀</sub>亂<sub>天</sub>眞<sub>天</sub>下<sub>滔</sub>々<sub>鮮</sub>

識<sub>者</sub>狂<sub>夫</sub>號<sub>泣</sub>訴<sub>日</sub>神<sub>ニ</sub>  
久方の天の磐屋戸開きにし神のいさをし慕はるゝかも。(手力雄神は即ち戸隱神社に祀る所なり戸隱舎の號は之に本づく)

いやなくも日の大神の御手取りて出しまつりし神業ぞこれ、  
かしこくも天のいはやと明けまし、神の心にならふ此ふみ。

是より先き、安政元年春、ペルリ幕府の回答を得て去り、尋でハルリス來りて條約を議す。安政五年大老井伊直弼遂に勅准を待たずして條約を締結す。是に於て天下の議論紛然たり。直弼強ひて之を壓せしかば、上下の人心益々激昂す。萬延元年(二五二〇)直弼終に水戸藩士の爲に殺さる。幕府の威柄大に衰ふ。文久元年幕府因て議して皇妹和宮を將軍家茂に降嫁し、公武の輯和を表し、海内一致して攘夷の功を奏せんと請ふ。朝廷已むを得ずして之を許す。是より公武合體の論起る。其翌二年(二五二二)八月京都に於ける公武合體派の勢力失墜して、尊王攘夷派時を得たり。其冬十一月三條實美等江戸に下りて攘夷の詔を傳ふ。昭道之を聞きて攘夷獨語を草す。其大意に曰く、「方今國家の急務は、人心を統一し武備を充實し、戦はずして自ら外敵を屈し、尙進んで世界の強國となり、終に萬國をして我に歸服せしむるにあり。然りと雖も、幕府の施設其宜しきを失ひ、儉安姑息風をなせり。何れの日か此大快事を見るを得んや。今や朝廷の

方針攘夷に決せるは誠に時宜に適せるの處置なり。抑も武備未だ充實せざるに當りて忽ち攘夷の舉に出でんとするは、國家を死地に陥るゝの危険ありと雖も、弊風を一洗して興隆の基を開くはたゞ此策あるのみ。而して此非常の策を行ふに當りては、先づ彼に訴ふるに貿易開始によりて生ぜる國內の窮狀を以てして、其反省を促し、彼聽かざるに及んで始めて戦を開くべし。是の如くんば曲彼にあり。我人心自ら一致せん。而して其最も肝要とする所は、在上者の誠意のよく士民の心に貫徹して、之をして甘じて君國の爲に死せしむること是なり。若し然らずして或は權謀に類するものあらば、人心是より離散して、國家の衰頹立どころに至らん。これ最も戒慎を加ふべきものなり」と。

此頃藩中の青年往々來りて昭道に學ぶ。昭道常に皇道を高談し、尊王攘夷の説を以て之を鼓舞す。此時昭道全く志を藩政に絶ち、早く著述の功を成し、之を携へて水戸に行き更に京都に入らんことを志し、が著述の計畫未だ半を成さざるに、時勢は益々急轉し、藩の政權もまた再び眞田貫道の手に歸したるを以て、久しく閑地に留まることを得ざるの運に會せり。時に文久三年(二五二三)なり。

是より先、佐久間象山久しく幕府の讒を蒙りて藩地に蟄居せしが、文久二年(二五二二)の除日に及びて、始めて赦命に接したるを以て、翌年正月二日直に文聰公に謁して藩政改革の説を進め、山寺常山等を退けて自ら政治の局に當り、大に兵制を刷新せんとす。用ひられず。次で三月、英國の軍艦來航するに會し、松代藩は横濱警衛の命を蒙り、文聰公親ら兵を率ゐ、常山軍議役として之に従ひ、松代を發して横濱に赴く。時に眞田貫道方に蟄居の中に在りしが、藩の大事に當りては、老臣の位に在るものとひ罪を得て蟄居せるものなりとも、決して黙々として坐視すべきに非ずとし、進んで公に謁して常山を用ふるの不可を説き、遂に常山を左遷せしめて、自ら藩政の局に當る。幾もなくして横濱警衛終りしが、次で御親兵を京都に貢するの事あり。藩益、多事なり。而して財政益、窘迫して、其負債の如きは、前年(文久二年)中已に二十四萬兩餘に達せり。此時嘉永六年ベルリ來航の年を距ること既に十年にして、貫道と昭道との關係復た前日の如くならず、高野眞遜方に貫道の帷幄に參す。眞遜は徒士なり。安政年間久しく江戸に遊びて河田興の門に學び、才名あり。藩に歸りて勘定目付役となる。是に

於て薪に擡でられて侍講となり、君側に在りて輔導の任に當る。此冬山寺常山閉門せらる。

元治元年(二五二四)三月、松代藩に、七月より九月まで禁裏南門の守衛に任ずべしとの命下る。是より先、前年八月、長門侯毛利敬親京都警衛の任を解かれ、三條實美等の七卿を奉じて西に去る。これより尊王攘夷派の勢力衰ふ。此年正月、將軍家茂自ら入朝して攘夷の容易に行ふべからざるを奏し、會津侯松平容保京都守護職として嚴に攘夷の説を唱ふるものを壓し、益々幕府の勢力を張らんとす。長藩の志士等大に之を憤り、竊に恢復を謀らんとし、陸續藩を脱して京都に上る。これより京中また騒然たり。松代藩が禁裏南門守衛の命を蒙れるは恰も此時に會せるなり。是に於て四月朔日、昭道始めて蟄居を免ぜられ、直に周旋方を命ぜられて京都に入り、朝廷幕府及び諸藩の士と往來し、天下の形勢を視察し、藩主入京の準備をなす。近臣北澤正誠(蘭壑の孫)と大日方正司との二人之と俱にす。蓋し往年の事ありしより、文聰公常に讒者の言に動かされて昭道を疑ふの心釋けず、貫道此機に乗じ、昭道をして一個の功績を立てしめ、以て公の意を

釋く所あらんとす。よりにて此命ありといふ。然も人或は以爲らく、これ貫道が、昭道の剛直を憚りて之を遠けたるなりと。これ或は事實の一面を傳ふるものなるべし。而して昭道一生最も得意の時代は即ち是より始まれり。

昭道京師に在りて益々尊王攘夷の志を固うし、長州藩士等の主張に同情して、自藩の爲に豫め規畫する所あり。尋ぎて六月文聰公上京の途に上る。真田貫道、高野真遜等之に隨ふ。是より先、佐久間象山幕府の徵を蒙り、此年三月を以て京都に上り、攘夷の説漸く沸騰するの間に立ちて、毅然として開港の説を唱へ、先づ山階、中川兩親王を説きて、之によりて聖旨を開導し奉らんとし、又皇居を彦根に遷して國論動搖の源を塞ぐの策を進め、會津の士廣澤安任、山本覺馬等と相往來す。(孝明天皇紀、會津史、公務日記、勝安芳に與ふる書による。)六月廿七日、文聰公大津に着するの日、長州藩士等の活動益々激しく、其京外に屯集するもの、既に嵯峨の邊に迫れるを以て、守護職松平容保兵を率ゐて禁中に入り、九門を鎖し、危機頗る切迫せるものあり。是に於て象山其夜馳せて大津の宿營を訪ひ、真田貫道によりて説を文聰公に進めて曰く、「長州の藩士等數千人、其君の冤を訴ふる

を名とし、兵器を携へて禁闕に迫らんとす。是誠に一大事なり。孰か京都の地形を察するに、防禦の利決して有るべからず。君今日此驛に來られたるは、實に天幸と謂ふべし。須らく此處に駕を駐められ、玉座を彦根に移されんことを建白せられ、湖上渡御の路を警衛して、以て非常の功を立てたまふべし」と。公之を許さず。象山固く執りて肯て退かず。公遂に護衛の兵士に命じて之を却けしむ。(此項真田貫道著一誠齋紀實による。)時に昭道象山と相會せざること既に十一年。始め昭道の京に赴かんとするや、文聰公北澤正誠をして内命を昭道に傳へしめ、必ず象山と争ふことなからしむ。而して此時象山方に幕府の機密に參す。是に於て四月昭道の着京するや、其月十七日、象山が姉に與ふる書並に北澤正誠滯京日録による、直に正誠等と共に象山が寓居を訪ひ、交情を疏通し、形勢を談じ、以て藩の爲にする所あらんとせしが、象山面會を拒絶したるを以て、昭道は主命を顧み、また争はずして去りき。大津の事ありし夜、文聰公象山の退かざるを聞き、怒りて曰く、「宜しく昭道をして象山が議論に當らしむべし」と。然も遂に其事あるに至らずして止む。既にして象山が彦根行幸の建策は、長州藩士



等の知る所となりて、大に其怒を招く。幾もなくして其徒肥後人河上玄齋等象山を途に要して之を殺す。

按ずるに、是より先、安政五年冬、井伊直弼、主上を彦根に移し奉らんとするの風説あり。吉田松陰之を聞きて憤激し、其藩に建議し、少壯有爲の士を京都に遣りて、兒島高德の事を行はしめんとせり。安政五年十月二十三日、松陰が清水圖書に與ふる書參照。然らば、則ち長州人士が彦根遷都の説に對して反感を懐けること、其由來久しといふべし。象山の遷都策は天下の紛亂を鎮定して開國の國是を確立し、智識を世界に求めて國家の富強を圖らんとするの誠意より出づ。(此年六月二十九日勝安芳に與へたる書及び七月七日郷里の留守宅に寄せたる書參照。)しかも此時人心益幕府を厭ひ、革新の機運は到底止むべからざるの勢なりしかば、遂に其主張に殉ずるに至れり。藩其横死を咎めて、其家祿を褫ひ、其子恪次郎を放つ。恪次郎逃れて幕府の新選組隊長近藤勇に投じ、後薩摩に走れり。昭道竊に藩の處置を以て酷に過ぎたりとなす。後明治三年春夏の交、恪次郎父の讐を復せんとして却て敵人の反撃を

懼れ、來りて昭道に倚る。(此時東京に在り)昭道之を憐み、子美楯に命じて善く之を庇護せしめて曰く、「象山我に違言ありしも、固より政敵にして私讐にあらず。況や其子また我に於て何の罪かあらんや」と。既にして危機益々迫り、七月十九日長士遂に禁闕を侵すの舉あるに至りしが、警衛の諸藩兵に防がれて事成らず。此間に於て松代藩は昭道等の主張に本づきて竊に尊攘の志を懷き、初めは言を南門の警衛の忽にすべからざるに託して、兵を太秦口に分ちて長州の先鋒に當るの命を辭し、此日また先づ兵を禁中に進めて玉座を守護し、敢て戦線に出でず。然るに之によりて頗る幕府の旨に忤ひ、直に歸國すべきの命を受く。文聰公百方陳謝して、纔に事無きを得しが、次で大阪城傳法口警衛の命を受け、更に征長先鋒の命を受く。昭道大阪に赴きて警衛の手配をなし、又高野真遜と共に江戸に急馳して先鋒の任を解かれんことに努め、辛うじて免るゝことを得たり。

翌慶應元年(二五二五)春、文聰公の京を去らんとする時、昭道再び召出されて、安政五年以來隱居の身分なり。京都の留守居となり、一たび國に歸り、家を擧げ京都に移り、此時、途中六十日を費す。木曾福島の關所に於ける女手形の故障の爲な

り。當時旅行の困難想ふべきなり。伏見街道淨雲寺に宿す。長子美楯(平治郎)入と爲り忠烈順孝にして才學あり。此時年正に二十。留守居見習となりて、父と俱に天朝幕府及び諸藩の間に周旋す。

慶應二年(二五二六)三月、文聰公病身職に堪へざるの故を以て隱居し、宇和島藩主伊達宗城の子幸民(泰寬公)を養うて家を繼がしむ。時に年十七。昭道是よりして宗城に知らる。宗城後昭道が皇道の説を聞きて大に之を推稱し、特に皇道述義を借覽して、其一本を贈寫せしめたりといふ。四月、泰寬公上京して朔平門を警衛し、八月解任して松代に歸る。秋、五條通川東若宮八幡の側に於ける藩邸の經營新に成り、縉紳及び諸藩士を招きて盛宴を張る。冬、席次公用人の上之列し、又武具奉行を兼ね、藩邸の武器を管す。昭道春來寧日なく、秋に入りてよりは、毎夜僅に三四時間の睡眠を取りしのみなりといふ。以て其劇務の狀を察するに足るべし。

時に岩倉具視文久二年八月、讒を蒙りてより久しく岩倉村に蟄居す。然も其志常に皇室に存して、窮困の身に迫るを忘れ、徐に世變を察して、密に大久保利通

等と謀り、諸藩の志士を糾合す。嘗て昭道父子を知り、其女を以て美楯に與へんとせしが、昭道其門地の懸隔甚しきを以て之を辭せり。(久保成氏談)

此年十二月、孝明天皇崩じ、翌慶應三年正月(二五二七)今上天皇踐祚したまふ。御年甫めて十六。天下是より益多事なり。此年十月十四日、將軍徳川慶喜政權を朝廷に奉還す。是に先だつ一日、慶喜、加薩尾紀越土以下四十餘藩の重臣の京都に在るものを二條城に召集し、關老板倉勝靜をして、其可否を諮詢せしむ。此時昭道亦之に列し、進んで之を懲通するの論をなせり。是に於て、朝廷其請を容れ、乃ち十萬石以上の諸侯を京都に召して、國是を審議せしめんとし、二十日先づ應急の處置に關する案を具して、之を諸藩在京の重臣に諮る。昭道直に贊成の意を表し、政權奉還の美舉なる所以を述べて、之を大國主命の讓國に比し、永く徳川家の後を優遇せられんことを請ひ、又三條實美等に關しては、西國諸侯の請願を採用して、速に京都に召還あらんことを請ひ、且つ外國の取扱につきては、宜しく大義に本づきて、萬世不易の國是を確立し、利害を詳にして守備を嚴にし、道義を正しうして、外國交際の法則を立つべきを論ず。昭道が所謂國是とは、即ち攘

夷に外ならず。而して昭道は之を自主的外交の義に用ひたり。其建白書の一節に曰く、

外國之事

右尚召之諸侯上京公論衆議之上御決定可相成候得共、先差向御取扱之處尋被下候事。

此段乍恐一時御差向之義ニ御座候共、深ク宇内古今之形勢情實ヲ御洞察被爲在、天下萬世ヲ御達觀御通視被爲遊、皇國御維持之御大計御一定被爲在、然後一時御差向之義ニ御座候共、右御一定御大計ニ障礙ヲ生ジ不申、萬世一點御患害ニ不相成候様、重々乍恐深厚ニ御熟慮被爲遊、被爲盡衆議候上ニテ、御施行ニ不相成候テハ、無遠慮時ハ必ズ近憂ヲ生ジ候義ト奉存候。依之尙重々乍恐聊奉存候儀、謹テ左ニ奉申上候。

○明大義、御國是ヲ被爲立度御事。

右自然モ利害ニ依テ御國是ヲ被爲議候節ハ、乍恐利害百端、衆議紛々、御一定之期有御座間敷歟ト奉存上候。右ハ漢土周代之滕文小國ヲ以、齊楚大國之間ニ罷

在、深ク恐レ候ヨリ、之ニ處スルノ方ヲ孟軻ニ問候節、對テ申候ニ、是謀非吾所能及也。無止則有一焉、鑿斯池也、築斯城也、與民守之、效死而民弗去、則是可爲也。又問候節、對テ申候ニ、昔者大王居邠、狄人侵之、事之以皮幣、不得免焉、事之以犬馬、不得免焉、事之以珠玉、不得免焉、乃屬其耆老而告之曰、狄人之所欲者、吾土地也。吾聞之也、君子不以其所以養人者害人。二三子何患乎無君、我將去之。去邠、踰梁山、邑岐山之下居焉。邠人曰、仁人也、不可失也。從之者如歸市。或曰、世守也、非身之所能爲也。效死勿去。君請擇於斯二者ト、孟軻之書ニ相見エ候義ニ御座候。孟軻之書不可取義多端ニ御座候得共、右立論ニ於テハ、是ヲ天地鬼神ニ質候テ一點無疑者ニ御座候テ、即大義ニ依テ言ヲ建候義ト奉存候。異邦小國之事、且異邦人之言語ヲ取候テ奉申上候義、深厚奉恐入候得共、乍恐何レノ世何レノ國ニ御座候テモ、右二者之外、決テ他ニ道ハ無御座義歟ト奉存候。右様ニ御座候處、乍恐堂々タル天朝、外夷之覬覦ニ依テ、狄人之所欲斯土地ト可被爲避之義、恐多クモ皇祖日神ニ奉誓決テ無之御事ニ御座候得バ、乍恐上下一心死ヲ決テ御國ヲ奉守護之外、決テ他ニ道ハ無御座義ト奉存上候。君父辱ヲ受候時ハ、臣子致死候ハ、人生之大義ニ御

座候得共、君父之御國、萬一モ辱ヲ被爲受候様之義、御座候節ハ、凡皇國之御臣民ニ候者、誰カ憤激決死不仕候者可有御座哉、悉ク效死候義、素ヨリ當然之義ト奉存候、依之重々乍恐攘夷之御大義、嚴然御英斷、御國是被爲立度御義ト奉存上候、左候處、世上ニテハ、攘夷ト鎖港トヲ混同仕候論說モ御座候哉、傳承仕候義モ御座候處、攘夷ト鎖港トハ素ヨリ別段之義歟ト奉存候、鎖港ハ、外國人一切御國地へ來リ候ヲ御禁絶被爲在、外國人ト見懸候へバ善惡ヲ不問追拂ヒ膺懲シ候義ニ可有御座候處、攘夷之義ハ右ト相違仕、外國人之實ニ善意ヲ以來リ候者ハ是ヲ信好撫懷セラレ、來テ御國之御患害ト相成候者ヲバ攘斥シ膺懲候義ト奉存候、依之開鎖之義ハ攘夷中之二大伴ニ御座候テ、時勢ニ隨ヒ利害ヲ詳ニシ、可開時ハ是ヲ開キ、可鎖時ハ是ヲ鎖候義ニテ、開鎖之二端ニ深ク拘泥可仕義ニハ有御座間敷ト奉存候、左候處、外國人之來テ御國之御患害ヲ仕、御讎敵トモ罷成候者ハ、即朝敵ニ御座候間、是ヲ賊ト呼ビ夷狄ト名附候テ、當然之義ト奉存候、其來テ御國之御憂ト罷成候者ハ君父之大讎ニ御座候テ、共ニ不可戴天之朝敵逆賊ニ御座候、是ヲ攘斥膺懲候義、即チ天地之大義ニ御座候テ、乍恐神皇之御大道

ニ御座候義ト奉存上候、依之尙重々乍恐何卒攘夷御宸斷、御國是御殿定被爲遊、皇國御維持之御大本ヲ被爲立、萬世御一定、天下遵奉仕候様被爲在、度御義、乍恐深ク誠ニ奉至願也。

○詳利害、嚴重御守備ヲ被爲設度御事。

右ハ深ク宇内之形勢情實ヲ御觀察被爲在、時勢之變遷ニ隨ハセラレ、皇國四邊之御守備御措置、御遺算爲之様、嚴重御確定被爲在、大義ヲ明ニセラレ、大ニ士氣ヲ御振作被爲在、攻守之道ヲ詳ニセラレ候テ、大ニ御兵制御、兵略ヲ被爲立、城堡船艦、大砲諸般之兵器、烽燧、糧穀ニ至リ候迄、御全備御充足被爲在、大ニ形勢ヲ被爲張、海内之諸藩一心一致盡力守禦相成候様、其道ヲ被爲立、天下之銳氣、御國中ニ溢レ、餘威八表ニ震候様被爲遊度御義ト、尙乍恐誠ニ奉至願候。

○正道義、御交際之御法則、御嚴重被爲立度御事。

右ハ萬國之尊卑等第、並通信通商之事實、交際之法則ヲ詳ニセサセラレ、禮制ヲ明ニセラレ、信義ヲ厚クセサセラレ、萬世御患害之無御座様被爲遊度、乍恐謹テ粗大地之形勢ヲ觀察仕、古今之沿革ヲ傳聞仕、萬國之尊卑ヲ通聽仕候ニ、皇國ハ

大地之元首萬國之宗國ニ御座候テ、天朝ニハ宇内之至尊、世界人間之極尊ニ御座マシ、御國ハ即チ皇國ト奉稱候義ニテ、外國唱候處之帝國王國ト比倫セラレベキ御事ニハ有御座間敷奉存上候。左候得バ、外邦帝國ト唱候者モ、皇國ニ奉交候ニハ、猶王國之帝國ニ交候禮節ヲ取り候義、當然之條理ト奉存候。乍恐皇國ハ天祖日神ヨリ被爲賜候御國ニ御座候テ、乍恐皇統ニハ實ニ日神之御神孫ニ被爲在、天位ヲ無窮ニ被爲踐候御義ニ御座候得バ、世界萬國誰カ比倫可仕者可有御座哉。能ク此道義ヲ昭明ニ外國ニ御告諭御座候ハバ、必敬服可仕義ト奉存候。何卒厚ク此大義ヲ明ニセラレ、御國體御儼立被爲在、大ニ宇内ヲ御制御被爲遊候御大基本ヲ被爲立度御事ト奉存上候。然上ニテ、通商貿易之儀ハ、利害得失之道ヲ詳明ニセサセラレ、萬世御弊害之無御座候様、御信義不被爲失候様、深厚被爲盡衆議、御規則御確定被爲在、度義ト、乍恐重々奉至願候。右之段御尋被爲下候御儀、微賤之私儀、誠ニ感激伏泣ニ不堪、不顧身分、不避萬死、重々乍恐謹デ此段奉言上候。誠恐誠惶頓首々々謹言。

十月二十一日

と。昭道の此建言をなすや、中心深く決する所あり、明治三年舊藩主よりの感狀に、斷然大義を唱明して藩名を輝しとあるは、此の建言を其初とすべきものなるべし。美楯も亦熱心に之を賛成し、父子徹夜して起草淨書の事に當り、下問の翌朝直に之を提出したり。此時其飛鳥井傳奏に致したる書に曰く、

乍恐謹で御亭下迄奉懇願候。今般御尋被爲下候御義、誠に以冥加至極難有仕合奉存上候。微賤之私儀、不顧身分奉申上候義、重々深厚に奉恐入候義に御座候得共、私體微賤之者迄、重き御尋被成下御義は、乍恐誠に御非常御破格之御事歟と奉存上候。此御時節に當り聊も存付候義、默止罷在候ては、乍恐皇國之御臣民と生れ出で候甲斐も無御座義と奉存、感憤相勵奉申上候義に御座候之處、素より信濃守に御尋之御義に無御座候間、私儀一己之志願奉申上候義に御座候て、聊も信濃守所存承り候て奉申上候義に無御座候間、此上信濃守へ御尋被成下候節は、如何様御答可申上哉。右は私儀奉申上候儀に少しも關係可仕儀には無御座儀と奉存候。重々乍恐、此段厚く御含被成下、至情御憐察被成下置度、謹で奉歎願候。誠恐誠惶頓首謹言。

と。此時に當り、徳川の親藩及び譜第の諸侯等、概ね疑懼の心を懷き、滔々として西國諸侯等の爲す所を非とし、江戸に於ては、紀州藩主唱して、十一月三日諸藩の重臣を會し、寧ろ朝廷の陪臣となるとも、徳川家を戴くを忘れずして、濫に朝廷の召命に應ぜざるべしと決議し、之を在京板倉閣老に通ず。其後同月十三日又重臣會議を開きて前日の論を確め、各藩よりして更に使節を板倉閣老に送らしむ。又京都に於ては、彦根大垣諸藩主唱して十一月十一日在京二十八藩の重臣を會し、徳川家の命令に従はんとするの議を決して、連署して書を朝廷に上る。朝廷之を却く。此時昭道亦此議に與かりしが、稠人中、獨り毅然として佐幕の非理を説破し、勤王の大義を唱明し、毫も屈する所なく、松代藩をして遂に此連署中に加はらざらしめき。美楯此間に在りて亦能く父を佐け、奮つて事に従へり。抑も此等の擧たるや、昭道父子が其志士の本領を發揮せる所以にして、功成らば之を藩主に歸し、成らざれば自ら咎を受くるの決意に出で、固より藩主の意を受けたるものに非ざりき。是を以て藩地或は誤傳して昭道幕吏に縛せらるといふに至れり。

此年十二月九日、朝廷大に會議を開き、攝關將軍以下を廢して、新に總裁議定參與の三職を置く。是に於て大政朝廷に復す。報、江戸に達す。是に於て十三日夜に及び、幕府に列藩大會議あり。此時眞田貫道病みて出でず、小幡内膳をして代りて赴かしむ。内膳故らに明確なる意見を吐露せず。是よりして幕吏の松代を監視すること頗る嚴なり。既にして二十五日に至り、幕兵江戸の薩州邸を砲撃するの事あり。危機益迫る。藩主乃ち命じて藩地の兵を江戸に召し、以て萬一に備ふ。時に藩主徳川氏不言の牽制を受け、未だ朝廷の徵召に赴かず、又大阪に退ける前將軍の召に應ぜず、病と稱して淹滞して江戸に在り。たゞ先づ十一月十二日重臣赤澤蘭溪及び北澤正誠を京都に參着せしめしのみ。翌明治元年(二五二八)正月三日、徳川慶喜、會津桑名の兵を率ゐて京都を侵し、大に伏見鳥羽に戦ひ、一敗して大阪に退き、七日終に海に航して東に走る。九日昭道京都を發して江戸に急馳す。十二日慶喜江戸城に達し、再擧の意を列藩に通ず。次で昭道亦江戸に著し、藩主並に眞田貫道、高野真遜に會して、詳に京都の形勢を説き、益勤王の意を固うせしめ、且つ大に其方策を盡す。既にして老中小笠原長行の臣

多賀長兵衛大に松代藩を説き、徳川氏の爲に出兵せしめんとす。然れども藩は既に決せるを以て、辭を設けて之に従はず。十九日に至り慶喜又藩主に命じて甲府城代たらしむ。藩主亦辭して就かず。

偶々浪士相良總藏等、客年十二月廿五日、幕兵の爲に江戸の薩州邸より逐はれて京都に逃れしが、更に公家の少年高松實村等を擁し、官軍の先鋒と稱して、出て東山道を徇へ、府庫を封じ、金幣を收む。美濃信濃の諸侯風を望んで之に歸し、迎接甚だ謹み、たゞ其歡心を得ざらんことを懼る。既にして其勢漸く松代に及ばんとす。藩人素より勤王の志ありと雖も、未だ京都江戸の事情を詳にせざるを以て、或は妄に官軍を引き、却て徳川家の怒に觸れ、不測の禍に及ばんことを懼る。而して松代に退隱せる文聰公の、真田高野を憚ばざるに會し、山寺常山等盛に佐幕の論を發し、よりて以て權勢を挽回する所あらんとす。警報江戸に至る。昭道乃ちまた急馳して藩城に赴き、京都江戸の形勢を説きて、大に勤王の論を鼓吹し、佐幕論者を屏息せしむ。しかも所謂官軍の先鋒なるものに至りては、昭道固より之を信ぜざるなり。既にして二月九日に及び、僞官兵の使節(監軍西

村謹吾)も亦至る。文聰公昭道をして之に應接せしめ、且つ親しく之に命じて曰く、「使節の言に従はんとすれば欺かれんことを恐る。従はざらんとすれば賊名を受けんことを恐る。藩國の大事此時に在り。寡人獨り卿に任じて重しとなすのみ。卿其れ之を勉めよ」と。昭道感奮し、誓つて報效を期す。是に於て其使節に面し、斷然として之を却け、若し抗辯せば、直に軍卒をして之を捕縛せしめんとするの勢を示す。使節蒼皇として遁る。昭道追うて鼠驛、松代の南方七里に至り、竊に金を與へて去らしむ。越て數日、政府よりの出兵催促及び松代藩に信濃十藩の觸頭を命ぜらるゝの報始めて松代に達し、次で東山道大總督府より僞官兵に欺かるゝ勿れとの通告至る。一藩皆昭道の活眼に服す。初め嘉永六年の事ありしより、文聰公常に讒者の言を聽きて、昭道を疎んじたりしが、此時始めて親しく昭道と語り、信任甚厚く、君臣の情交また舊日に復するに至れり。人以て誠あるものは必ず知らるゝの時ありとなす。抑も松代藩は歴史的感情の徳川氏と背馳するものありて、自ら勤王を賛するの傾向ありと雖も、既に久しく譜第に列して且つ徳川の裔を戴き、又其封地江戸に近く、其境を接するものは、皆

譜第の諸侯たり。(上田に松平氏、小諸に牧野氏、松本に戸田氏、須坂に堀氏、飯山に本多氏、越後高田に榊原氏あり。其他信濃の諸侯岩村田の内藤氏、田野口の松平氏、高島の諏訪氏、高遠の内藤氏、飯田の堀氏の如き皆譜第たらざるはなし。)故に其進んで勤王の事を行はんとするや、其苦心實に測るべからざるものありき。此時に於て松代藩に於ける勤王論者の中堅は實に昭道に在り。其京都に在りて周旋する所宜しきを得、伏見役後江戸松代の間を奔走して藩の機務を參贊し、松代藩をしてよく滔々たる譜第諸侯の轍を履むに至らざらしめしは、其功與りて頗る大なりとすべし。昭道乃ちまた江戸を経て二月下旬京都に還る。此時旗奉行を命ぜらる。

既にして慶喜恭順せしを以て、藩主も亦朝廷の召に赴かんとして先づ松代に歸りしが、戰機益々迫るを以て暫く松代に留り、又朝命を奉じて兵を甲府に出す。すべて七百九十六人なり。時に徳川の脱走兵或は甲州に屯し、或は越後を徇へ、勢頗る猖獗なり。而して藩中朋黨の禍尙結んで解けず。藩主上京の慮に乗じて或は佐幕の徒の頭を擡げ來らんとするの虞あり。是に於て少壯藩を憂ふる

の士久保成(成は常山の親戚にして又象山及昭道の門人なり。而して常に昭道の勁直純忠に推服し居たり。文久三年御親兵として京都に上り、又藩に歸りて代官となる)書を執政に致して、昭道を召還し、以て藩基を固うせんことを請ふ。其文に曰く、

(上略)萬々一御在京御留守中、何様の事變近隣に不起共難申、右様之節、只今之分にては、必動搖可仕義と奉存候間、格別にも根基を總括致候士を被爲得、人心を御固結被成下候様仕度奉存候。(中略)就ては、盟て私恩私讎を分毫も心頭に不置、公明正大純一に御國家の御爲苦心仕、其人を尋求仕候に、輿論之所歸、衆志の所向に依て、更に又一心に反求仕候處、長谷川深美に止り可申奉存候。勿論同人義、頗る短所も御座候て、世間に於ても、異學執拗の評も紛々御座候へ共、其短を捨て、先同人を以て根本と致し、短所は諸有司に於て如何様にも規諫致し、共に必死を期し、血肉を國家に盡し候心得にて、奉職仕候はゞ、御國家の盛隆、期して可待義奉存候。(下略)

と。亦以て昭道が一藩中に於ける位置の如何なるものなるかを察すべきなり。



然るに越後の賊徒益猖獗なるを以て、藩主更に朝廷に請うて藩地に留まり、専ら軍務を督す。次で賊魁古屋作左衛門等、甲州の賊兵と相呼應せんとし、越後より進みて信濃に入る。飯山藩、援を松代に乞ふ。松代藩乃ち意を決して兵を擧げ、河原均を總督として之に赴かしむ。未だ至らざるに飯山城また賊の有となる。既にして尾州の兵も亦至る。松代の兵之と共に飯山城に迫り、奮撃して賊を走らす。時に四月二十五日なり。此時信濃の諸藩概ね形勢を觀望し、僅に岩村田藩の一小隊の參加するありしのみ。小諸藩の如きは先鋒既に戦を交ふるを聞くや、巧に言を設けて、倉皇軍を收めて還る。松代藩また強ひて之を止むるを得ず。其意蓋し賊軍と相呼應して松代の背後を脅すに在りしといふ。飯山城の賊徒潰走してより信濃の諸藩また動搖せず。既にして松代の兵大擧して越後に入り、他の諸官軍と共に大に雪嶺與板長岡等に轉戦して、屢々偉勳を樹て、進みて岩代に入り、九月二十三日遂に若松城を陥る。此時松代藩のライフル施條砲の威力大に衆目を駭かしたりといふ。凡そ松代藩が東北征討に加はるに當りては眞田貫道、高野眞遜の功最も大なり。

昭道此間に於て京都留守居を以て内外に幹旋す。四月松代藩に下京取締を命ぜらる。五月十五日朝命昭道に下りて、軍務官判事試補に任ぜらる。次で徵士として行政官權辨事に任ずるの命あり。蓋し試補は雇の官にして未だ藩籍を離るゝに非ずと雖も、徵士に至りては純然たる朝廷直隸の臣にして、既に藩臣の名分を失ふものなり。昭道素より朝命の辱きを知ると雖も、亦以爲らく、藩主の同意を待たずして自ら藩を去るが如きは君臣の義に於て缺くる所あるを免れずと。乃ち徵士の命を固辭し、尙試補の前職に在り。而して又尙留守居として藩事を執掌す。昭道此時の事情を叙して曰く、

徵士の儀は藩を離れ候儀にて、一時の御雇とは大に異なる儀に有之候間、私へ直に被仰付にては、何分御請申上兼候儀、孰れにも藩主へ被仰付、被下度、藩主より御請申上候様申付候上にて、御請申上候て宜しき筋に有之候は、御請可申上、もし又藩主より御請申上候様申付候ても、私心中安じ兼候儀有之節は、御請申上兼候儀も可有之旨、申立候處、辨官勘解由小路殿申され候に、是迄諸藩士孰れも右同様の被仰付に有之候處、右様之儀申立候者一人も無之、足下右様の儀

申立てられ候共、朝廷御振合も有之、諸藩見渡しも有之儀に付、申立てられの趣は御採用には相成間敷旨、御申聞有之候間、右は成程御申聞の通りにも可有之處、右を強て申立候は、奉恐入候へ共、諸藩士は兎も角も、私儀は孰の道只今速に御請は申上兼候旨、申立候處、勘解由小路殿御申聞に、右様の儀強て申立てられ候ては、其藩主を重んじ、朝廷を輕蔑する筋に相當り、朝廷へ對し奉り候ては、不敬不忠の譯には無之哉と、申聞られ候間、右は決して左様には無之候、一體私共儀は、素より藩臣に有之候間、藩主を輔佐し、藩主をして敬忠を朝廷に盡さしむるの職分に有之候て、直に朝廷の御用を可相動身分には無之候、忠臣は孝子の門に求むるの古言も有之候儀にて、其藩に忠ならざる者の、朝廷に忠を盡すと申す事は決して無之道理に候、其暫く忠を朝廷に盡す如く相見え候は、全く偽忠にして、眞忠に無之候間、右様の者を御頼みに思召され候は、朝廷に於て必ず御後悔も可有之候、依之何卒其藩を忘れず、又其藩に私せざる者を擧げられ、御用被仰付候は、朝廷の御爲にも可相成儀と奉存候旨、申立候處、勘解由小路殿言葉なく引込まれ、やゝ暫くありて又出でられ、段々申立の儀も有之に付、別

儀を以、今日被仰付之趣、御取消御書附返上被仰付候旨、相達せられ候に付、申立之趣、御聞届被下、難有仕合に奉存候旨、御請申上、御書付返上致候。

と、次で越後柏崎民政取締として赴任するの事を命ぜらる。足痛あるの故を以て之を辭す。實は京都留守居の事あるが爲なり。七月五日、書を輔相岩倉具視に上り、大政の基礎を皇道に置きて、君臣の大義を明にするの最も急務なるを論じ、尙廣く諸般の制度を論じて、大學校を興すべきの事に及ぶ。實に其皇學の説を發揮せるものなり。其文に曰く、

謹而申上

乍恐今般皇政御復古萬機御一新之御儀ハ、實ニ前古未曾有ノ御大盛事ニ御座候テ、誠以皇國ノ御祥福天下ノ大幸此上モ無之御事、全ク皇祖皇宗列神之御威靈ヨリ發シ候御儀ト、重々乍恐感激歡喜ノ至ニ不奉堪、眞ニ皇統天日ト共ニ御降盛、大地ト共ニ翳リ在ラセラレズ、天照大神神勅今日ニ至テ益新ナル御事ト、感歎拜伏奉リ、大ニ宇内ヲ御制御遊バサセラレ候御大本モ、斯ニ相立候御義ト奉存上候、然處千載ノ御一時、御大切至極ノ御大機會、乍恐皇國ノ御安危モ亦斯

ニ可有之御義ニテ、誠ニ大喜大懼ノ御際會、重疊乍恐何卒厚ク御敬慎御戒懼御深謀御遠圖、一點ノ御遺慮御失計無御座、實ニ萬世不拔ノ皇基ヲ御振興御確立在ラセラレ度キ御義ト、深ク奉至願候。

○御一新御大變革、天地ヲ御一洗在ラセラレ候ニ付テハ、申上候迄モ無御座、乍恐御在上ノ御方々ヲ奉初、厚ク大道ヲ明カニセラレ、大義ヲ詳ニセラレ、公明正大、舊習ニ泥マセラレズ、親故ニ私セラレズ、偏ニ皇國御維持、天下泰安、皇統御隆盛、億兆康寧、海外率服、御國體尊嚴、眞ニ宇内ノ宗國世界ノ極尊ニ在ラセラレ候御實體相立候様、天下一心斯所ニ注目勉勵仕、乍恐御祖先様ヘノ御大孝、天下ヘノ御大仁、大ニ立タセラレ候様盡力賛成有御座、度然ルトキハ、私家ヲ營マセラレズシテ私家ノ便宜ヲ得ラレ、親故ニ私セラレズシテ親故ヲ保救セラレ、私情モ亦從テ達候義、天下ノ人能ク大小輕重公私本末ノ次序ヲ明ニシ、其條理失誤無之様有御座、度御事ト、誠ニ至願仕候。

○御復古ノ義ハ、乍恐何卒應神天皇御以前ニ被爲復候ヲ以テ御期的ト遊バサセラレ度、皇政ノ御復古ハ、即チ皇道ノ御復古ヲ以テ御眼目トセラレ度御事ニ御座候テ、乍恐應神天皇以上ハ、至誠一貫、皇統純一、君臣ノ道明カニシテ、民志一定ニ候故ヲ以テ、御國體尊嚴、天下泰安、皇威四表ニ輝キ、海外率服仕候義ニテ、其後往々儒佛ノ弊大ニ皇道ヲ傷シ、皇法ヲ害シ、御國體ヲ損シ、後世ノ御深患ト相成候義、誠ニ淺小ナラズ、大ニ御取捨有御座、度御義ト奉存候。何卒此御大改革ニ當リ、乍恐千有餘年ノ御弊害ヲ御一洗在ラセラレ度キ御事ト、重々奉至願候。

○恐多キ義ニ御座候得共、古事記、書紀、令式ノ御大典ニモ、儒弊佛害頗ル多ク御座候義ニ付、此御一新ニ當リ、大ニ皇道皇法ヲ昭明ニセラレ、儒佛ノ弊害ヲ除カセラレ度御事ト奉存候。

但神道者國學者ノ徒、表ニ儒佛ヲ排斥シ、裏ニ儒佛ノ末節ヲ附會牽合シ、荒唐不經謬妄ノ言說ヲ發シ、遂ニ大ニ神皇ヲ誣奉リ、世人ヲ欺キ、皇道ヲ敗リ、皇法ヲ亂ル等ノ說、御一洗在ラセラレ度、儒流新井君美、山崎敬義、賴襄ノ徒、能ク力ヲ邦典ニ用ヒ、頗ル皇道ニ益スル所有之候得共、未ダ古典ノ眞義ヲ明カニセズ、本居宣長、平田篤胤ノ輩、大ニ心ヲ古典ニ盡シ、實ニ皇國ニ大功勞有之候得共、未ダ皇統ノ御本體皇道ノ實體ヲ詳ニセズ、水戸ノ學ノ如キモ、猶未ダ皇統

皇道ノ御大本御全體ヲ昭明ニスルコト不能候義、誠ニ可惜義ト奉存候。

○皇統ノ御大元ヲ明カニシ、皇道ノ御本體ヲ詳ニシ、且ツ世界ノ全體ヲ辨ジ、然ル後、皇國ハ大地ノ元首、萬國ノ宗國ニシテ、皇統ニハ宇内ノ至尊、世界人間ノ極尊ニテマシマス所以ノ御實體ヲ、世界萬國ニ明カニセラルベキ御事ト奉存候。能ク之ヲ昭明ニセラレ、然後大ニ國體ヲ宇内古今ニ尊嚴ニセラレ、大ニ世界萬國ヲ御制御被爲遊候御大基本ヲ立サセラレ候事ヲ得サセラル可キ御事ト奉存候。

○皇統皇道ノ御全體ヲ昭明ニセサセラレ、四夷八蠻トハ大ニ異ナル處ノ御國體ヲ詳ニセラレ、大ニ君臣ノ大義名分ヲ明カニセラレ候義、當今第一ノ御急務ト奉存候。天下ノ治亂ハ、君臣ノ大道明ナルト明ナラザルトニ依候義ニ御座候間、君臣ノ大義名分明白彰著ニ相成候トキハ、乍恐皇國御治安掌ヲ指スガ如クニ可有御座、海外率服ノ道モ之ニ依テ相立可申義ト奉存候。然處、天下君臣ノ大義名分ヲ詳ニセザル者多ク御座候ヨリ、大ニ天下ノ紛擾ヲ致シ候義、乍恐朝廷ニモ尙未ダ之ヲ昭明ニシ給ハザル所御座候哉ト輿論モ仕候義ニテ、甚以奉恐

入候。内外新報ト題シ候小冊、乍恐奉入御覽候處、右ノ内小諸侯獻白ト申ス一書御座候。小諸ハ牧野遠江守ニ御座候處、獻白ノ虛實ハ不奉存候得共、世上ニ流布仕候品ニ御座候。右書中ノ趣、大義ヲ明ニシテ之ヲ正シ候時ハ、決シテ適當ノ論ニ無御座、儀ハ勿論ニ御座候得共、天下之ヲ明カニ辨解仕候者多クハ有之間敷歟ト深ク苦心仕候。已ニ水戸ニテ編集ニ相成候大日本史ニモ、鎌倉室町時代、土地ヲ有シ候大名ヲ將軍家臣傳ニ入レ有之候義ニテ、名分不明候處、御褒勅ノ趣モ御座候テ、其後出版ニ相成候儀ニモ御座候得バ、右獻白書ノ儀モ、一概ニ不當ノ言説トモ決着仕リ難キ様ノ所モ御座候哉ニ、天下疑惑ヲモ生ジ候儀ニ御座候。委細之儀認取ニ仕兼、奉恐入候へ共、奉蒙御尋、口上ヲ以テ申上候様仕度奉願候。

○右大義名分ヲ昭明ニセラレ候上ニ、皇國ノ御人民ハ悉ク先神皇ノ御遺民ニシテ、乍恐即チ皇上ノ御赤子ニ御座候得バ、群雄ノ國土ヲ爭ヒ候杯トハ大ニ事替リ候儀ニ付、何卒御規模ヲ御廣大ニセサセラレ、深ク天下ヲ御疑ヒ無之、又御忿疾在ラセラレズ、重々乍恐深仁至誠ノ御大德ヲ以テ之ニ照臨セサセラレ玉

ハ、必ズ天下其角ヲ崩スガ如ク、悅服感戴可仕儀ト奉存候。漢土人孟軻ノ、人ヲ殺スコトヲ嗜マザル者能ク天下ヲ一ニセント申シ、又人ニ忍ビザルノ心ヲ以テ人ニ忍ビザルノ政ヲ行フトキハ天下ヲ治ムルコト之ヲ掌上ニ運ラス可シトモ申シ候。孟軻ノ書取用ヒ難キ儀多ク御座候エ共、右等ノ言說實ニ日地ノ大經ニモ符合仕リ、神皇ノ御大道ニモ能ク相叶ヒ候義ト奉存候。然ル處、今日ト相成候テハ、又時宜御相當ノ御處置モ可有御座候儀ト奉存候エドモ、孰レニモ御仁慈ノ思食ヲ以テ御大本ト成サセラレ、錦旗正々、天兵堂々、之ニ臨マシメラレ、其御人ヲ擇バセラレ、條理宜シク御教誨ノ道相立候ハ、彼必ズ悔悟敬服仕リ、深ク再生ノ御大德ヲ可奉感戴儀ト奉存候。出格ノ御寬典ニ處セラレ候テモ、乍恐朝廷ノ御大本御確實ニ御座候エバ、聊モ御威光ニ差障候様ノ御事ハ有御座間敷奉存候。何卒關東ノ士民モ可成丈各々其所ヲ得テ其生ヲ安ンジ候様被成下度御事ト奉存候。左候時ハ、日ヲ數ヘテ天下御平定ニ至リ可申歟ト奉存上候。實以テ天下洵々、物議紛々、深ク奉恐入候儀ニ奉存候。何卒一日モ早ク御平定ニ不相成候テハ、御經國ノ御大本モ難相立所有之、天下ノ疲弊萬民ノ塗炭モ實ニ

難忍、且ツ猶種々ノ餘弊モ相生ジ候儀、殊ニ外夷覬覦ノ際、禦侮ノ御大計モ難相立、重々恐懼至極ニ奉存候。

○大ニ皇道皇法ヲ明カニセラレ、大ニ御國體ヲ詳カニセラレ、大ニ御經國ノ御大本ヲ立テサセラレ度御儀ト奉存候。依之誠ニ以テ恐多キ御事ニ御座候得共、謹デ左ニ奉申上候。(以下官制、稱謂、外交、服制、通商、開拓、財政等を論ずること詳細なれども、姑く之を略し、單に學政の條のみを記す。)

○大ニ學校ヲ興サセラレ、大ニ御教學ヲ立テサセラレ度儀ト奉存候。學問ノ道ハ、申上候迄モ無御座、大ニ人ノ人タル道ヲ學ビ、大ニ己ヲ修メ人ヲ治ムルノ道ヲ明ニスル所以ニ御座候ヘハ、乍恐、大ニ神皇ノ御大道ヲ明ニセラレ、大ニ神皇ノ御大法ヲ詳ニセラレ、大ニ神皇ノ太學ヲ講明セラル、ヲ以テ、標的大眼目トセラレ度御事ト奉存候。乍恐、神皇太學ノ御事ハ、大ニ文武ヲ總ベ、古今ヲ貫キ、世界ヲ統括セラレ候。三才至大ノ學ニ御座候テ、(三才ハ日地人ヲ申シ候義ニテ、漢土人ノ天地人ヲ以テ三才ト唱ヘ候義ハ、謬妄ノ至ニ御座候テ、三才ノ實體ニ戻リ、神皇ノ大道ニ反シ候事ニ御座候。)漢土ニテ唱ヘ候、小學ニ對シ候大學ノ

義トハ、其名似ヨリ候テ、其實ハ異ナル義ニ御座候。之ヲ神皇ノ太學ト稱セサセラレ又文字ヲ省セラレ、皇學ト稱セラレ度御事ト奉存候。乍恐、神皇太學ノ義ハ、元ヨリ世ニ神道ト稱シ、國學ト唱ヘ、或ハ和學、古學、本學、杯ト名ツケ、皇道ノ一端ヲ取り、一偏ニ執拗拘泥シ、或ハ儒佛老莊ノ末節ヲ附會牽合シ、又ハ慢リニ儒佛ヲ忿疾排斥シ、一家ノ私見ヲ主張妄作シ、其弊、却テ皇道ヲ狹小ニシ、皇法ヲ敗亂スル如キノ者ニ無之、又徒ニ故事古言ヲ解説シ、歌文ノ末事ニ汲々區々トシテ、人事ニ益ナキ者ノ如キニ無之、又神儒佛ヲ集合シ、鄙俗淺薄ノ陋說ヲ立テ、心學ト唱フル者ノ如キニ無之、又漢土傳フル所ノ河圖、洛書、易象、六籍、諸書ノ如キ、眞妄虛實錯雜紛擾トシテ、其弊、大ニ三才ヲ誣罔シ、後世ヲ誤ル者ノ如キニ無之、其國老莊ノ徒ノ如キ、虛無ヲ談シ、高遠ヲ語り、仁義ヲ小ニシ、禮制ヲ非トシ、其弊、遂ニ人事ヲ廢棄シ、人道ヲ牛馬ノ如クニシ、世道ヲ妨害スル如キノ者ニ無之、又佛徒ノ空無ヲ唱ヘ、寂滅ヲ談シ、天堂地獄、因果業報、三世輪廻ノ說ノ如キ、誕妄不經、虛偽隱怪、其弊、大ニ世ヲ惑ハシ民ヲ誣ヒ、三才ノ大道ヲ敗壞スル者ノ如キニ無之、又刑名法術、權謀術數ノ如キ、自ラ欺キ人ヲ欺キ、功利ヲ事トシ、仁義ヲ殘賊シ、

大道ヲ擾亂スル者ノ如キニ無之、又訓詁詞章、雜技雜學ノ如キ、其弊、世道ヲ度外ニシ、人事ヲ廢類スル者ノ如キニ無之、又宋儒ノ太極圖說、天道性命ノ說ノ如キ、老莊ニ浸淫シ、佛說ニ醉溺シ、空理ヲ談ジ、高遠ニ馳セ、眞偽虛實、是非正邪、錯雜決裂、紛々擾々トシテ、其弊、遂ニ三才ヲ誣惑シ、正學ヲ蠱害シ、人性ヲ過リ、世道ヲ傷害スル如キノ者ニ無之、又其國陸九淵、及ヒ朱明ノ王守仁ガ徒ノ如キ、佛說ニ淫溺シ、悟道頓悟ニ似タルノ陋說ヲ發シ、己ノ心ヲ師トシ、學問ノ道ヲ妨グ、其弊、遂ニ妄意妄作、自ラ過リ人ヲ過リ、大ニ人心ヲ害シ、大道ヲ賊スル者ノ如キニ無之、又近世ノ荻生總右衛門、太宰彌右衛門ガ徒ノ如キ、漢土告荀管商ガ餘說ヲ主張シ、道義ヲ賊シ、人性ヲ殘シ、功利ニ走り、風俗ヲ害シ、皇道ヲ蔑シ、皇法ヲ慢シ、皇風ヲ破リ、國體ヲ損シ、大ニ邦家ノ深患ヲ爲ス者ノ如キニ無之、又西洋諸國ノ學ノ如キ、專ラ技巧ヲ事トシテ、道德ヲ顧ミズ、類ニ功利ヲ談ジテ、仁義ヲ傷害シ、漫ニ三才萬物ノ形氣ヲ窮理分析シテ、曾テ至誠至神ノ眞道アルコトヲ知ラズ、以テ神明ヲ侮慢シ、三才ヲ玩弄スル者ノ如キニ無之、又洋教ノ專ラ天帝天父ヲ尊奉シ、隱ヲ求メ怪ヲ行ヒ、人ヲ欺キ世ヲ惑ハシ、君父ヲ蔑如シ、鬼神ニ佞媚シ、大ニ大

道ヲ殘賊スル者ノ如キニ無之、以上論述仕候處多端ノ教學能ク其善所要所ヲ擇ビ取ツテ之ヲ用ヒラレ候時ハ亦大ニ皇道皇法皇學ニ輔益アルモノモ不尠候得共不善不良ノ所ニ至リ候テハ其弊害尤モ大ナル義ニ御座候テ其取捨進斥ノ際謹嚴精詳ナラザル時ハ忽チ其弊害ヲ受ケ候テ皇道皇法ノ御大患ト相成候義ニ御座候掛ケマクモ恐レ多キ御事ニ御座候得共神皇ノ御大道ハ至誠至善至大至高至中至正純粹一貫ノ至道ニ御座候テ即チ三才ノ大經大法ニ御座候其大學ハ即チ三才ノ大經大法ヲ講修スルユエンニ御座候テ即チ文武ヲ總ベ古今ヲ貫キ世界ヲ統括イタシ候三才至大ノ御教學ニ御座候テ前段陳述仕候世界多端ノ教學トハ其大本元ヨリ大ニ異ナル義ニ御座候

○神皇ノ御大道ハ至誠一貫ニ御座候テ其教學モ亦即チ至誠一貫ニ御座候義、世界多端ノ教學モ亦能ク至誠ヲ談説スルモノ有之候ハ共其道トスル所其教トスル所眞妄虛實錯雜紛擾トシテ其至誠一貫ナル者ニ至リテハ斷々乎トシテ一モ有ルコト無之是ヲ以テ其弊害前段ニ論述スル如キニ至リ候義ニ御座候神道者國學者ノ談説スル所ト雖モ元ヨリ神皇至誠ノ御大道ニ反シ候事多



ク其實ハ神皇ノ大道ニ無之、神皇ノ御教學ニテハ無之多クハ一家ノ私説ニテ御座候是故ニ之ヲ強テ御國ニ談説可仕モ之ヲ外國ニ示スベカラザル事ト奉存候モシ之ヲ外國ニ示シ候ハ必ズ彼ノ侮慢ヲ招キ嘲笑ヲ來シ大ニ御國光ヲ損シ可申義ト痛歎ニ不堪奉存候乍恐神皇ノ御大道ハ眞ニ三才ノ大經大法ニ御座候テ天日ノ照ス所大地ノ載スル所凡ソ人タルモノ能ク其眞義ヲ明ニスル時ハ誰人カ敬服尊奉仕ラザルモノ可有之ヤ之ヲ世界萬國ニ示シ敬服奉戴セザルモノハ三才ノ大經大法ニテハ無之義ト奉存候又實ニ三才ノ大經大法ニシテ之ヲ敬服奉戴セザルモノハ是レ人倫ニ非ズシテ鳥獸魚木ノ類ト奉存候乍恐神皇ノ御大道神皇ノ御大法神皇ノ御教學ノ義ハ聊カ謹述筆記仕候モノ御座候ヘドモ一旦紙筆ヲ以テ斯ニ申上盡シガタク奉存候御尋モ御座候ハ委細明白ニ可申上奉存候

○學校御取建ノ會議所ヲ開カセラレ神道國學和學兵學儒學洋學老佛ノ學ヨリ諸子百家天文地理醫學理學其他何學ニ候共大ニ眞眼目ヲ具ヘ大活眼ヲ開イテ之ヲ大觀仕候時ハ元ヨリ悉ク神皇御大道中ノ品物ニ御座候間能ク其善

良ナル者ヲ擇ンデ之ヲ用ヒ玉フ時ハ、大ニ皇道皇學ノ羽翼トナリ、大ニ御國家ノ御光輝ヲ増益スルニ足り候義ト奉存候間、決シテ之ヲ外ニセラレズ候様有御座度、尤モ其不善不良ニシテ、皇道皇法ヲ傷害スル所以ノモノニ至リ候テハ、嚴ニ之ヲ排斥拒絶セラルベキ事ハ、是亦即チ神皇ノ御要道ニ御座候得共、異邦ノ學、異邦ノ事ト雖モ、概シテ之ヲ排斥セラルベキ御事ニハ有之マジク奉存候ヘバ、其學流ヲ問ハセラレズ、廣ク有名ノ學士ヲ會サセラレ、大ニ皇道ノ本體、皇學ノ全體、并學政學則等、會議被仰付、猶大公至平ノ心ヲ以テ、討論研究可仕旨、嚴重被仰付、其上ニ參與職、辨事職ノ中ヨリ、其御人ヲ選セラレ、其會長ヲ兼動被仰付、取捨折衷セサセラレ、以テ大ニ皇道ノ本體ヲ明ニセラレ、皇法ノ實體ヲ詳ニセラレ、皇學ノ全體ヲ大成セサセラレ、大ニ天下文武ノ學術ヲ御一新御一定アラセラレ、大ニ學校ヲ御興建アラセラレ、大ニ學政ヲ御興張アラセラレ、度御事ト奉存候、且ツ文武共ニ、其初メ藝ヨリ入り候義ニハ御座候ヘ共、徒ニ文武ノ藝ヲ研究致シ候ノミニテ、眞ニ文武ノ大道ヲ講修セザル時ハ、文武無用ノ長物ト相成候而已ニ無之、更ニ人心ヲ傷害シ、士風ヲ敗壞シ、御國家ノ御患害ヲ招キ候

義ニ付、學政學則ノ義、之ヲ藝士學士ノ流ニ任セラレガタキ義ト奉存候、然ルニ古今ノ學校、多クハ學士藝士ノ手ニ成リ候事ニ付、天下ノ學校、國家ノ大用ニ供給スルニ足ラザル儀ニ御座候テ、往々其弊ニ不堪義ニ御座候、是レ其大本ヲ誤リ、學政學則ヲシテ、藝士學士ニ委スル所以ノ弊害ニ御座候間、大ニ天下ノ名士ヲ選バセラレ、重ク其人ニ御委任アラセラレ、度御事ト奉存候。

○古昔大學寮ハ、式部省ノ屬官ニ御座候處、右様御手輕ノ義ニ御座候テハ、御教學ノ道相立難キ義ト奉存候、學政ノ義ハ、乍恐、大ニ皇國ノ御盛衰、天下ノ治亂ニ關係仕候、大切至極ノ義ニ御座候間、神祇官以下諸官ノ如ク、太政官直御取扱ニ相成候様有御座度、御事ト奉存候、差向候會長ノ義モ、威權ノ御座候御人ニ無之候テハ、衆議取捨折衷難相成義ト奉存候。

○大ニ皇學ヲ御振興アラセラレ、大ニ天下ノ學術ヲ御改正アラセラレ、以テ大ニ天下ノ人心ヲ御匡正アラセラレ、度御事ト奉存候、已ニ學術正シカラズシテ、天下ノ人々其習フ所ヲ是トシ、其好ム所ニ僻シ候ヨリ、大ニ皇道ヲ敗リ、皇法ヲ亂シ、御國體ヲ損シ、士民ヲ惑ハシ、大義ヲ失ヒ、名分ヲ違ヘ、人ノ良心ヲ害シ、人心



ノ方向ヲ誤リ、遂ニ天下ノ紛擾ヲ致シ、大ニ皇國ノ御深患ヲ生ジ候義ニ御座候處、畢竟邦國ヲ治メ候事ハ、人ヲ治メ候事ニ有之、人ヲサヘ治メ候ヘバ、天下國家ハ治リ候事ニ御座候、其人ヲ治メ候事ハ、人ノ心ヲ治メ候事ニ有之、人ノ心ヲ治メ候事ハ、教學ニ依リ候義ニ御座候ヘバ、大ニ天下ノ學術ヲ御改正アラセラレ、大ニ天下ノ人心ヲ御匡正アラセラレ、大ニ天下ノ方向ヲ御一定セサセラレ候義、御經國ノ御要道、當今ノ御先務ト奉存候。

○學館ノ制、教學ノ法、其道ヲ得サセラレザルトキハ、實ニ學校無用ノ長物タルノミニ無御座、大ニ御邦家ノ御患害ヲ招カセラレ候御事ニ付、乍恐、大ニ御謀議ヲ盡サセラレ、大ニ皇學ノ官ヲ立テサセラレ、大ニ御教學ノ道ヲ得サセラレ、以テ天下ノ文武ヲ御一新アラセラレ、天下ノ術藝ヲ御振起アラセラレ、天下ノ人材ヲ御教育アラセラレ、天下ノ士氣ヲ御振作アラセラレ、以テ大ニ御國家常變ノ御大用ニ供スルニ足リ候様成サセラレ度御事ト、重々深ク奉至願候、其節目ノ詳ナルニ至リ候テハ、一旦紙筆ニ申上盡シガタク奉存候。(下略)

と、是より先、天保十三年に仁孝天皇學習院を創めたまひしより、公家の子弟皆

之に入學せしが、維新の初戦亂の影響を蒙り、暫く閉鎖せらるゝの運に會し、ただ金穀出納所等に使用せられたり。三月に至り始めて開校せられしかども、來り學ぶものなく、たゞ志士横議の處となれるのみ。四月更に學習院を以て大學寮代と定め、五月漢學所を開き、六月又軍務官に兵學校を開かんとせしも、亦皆行はれざりき。此時岩倉具視、大久保利通等大に世界の學藝を採用するの意あり。而して尙世に國學一流の固陋の説多きに困む。偶々具視、昭道の建言を見て、其意の世界萬國の學藝を集めて新に日本の學を興さんとするにあるを知り、乃ち昭道を引見して更に其説を盡さしめ、(昭道後日(八月五日)其説を記して長篇の書を呈す、今之を略す。後大正九年に至り、勤王文庫第二篇の中に收め、皇學意見と題して之を刊行す。)因りて命じて學政に當らしめ、大學校設立の準備をなさしむ。是に於て七月二十八日大學校を開くの準備として先づ兵學校を開くの令出で、八月二日より業を始め、昭道其頭取助役に任ぜられて、頭取の事を行ふ。次で大學寮代を梶井宮に移され、昭道軍務官判事試補より學校掛に轉任し、八月二十八日乃ち學校制度の案を上る。此案は皇學院の下に國學寮、兵學寮、漢學寮

洋學寮を置かんとするものなり。是に於て九月十八日先づ漢學所を梶井宮に開き、漸く皇學所を開くの事に及ばんとす。此時定められたる兩學所の規則の中に、國體ヲ辨シ名分ヲ正スベキ事、漢土西洋ノ學ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事、虛文空論ヲ禁ジ着實ニ執行シ文武一致ニ教諭可致事、皇學漢學共ニ是非ヲ爭ヒ固我ノ偏執不可有事などとあるは、即ち昭道の思想と一致するものなり。然るに昭道其皇學を主として儼然たる學校組織を成さんとする立案の容易く行はれざるを以て、怏々として樂まず、病に託して職を辭せんとす。次で薩州の人八田知紀も亦皇學御用掛に任ぜらる。是に於て參與岩下方平、中路權右衛門をして手書を齎して昭道を訪はしめ、百方慰諭して留任せしめんとす。其文に曰く、

寒冷罷成候得共、愈以御清適被成御座、大慶奉存候。然ば、過日以來御所勞にて御引入之由、御尋旁參上可仕と存候得共、私も病氣にて引籠居、兩日跡より出勤仕候故、御不音に打過申候。阿野卿より承知仕候趣も有之、御直談申上度候得とも、何分にも歩行等不自由御座候て、中路と申者差上候に付、篤と御聞届被下候様奉願候。右旁申上度、如此御座候。頓首。

十月十四日

長谷川深美様

貴下

岩下佐次右衛門

と。昭道が此時の事情を藩老に報じたる書に曰く、

(上略) 扱岩下氏口上之趣意は、先頃中々御引籠、其上御辭表をも被差出、尙御再願之趣にも御座候得共、何卒厚く御加養、御快方にも候は、押ても御出勤御座候様致度、若又別段御存意も有之候ての事にも御座候は、何卒無御腹藏、御内々被仰聞被下度、朝廷向にても、公卿方御教導筋より、學校等之儀に付ては、格別之御趣意も有之、厚く御依頼も有之度、御事に候間、段々御建白之趣等、速に御採用も被爲、在度候得共、只今之處にては、實に御手も被爲、届兼、差向總裁之御人にも御差支、且種々未だ御不都合之儀も有之候て、何分早速御建白の趣にも相運以兼候得共、孰にも深く御含も被爲、在候儀に付、其内には追々御見込も達し可申、今暫く御心長に被成下度、折角皇國之御爲、格別之御建白も有之候處にて、只今御引込に相成候ては、實以遺憾之至、此上共何分愈以御精誠御貫き被下候に

は相成間敷哉、已に段々御建白有之候皇學を御興起被爲在度、此程舊藩八田喜左衛門皇學御用懸りも被仰付候儀、然處、外に何分御人も無之儀に付、深く御依頼有之候儀に御座候間、何卒厚く御加養、少しも御快方に候は、押て御出勤御座候様、私においても達て御頼申度、右之次第等、先般よりも申述度存居候得共、多忙中行届兼、今日に及候次第は、汗顔之至に候得共、不惡御聞届、右之趣厚く御勤辨、鄙情をも御汲取、御出勤被下候は、實に公私之幸、不過之、吳々も御頼申入候との事に御座候旨、如何にも懇切に被申聞、云々。

と。岩下參與が慰諭此の如く懇切なりしかば、昭道辭するに由なくして之に従ふ。十二月十四日遂に皇學所を九條邸に開く。皇學所にて教ふる所四科あり。本教學、經濟學、辭章學、藝伎學是なり。是を以て皇學が國學よりも廣義のものたるを知るべし。此れ即ち昭道が意見の一端の始めて現實にせられたるものなり。次で皇學所、漢學所、兵學所御用掛兼勤を命ぜられ、専ら京都の學政に當れり。是れ即ち京都大學の起原なり。(二年九月皇學所漢學所廢せられ、十二月大學校開かれ、皇漢兩學所の學生之に收容せらる。)二年(二五二九)正月藩主上京す。こ

れ維新以後に於ける最初の上京なり。眞田貫道、高野眞遜等之に隨ふ。三月天皇東京に幸したまふ。次で東西兩京に大學を興すの議あり。昭道其諮詢に答へ、東京の學風の洋學に偏するを難じて意見書を呈す。

此時朝廷威權の尙微弱にして、制令の到り難く、加ふるに處士の横議其止る所を知らざるを憂ひ、將に四月を期して、大に會議を東京に開き、國是を確定する所あらんとす。三月下旬、參與大久保利通、薩摩より還る。四月朔日、昭道乃ち之を訪ひ、學校教育に關する意見を陳じ、尙從來政體の解釋、往々民主の説に類するものあるを辨斥し、更に五條の御誓文を敷衍して、君權を確立せざるべからざるを論ず。大久保利通日記を見れば、四月朔日の條に、

今朝松代長谷川深美子入來、學校ノ義ニ付、段々議論有之、其外高論承、見誠感伏  
ニ堪ヘズ候、當事無他事、人物ト目シ候。

とあるは、此時の會見の感想を記せるものなり。既にして岩倉公また東京より還る。利通之を岩倉公に聞す。岩倉公乃ち直に昭道を召して其説を聞かんとし、利通をして旨を傳へしむ。利通乃ち書を昭道に與へて曰く、

彌御安祥被成御座奉拜賀候。先日は御來臨被成下、失敬仕候。乍去、段々御高論拜承、不堪感佩候。然ば、岩倉卿一昨日内々御歸京被爲、在拜謁候處、先生へ御逢被成度に付、今日夕刻方御參殿有之候様、僕方御通申上可吳旨、承知仕候間、左様御承知可被下候。近々御東下相成候間、毎々拜謁も調兼可申候間、十分御建議被成可然奉存候。此段所用而已、匆々不備。

四月十一日

大久保生

長谷川老閣下

と。是に於て昭道其夜岩倉公に謁す。此時、御誓文を敷衍したる詔書の案文を作りにて之を呈す。其文に曰く、

朕レ恭シク惟ルニ、皇祖天照皇大神、大ニ極ヲ立テ統ヲ垂レ玉ヒシヨリ、列皇之ヲ繼ギ之ヲ述ベ玉ヒ、皇統維一、君臣一定、上下一心、祭政一致、治教上ニ明カニ、風俗下ニ美シク、皇道昭々トシテ、國家隆盛ナリ。中世以降、異教ノ入リシヨリ、彼ニ惑ヒ此ヲ變ジ、皇道ノ陵夷、遂ニ近時ノ甚シキニ至レリ。世運循環、今日維新ノ秋ニ及ブ。然リト雖モ、紀綱未ダ張ラズ、治教未ダ洽カラズ。是レ皇道ノ未ダ昭々ナ

ラザルニ因ル。朕レ深ク之レヲ憂フ。朕レ不敏ト雖モ、今ヨリ大ニ皇祖ノ大道ヲ繼述シ、大法ヲ憲章シ、國體ヲ詳ニシ、人倫ヲ明ニシ、大義ヲ重ンジ、名分ヲ正シクシ、祭祀ヲ慎ミ、政教ヲ新ニシ、億兆ト共ニ、本ニ報ヒ始ニ反リ、方嚮一定、異誘ニ惑ハズ、大ニ會議ヲ興シ、萬機至當ノ公論ニ決シ、上下心ヲ一ニシテ、盛ニ大業ヲ經綸シ、文武一途、賢ヲ擧ゲ能ヲ進メ、庶民ニ至ルマデ、各其志ヲ遂ゲシメ、舊來異教ニ浸淫スルノ陋習ヲ破テ、以テ三才ノ公道ニ基キ、尙ホ廣ク智識ヲ世界ニ求メテ、以テ皇道ヲ贊翼シ、以テ永遠不易ノ國憲ヲ確立シ、以テ萬世不拔ノ皇基ヲ振起シ、謹デ祖宗ノ天位ヲ奉守シ、謹デ祖宗ノ天下ヲ維持シ、謹デ祖宗ノ人民ヲ保全シ、上ハ以テ祖宗神明ニ敬事シ、下ハ以テ億兆蒼生ヲ愛護スルノ道ヲ盡サント欲ス。是レ朕ガ志ナリ。是レ即チ國是ナリ。汝百官群臣、深ク此意ヲ體シ、夙夜協心努力、大ニ皇道ヲ昭明ニシ、國威ヲ宏張シ、以テ祖宗ノ大德ヲ顯揚セヨ。

と。是によりて東京に赴くの命を蒙り、其月岩倉、大久保、伊達諸公に従うて、海路東京に入り、五月轉じて教導取調局御用掛となる。此詔書草案は、次で太政官の議に附せられしも、遂に用ひられざりき。(但し五月二十一日、政府始めて上局會

議を開ける時に提出せられたる三個條の御下問、即ち皇道興隆、外國取扱、蝦夷開拓の中に於て、第一の御下問には、此草案の前半の文を用ひられたり。昭道後年（明治八年頃）此文に附記して曰く、

右ハ五ヶ條ノ御誓文ヲ御政體書ノ卷首ニ掲ゲラレ、是レヲ以テ御國是ト唱ヘ、ラレ、御政體ノ基礎ト爲サセラレタル處、恐レ多クモ右五ヶ條ノ御誓文、皇道ニ反シ、御國體ニ戻リ、三才ノ大經ニ背キタル事ノ有之ト存附、不得已其次第岩倉輔相大久保參與へ委曲陳述シ、其上ニテ右詔書草按ヲ奉リ、御政體書御改メニ相成度旨建白致セシナリ。

但シ右御誓文ハ、京城紫宸殿ニテ、皇祖神明ヲ御迎へ、御祭典アリテ、神前ニテノ御誓文ニシテ、要路ノ諸官公卿及ビ諸藩主ヲ召サレテ、誓詞血印ヲサセラレタル、至嚴至重ノ御誓文ニテ、素ヨリ彼是是非スベキコトニアラズ、之ヲ是非スルハ大不敬ナリ、其罪逃ル、所ナシ、昭道狂妄ト雖モ、猥リニ是非ス可ラザルコトハ、深ク之ヲ知ルトイヘドモ、御維新ノ初メ、千載ノ一時、其初ヲ誤ラレ候時ハ、御復古ノ御大業モ、水ノ泡トナルベク、遂ニ皇國ノ御盛衰、皇道ノ御興廢、皇統ノ御

安危ニ、深ク關係スベキ、至大至重ノ事ニ付キ、誠ニ不得已、身命ヲ抛ウチ、謹テ右御誓文ヲ論ジタルナリ。今日首領ヲ保チタルハ大幸ナレドモ、其言ノ行ハレザルハ千載ノ遺憾、地下ニ入ルト雖モ、瞑スル能ハザルナリ。

御誓文ハ、右ニ述ル如キ至嚴至重ノコトニテ、全ク御取消等ニハ難相成事ニ付、御誓文ノ上下ニ文字ヲ損益シ、草按ヲ認メタルナリ。

と。此月郷里の女婿加藤直衛に寄する書中に曰く、

私も當三日に、是迄之職務被免、教道局御用掛被仰付、日々禁中へ出勤仕候。右は此度御取立之義にて、皇學に不偏、漢學にかたよらず、洋學に僻せず、中正之御教道相立候様、新に取調可申との事にて御座候。御大業中々微力に不及、其上何分其御人少く、こまり候事に御座候。

と。其教導取調局に在るや、國教の基礎を皇道に置かんことを主張して、大に激論せる事あり。此時大教宣布の詔書案文を作り、局議に付す。其文に曰く、

朕レ恭シク惟ルニ、皇祖天照皇大神、大ニ極ヲ立テ統ヲ垂レ玉ヒシヨリ、列皇之ヲ紹ギ之ヲ述べ玉ヒ、皇統維一、君臣一定、上下一心、祭政一致、治教上ニ明ニシテ、

風俗下ニ美シク、皇道昭々、天下安寧ナリ。中世以降外教ノ入りシヨリ、彼ニ惑ヒ此ヲ變ジ、皇道陵夷、國家多難、政教明ナラズ、風俗亦頹敗ス。世運循環、今日維新ノ秋ニ及ブ。然リト雖モ、紀綱未ダ張ラズ、政教未ダ洽カラズ。是レ皇道ノ未ダ昭明ナラズ、教典ノ未ダ擧ラザルニ由レリ。朕レ深ク之ヲ憂フ。朕レ不敏ト雖モ、今ヨリ大ニ皇道ヲ恢弘ニシ、皇教ヲ振興シ、祭祀ヲ慎ミ、政治ヲ新ニシ、億兆ト共ニ、皇祖神明ニ敬事シ、本ニ報ヒ始ニ反リ、上下一心、君民一體、方向ヲ誤ラズ、外誘ニ惑ハズ、以テ祖宗ノ天位ヲ敬守シ、以テ祖宗ノ天下ヲ敬持シ、以テ祖宗ノ人民ヲ敬保シ、大ニ皇國衛護ノ道ヲ盡サント欲ス。斯ニ於テ大教官ヲ設立シ、以テ大ニ皇道ヲ天下ニ明ニシ、大ニ皇教ヲ億兆ニ宣布セントス。汝群臣衆庶、深ク此意ヲ體認シ、億兆心ヲ一ニシ、志ヲ齊シクシ、謹テ皇道ヲ尊戴シ、皇教ヲ遵奉シ、大ニ皇祖神明ヲ畏敬シ、國體ヲ辨ヘ、大義ヲ詳ニシ、人倫ヲ明ニシ、職分ヲ修メ、夙夜勉勵、朕レ一人ヲ輔ケ、以テ汝ノ君父ヲ愛護シ、汝ノ子孫ヲ保全シ、大ニ國光ヲ輝シ、家聲ヲ昌ニシ、國家益々隆盛、億兆彌々康寧、日地ト共ニ究リ無カラシムコトヲ欲スルニ在リ。是レ祖宗立極ノ神意ニシテ、即チ人ノ人タル所以ノ大道ナリ。夫レ勉メ

ヨヤ。

と。是れ後年の教育勅語と、殆んど其精神を齊しうするものに非ずや。しかも此時、神道家の勢力甚盛にして、其主張する所はたゞ惟神の大道のみ。(明治三年正月三日に下されたる宣教使を設くるの詔は此草案の最初の部分を取りて之に惟神の大道云々の語を附せられたり。)昭道の意見遂に用ひらるゝに及ばざりき。昭道又後年之に附記して曰く、

是亦此通りニ行ハレズ。其後大教往々大ニ變化シ、種々ノ妄説ヲ生ジ、言フ可ラザルノ失體ニ至レリ。素ヨリ昭道ガ去リシ後ニテ、總ジテ知ラザル所ナリ。

と。其遺憾幾何ぞや。思ふに欽定憲法出で、君權確立せられ、教育勅語出で、人倫の道始めて動かざるに至りしは、此時を距る二十年の後にあり。亦以て世變を察するに足るべし。

六月列藩版籍を奉還す。抑も從來藩臣の政府に用ひらるゝに當り、政府と列藩との間に、往々困難なる關係を生じたる事あり。昭道嘗て徴士を辭したりしも、亦一には此點に顧みる所あるによりしが、此時以來、此困難全く一掃せられた

り。七月維新以來の勳功を賞して、金一萬匹を賜はる。此月官制改革せられ、教導取調局も亦廢せられたるを以て、更に制度取調掛に任ぜらる。八月進みて太政官權大史に任ぜられ、専ら制度取調に従事す。九月正七位に叙せらる。三年(二五三〇)正月元旦朝賀して始めて天顔を拜し、歡喜身に餘れりといふ。是より先き松代藩知事維新の戦功によりて、三萬石を賞賜せらる。蓋し殊恩なり。此月藩知事より昭道に賞典祿三十五石を贈り、添ふるに感狀を以てす。其文に曰く、

丁卯ノ冬京師ニアリ、諸藩方向未ダ定ラズ、物議沸騰、危險ノ際ニ處シ、斷然大義ヲ唱明シテ、藩名ヲ輝カシ、戊辰ノ春、伏見一戦ノ後、速ニ東下、機務ヲ參贊シ、更ニ藩城ニ往返シ、僞官兵ヲ挫キ、再ビ京師ニ至リ、時勢多難ノ間ニ立チ、夙夜勵精、善ク其職ヲ盡シ、遂ニ北征ノ師、偉功ヲ成スニ至ル、功勞不少、候段、感悅不斜、候。仍テ爲其賞、永世高三十五石遣之候事。

と。此時美楯も亦十石を贈らる。七月美楯病歿す。年二十五。昭道哀悼措かず。其頃昭道が郷里に在る次子飯島勝名に與へたる書を見れば、よく美楯を惜

むの情を知るべく、又よく制度局中の事情を察すべし。其文に曰く、

兄上之事千百申候てもかへらぬ事、乍去誠に氣の毒至極、且殘念之至極にて有之候、思ひ出し候へば、悲痛胸に滿ち候へども、思ひ返し、天命と覺悟いたし居候。其上一體の處が、薄弱なる性質にて、薄命の相貌にて有之、年來竊に深く案思居候事にて候處、終に案思候通り、夭折をいたし候事にて有之、然れども、是迄之處は、相貌に似合ぬ高運にて有之候處、又思へば、夫が即ち殊に夭折をいたし候、因縁にて可有之と被存候。(中略)

手前事も朝廷にて、中々多年の志を達すると申事は、思ひもよらぬ形勢なれ共、毎日出仕いたし、制度を取調候事に付、十に一つは、我等の説の行はれ候事も有之、天下に寸益も有之事にて、先々難有事に御座候、制度局は、此節の處にては、即ち議政官にて、天下の大政を議し候事也。懸りの人々には、徳大寺大納言殿、副島參議、後藤象次郎、此人は此節、麁香間詰にて御政事諮詢を命ぜられ居候人也。江藤中辨、福羽神祇少副、刑部大判事の水本、是は薩州の人也。大學大丞の加藤弘藏、神田孝平、此人は衆議院の判官にて、大學大丞を兼ね、南校出仕なり。其外、民部省、

大藏省、兵部省、大學校よりも、御役人懸り有之、三八の日には、制度局へ大納言、參議も出座にて、御政事向の評議々論も有之候、隨分面白き事共も有之候也。三八の日には、出席の人員二十人ほども有之、漢學者も有之、洋學者も有之、種々の學流の先生たちの寄合にて、其上當時天下有名の人々なれば、議論も随分おもしろく、大學校の輪講會讀杯よりは、遂に上は手の人々の寄合なれば、大に益をも得候事なり。逆も田舎にては出來ぬ事にて、兩京とても、朝廷に無之ては、右の如き人々を集め候事は不相成、大學校にも、右ほどの人々を集め候事は出來ぬ事也。

此程、皇統の神代より當今に至るまでの大綱領を、手前へ取調べを命ぜられ、調べ差上候處、是れは多分我等の説が御取用ひに可相成かと、樂み居申候。是れが第一、御經國の御大本にて有之候也。

と。

此時に當り、松代藩知事眞田幸民年尙少にして、大參事眞田貫道、權大參事高野眞遜政柄を專にせしが、財用甚だ窮乏して、庶政漸く紊亂し、大谷幸藏なるものを

用ひて、蠶種生糸を外國に輸出せしも、却て失敗を招き、又紙幣を濫發すること三十八萬兩に及び、藩債總て百六萬兩に上りて、彌縫の策殆ど盡きたり。蓋し弘化の震災より、田園荒蕪して歳入減少し、次で昭道等が財政整理の頓挫してより、藩力の疲弊年一年より甚しく、文久二年に於て、藩債既に二十四萬兩を算したりしが、其後眞田高野の政柄を掌握するに及び、時勢益切迫して、藩主屢京都江戸の間に往來し、續きて北越の戦役となりて兵を出すこと二千四百人に達し、且つ官軍通行の宿驛警衛、人馬繼立、賄方等の事を命ぜられたるが爲に、費すところ甚だ多く、而して遂に藩力を賸したる新事業の失敗に歸せるに及ぶ。其負債の激増を見るに至れる所以は察するに難からざるなり。此頃松代藩一歳の收入は三萬七千五百五十石を算す。(草高十萬石に對する現石高にして、元治元年より明治元年に至る五年間の平均なり。明治三年の法定價格によれば一石八兩にして凡三十萬兩となる。)此小收入を以て彼大債務を負ふ。其困難知るべきのみ。昭道次子飯島勝名に與ふるの書中に於て此事に言及して曰く、

其表の御改革も、中々容易の事には無之、誠に御案思申上居候。如何相成候事や、



近日岩崎殿(權大參事岩崎懋)急出京にて、相伺候へば、知事様には矢澤御二方様には鎌原へ、御引移之由、誠に奉恐察候御事に御座候。右様にては、定めて千石取りの人々にも、如何様にか艱難の御くらしをも可被成事と察入、御氣之毒至極之事に御座候處、手前杯は、先々安樂に、今日迄もくらし居、恐懼至極に御座候。此表は先以別段相替候事も無之處、其表之事は、吳々も深く奉恐察、重々深厚に御案思申上居候事に御座候。御勝手向も以之外御不都合、此表へ御出しの蠶種糸杯も、甚御不都合、彼是以此上之御藩政如何相成候事哉、實以恐懼至極、何卒々々御都合好く御運びに相成候様、千祈萬禱罷在候。

と、然るに貫道等、藩札引纏めの朝旨を奉ぜず。更に收納相場を設けて、從來拾兩に三俵半なりしを、改めて四俵半となし、同時に藩札價格二割五分を減ずる事を布告せしより、事遂に破裂し、十一月廿五日、一揆の徒蜂起して、城下に侵入し、眞田高野以下當路の諸有司及び豪商等の邸宅店肆に放火し、狼藉至らざる所なし。藩知事以下の大官、皆責を引きて閉居し、高野獨り身を以て遁れて東京に走り、昭道に投ず。而して積年鬱結せる朋黨の争鬭また之に伴うて發す。山寺常山衆

に推されて出で、權大參事の職を攝すと雖も、動もすれば黨禍を煽するの結果に陥るを如何せん。其事態極めて艱難なり。權少參事心得久保成等、大に之を憂へて以爲らく、閩藩内訌の時に當り、各黨其擇ぶ所の者を挙げば、徒らに紛擾を極め、終に不測の變を生ずるに至らん。當今の急務は、近時の藩政に關與せずして、然も能く一藩の重寄に任ずるの才を具し、且つ能く朋黨の圈外に立ちて、時艱を濟ふの力量ある人を求むるにあり。此の如きはたゞ昭道あるのみと。仍て周旋すること甚だ力む。是に於て藩知事手書を昭道に與へて、懇に託するに善後の事を以てす。其詞に曰く、

此度の事件追々承知、厚配慮いたし、吳候段、北澤冠岳等より承り、致降心候。右事件に付、至急面謁申談度事候間、朝廷へは歸省之趣に申立、寒天之旅行乍、太義、神速歸藩致し、吳候様、偏に頼入候事。

十二月十四日

幸 民

長谷川翁之

と、昭道感激して直に歸省を朝廷に請ふ。朝廷許さず。藩知事乃ち朝廷に陳

情して、其許可を得、更に手書を昭道に與へて曰く、  
先般被仰出候、藩政改革之儀に付、申談度儀有之間、暫之内御暇被下、歸藩御許容  
被成下度様、朝廷へ相願候處、願之通被聞食候、依之早速歸藩頼存候。

十二月十九日

と。抑も封建の時代に於て藩主の直接の付託を受くるが如きは、老臣以外に殆ど有るべからざる事なり。此時尙版籍奉還を去ること幾もなし。舊君臣の間の感情未だ往日と異ならず。而して忽ち此破格の付託を蒙る。昭道たるもの、何ぞ感激涕泣せざるを得んや。是に於て、昭道直に装を整へて、松代に歸る。次で民部大丞林友幸等、また松代に來り、諭すに廢藩の事を以てす。昭道之と應接し、苦心百端にして、纔に藩名を維持する事を得たり。翌四年(二五三一)春、本官の儘、當分權大參事の心得を以て、藩廳に出仕すべきの命あり。自ら萬般の責に當りて、善後の計に腐心し、併せて貫道以下の罪案を調査し、備に艱苦を嘗む。五月、藩知事に從うて上京し、共に岩倉公に謁して、陳謝する所あり。同年七月、一般廢藩置縣の事あるや、乃ち松代縣權大參事に轉任して、縣令の事を行ふ。同年十一

月松代縣廢せられて、長野縣に合す。昭道等廢官となる。是に於て位記を返上(在官年數四年未滿による)して復た仕へず。是より紛糾せる藩政の殘務を處理し、併せて舊主家の基礎を固むるに努むること、數年に亘れり。(廢藩の時藩債は政府の負擔に移ると雖も、なほ其性質上眞田家の負擔として残るべきもの二十一萬餘兩あり。)八年(二五三五)舊主、昭道の勤勞を賞して、年金百圓を贈り、添ふるに手書を以てす。其文に曰く、

從來忠誠篤摯、物ニ遇テ挫セズ、久敷士人ノ模範トナリ、殊ニ去庚午ノ冬、舊管下沸騰、内外不容易變動ヲ生ジ、實ニ艱苦困難ヲ極候處、依頼ノ徵ニ應ジ、朝允ヲ得テ速ニ歸國、能ク衆紛ヲ觸解シ、衆情ヲ鎮壓シ、事務其緒ニ就キ、尋テ辛未ノ歲、藩ヲ廢セラレ、知事免職ノ詔ヲ奉ズルニ及ビ、未曾有ノ時態ニ有之候處、萬件ノ責ニ擔當シ、進退取捨、各其宜ニ適ヒ、更ニ廢藩ノ令出ルニ至テハ、數百年來慣習ノ格套ヲ去リ、上朝廷ノ御趣意ヲ奉體シ、下一家ノ便宜ヲ經畫シ、苦心焦慮、終ニ其事務ヲ整頓シ、公私ノ措置、着實ニ行ハレ、爾來家計ニ與參シ、能ク付託ノ意ニ不背、巨細トナク蘊奧ヲ竭盡シ、事遺漏ナク、其所ヲ得、後世ノ基本漸次ニ確立シ、遂

ニ今日安心ノ場ニ至リ候事、大慶至極ニ存候。依之、褒賞方モ可有之處、今時不行届、終身之内、年々金百圓宛差遣候。可被有受納候也。

昭道、舉世の滔々として洋風に浸染し、國體の明ならず、國教の定まらざるを歎じて、以爲らく、「吾は即ち大道と窮達隱見を俱にす」と。遂に郷里に退隱して、優游自適し、以て其餘年を終れり。詩あり曰く、

弊袍無足憂、破屋豈足悲、擁膝長嗟歎、天下知己稀、仰遙拜日神、俯思戶隱神。

と。先に昭道の京師に在りしや、縉紳柳原前光、岩倉具經等、往々來りて道を問ふ。昭道が松代に退きし後、前光屢々音信を通じて、著述を求むる所あり。明治八年四月、立憲政治の準備として、始めて元老院を置かれ、前光其の議長となる。是に於て、昭道立憲政體、頑見を草して之に贈る。晩年常に長髪を蓄ふ。明治三十年一月三十日病歿す。享年八十三。玉樹院昭道深美居士と諡し、松代長國寺に葬る。昭道中山氏の女(なを)を娶りて四男一女を生む。長子美楯嗣ぐ。維新の際父と共に京都にありて天朝幕府及び諸藩の間に周旋し、後、藩の公用人となる。

(二女あり) 次子勝名飯島氏に養はる。(勝名の子は即ち著者なり) 三子健夫、四子貞夫、男子皆早世す。依て明治七年舊同藩井上五郎左衛門の第二子甲之進を養うて後を承けしむ。一女(はま)加藤直衛に嫁す。

昭道軀幹短小にして氣貌俊爽なり。剛直にして屈せず。華實にして欺かず。又善く物を憐み、人情を察す。其盛氣辯論するに方りてや、音吐豪壯、滿座爲に震ふといふ。其事業は一番を以て始まり、中ごろ天下に及び、更に一番を以て終れり。其天下の事に與りしは、甚だ短かりしと雖も、夙に皇道の一家言を樹立して、一番勤王論の中堅となり、維新の初め兵馬倥傯の間にありて、早く教育の大方針に着眼し、公議民主の説世を惑はすの時に於て、身を挺で、君權の撼すべからざるを論じたるが如きは、また偉ならずとせず。其一朝青雲の志を棄て、舊主の難に赴きたるに至りては、忠烈義俠、尤も常人の及ぶべからざるものあるが如し。論語に曰く、「可以託六尺之孤、可以寄百里之命、臨大節而不可奪也、君子人與、君子人也」と。これ昭道が常に愛誦する所の語なりき。而して其行事は殆んど之に叶へるに似たり。昭道深く文武を嗜み、王佐の才を以て自ら任ず。常に武士の

本領を守りて儒者の徒に類するを愧づ。以爲らく、何ぞ遊民の輩に倣はんやと。其志す所は、皇道の發揮に在り。往々作る所の詩歌の如きは、たゞ真情の披瀝を主として、平仄聯對に拘々たるを屑とせず。嘗て其志を述べて曰く、  
曾參、儒流文弱、徒尙能欲往萬軍中、躬是從來干城士、一身欲當五洲戎。  
（藤田東湖を訪ひし時に示す所といふ。蓋しベルリ來航當時の作に係るか。）  
と。又曰く、

文如韓柳、疎實用、詩如李杜、閑語言、獨求大道、雖未得、朝修夕講、對乾坤。  
と。今や西歐矯激の思潮國基を搖撼するの虞益大なるものあるに際し、國民道徳の聲勃然として興り、文教の方針また昭道が嘗て維新の學政に參して執りたる所に出でんとす。其立言行事或は識者の一顧を受くるものあらんか。昭道たるもの亦以て瞑すべきなり。

明治四十五年三月奉天會戰記念日

孫飯島忠夫識

## 附 錄

目次

一、學校掛拜命ノ顛末ヲ叙シ明治元年十月昭道ヨリ松代藩老職ニ報告シタル書狀ノ一節……………一

二、柳原前光伯書簡……………二

三、詔書草案……………(昭道自記)……………二

四、九經談總論評說跋……………文學博士 飯島忠夫……………七

五、贈位ニツキ長野縣知事ヨリノ位記傳達書……………一〇

六、贈正五位長谷川先生碑銘……………杉浦重剛……………一〇

七、皇道と長谷川昭道……………文學博士 上田萬年……………三

八、明治初年の皇道復興と長谷川昭道……………文學博士 飯島忠夫……………一八

一、學校掛拜命ノ顛末ヲ叙シ明治元年十月昭道ヨリ松代藩老職ニ報告シタル書狀ノ一節

(上略) 皇學と申義は、私儀多年存込罷在候、神皇之太學之義に御座候て、即ち文武を總べ、古今を貫き、世界を統括致候、三才之太學に御座候て、世に神道國學、和學、本學、杯唱候者には、大に異成義に御座候て、元より儒學、老佛、西洋學之流にも無之、其外世上に有來り候、一國一家之私學に無御座、其實大に異成義に付、其名も異に不、相成候ては、名實も不、相立義に付、其量を不知之義にも可有御座候得共、私初て其名號を正し、皇學と稱し、候義に御座候て、公卿大夫士、其職分之當然を修め、其性分之本然を可盡之、御國家御實用に可供之、太學に御座候。右之儀、先般建白中に段々申立も仕候義に御座候處、此度右を何とか御採用にも可相成御模様、に御座候て、右は誠に感激之次第、此上も無く難有御事に奉存候。(下略)

一、柳原前光伯書簡

辰下彌御多祥慶賀候。陳ば先生御儀は博學多識之才を以て、餘暇著述被成候哉。ニ承はり及其内皇道述義一部ハ從二位伊達氏(伊達宗城侯爵)より借用披閱、高論逐一感服候。續篇或は別種之御著書有之候得バ借用致度、今般清國へ爲使節渡航候に付而は、別而洪益を得度存慮ニ候。御筆蹟を便に託し贈下被致候得バ、隔地誠荊に由なきの衷情を慰め、銘肝候。別封諸品は前年清國より携歸り候故進呈候。御笑納是祈。肅啓不宣。

三月廿四日(明治七年)

柳原前光

長谷川先生

侍史

三、詔書草案(明治八年夏、昭道自記)

明治二年己巳ノ春、御政體御改メ御國是御確定在ラセラレ度、岩倉相公へ建白致シ候節、詔書草案ヲ奉ル。其節ノ建白書草稿ハ、同五年五月十五日松代ニテ暫ク借宅致居候、馬場町小路禰津氏ノ居宅長國寺火事ニ類燒シ、其節火災ニ罹リ燒失ス。詔書草案ノミ僅ニ殘レリ。依テ此ニ記載ス。

但シ、此詔書草案、太政官へ出デ、評議ニ相成候得共、終ニ行ハレズ。尤此草案ノ文句ヲ用ヒラレ、他ノ詔書中ニ切取り出サレ候コトモ有之候得共、要文要旨ハ用ヒラレズ。尤此節御政體ハ大ニ改メラレタルコトモ之レアリ。

朕レ恭シク惟ルニ、皇祖天照皇太神、大ニ極ヲ立、統ヲ垂レ玉ヒシヨリ、列皇之ヲ繼ギ、之ヲ述玉ヒ、皇統維一、君臣一定、上下一心、祭政一致、治教上ニ明カニ、風俗下ニ美シク、皇道昭々トシテ、國家隆盛ナリ。中世以降、異教ノ入シヨリ、彼ニ惑ヒ此ヲ變ジ、皇道ノ陵夷、遂ニ近時ノ甚シキニ至レリ。世運循環、今日維新ノ秋ニ及フ。然リト雖モ、紀綱未ダ張ラズ、治教未ダ洽カラズ。是レ皇道ノ未ダ昭々ナラザルニ因ル。朕レ深ク之ヲ憂フ。朕レ不敏ト雖モ、今ヨリ大ニ皇祖ノ大道ヲ繼述シ、大法ヲ憲章シ、國體ヲ詳カニシ、人倫ヲ明カニシ、大義ヲ重ンジ、名分ヲ正クシ、祭祀ヲ

慎シミ、政教ヲ新ニシ、億兆ト共ニ、本ニ報ヒ始ニ反リ、方嚮一定、異誘ニ惑ハズ、大ニ會議ヲ興シ、萬機至當ノ公論ニ決シ、上下心ヲ一ニシテ、盛ニ大業ヲ經綸シ、文武一途賢ヲ舉ゲ能ヲ進メ、庶民ニ至ルマデ、各其志ヲ遂ケシメ、舊來異教ニ浸淫スルノ陋習ヲ破テ、以テ三才ノ公道ニ基キ、尙ヲ廣ク智識ヲ世界ニ求メテ、以テ皇道ヲ贊翼シ、以テ永遠不易ノ國憲ヲ確立シ、以テ萬世不拔ノ皇基ヲ振起シ、謹デ祖宗ノ天位ヲ奉守シ、謹デ祖宗ノ天下ヲ維持シ、謹デ祖宗ノ人民ヲ保全シ、上ハ以テ祖宗神明ニ敬事シ、下ハ以テ億兆蒼生ヲ愛護スルノ道ヲ盡サント欲ス。是レ朕ガ志也。是レ則チ國是ナリ。汝百官群臣、深ク此意ヲ體シ、夙夜協心努力、大ニ皇道ヲ昭明ニシ、國威ヲ宏張シ、以テ祖宗ノ大德ヲ顯揚セヨ。

右ハ五ヶ條ノ御誓文ヲ、御政體書ノ卷首ニ掲ゲラレ、是レヲ以テ、御國是ト唱ヘラレ、御政體ノ基礎ト爲サセラレタル處、恐レ多クモ、右五ヶ條ノ御誓文、皇道ニ反シ、御國體ニ戻リ、三才ノ大經ニ背キタル事ノ有之ト存附、不得已、其次第岩倉右大臣(此節ハ輔相)大久保參議(此節ハ參與、未ダ大臣參議等ノ官名不相立)へ委細陳述シ、其上ニテ、右詔書草案ヲ奉リ、御政體書御改メニ相成度旨、

## 建白致セシナリ。

但シ、右御誓文ハ、京城紫宸殿ニテ、皇祖神明ヲ御迎へ、御祭典アリテ、神前ニテノ御誓文ニシテ、要路ノ諸官公卿及ビ諸藩主ヲ召サレテ、誓詞血印ヲサセラレタル、至嚴至重ノ御誓文ニテ、素ヨリ彼是是非スベキコトニアラズ。之ヲ是非スルハ大不敬ナリ。其罪逃ルル所ナシ。昭道狂妄ト雖モ、猥リニ是非ス可ラサルコトハ、深ク之ヲ知ルトイヘドモ、御維新ノ初メ、千歳ノ一時、其初ヲ誤ラレ候トキハ、御復古ノ御大業モ水ノ泡トナル可ク、遂ニハ皇國ノ御盛衰、皇道ノ御興廢、皇統ノ御安危ニ、深ク關係スベキ、至大至重ノ事ニ付、誠ニ不得已、身命ヲ抛ウチ、謹デ右御誓文ヲ論ジタルナリ。今日首領ヲ保チタルハ、大幸ナレドモ、其言ノ行ハレザルハ千歳ノ遺憾、地下ニ入ルト雖モ、瞑スル能ハザルナリ。

○御誓文ハ、右ニ述ル如キ、至嚴至重ノコトニテ、全ク御取消等ニハ難相成コトニ付、御誓文ノ上下ニ文字ヲ損益シ、草案ヲ認メタルナリ。

## 大教宣布ニ付詔書草案

是亦此通りニハ行ハレズ。其後大教往々大ニ變化シ、種々ノ妄説ヲ生ジ、云フ可カラザルノ失體ニ至レリ。素ヨリ昭道ガ去リシ後ニテ、總ジテ知ラザル所ナリ。

朕レ恭シク惟ルニ、皇祖天照皇太神、大ニ極ヲ立、統ヲ垂レ玉ヒシヨリ、列皇之ヲ紹ギ、之ヲ述ベ玉ヒ、皇統維一、君臣一定、上下一心、祭政一致、治教上ニ明ニシテ、風俗下ニ美シク、皇道昭々、天下安寧ナリ。中世以降、外教ノ入りシヨリ、彼レニ惑ヒ、此ヲ變ジ、皇道陵夷、國家多難、政教明ナラズ、風俗亦頹敗ス。世運循環、今日維新ノ秋ニ及ブ。然リト雖モ、紀綱未ダ張ラズ、政教未ダ洽カラズ、是レ皇道ノ未ダ昭明ナラズ、教典ノ未ダ擧ラザルニ由レリ。朕レ深ク之ヲ憂フ。朕レ不敏ト雖モ、今ヨリ大ニ皇道ヲ恢弘シ、皇教ヲ振興シ、祭祀ヲ慎ミ、政治ヲ新ニシ、億兆ト共ニ、皇祖神明ニ敬事シ、本ニ報ヒ始ニ反リ、上下一心、君臣一體、方向ヲ誤ラズ、外誘ニ惑ハズ、以テ祖宗ノ天位ヲ敬守シ、以テ祖宗ノ天下ヲ敬持シ、以テ祖宗ノ人民ヲ敬保シ、大ニ皇

國衛護ノ道ヲ盡サント欲ス。斯ニ於テ、大教官ヲ設立シ、以テ大ニ皇道ヲ天下ニ明ニシ、大ニ皇教ヲ億兆ニ宣布セントス。汝チ群臣衆庶、深ク此意ヲ體認シ、億兆心ヲ一ニシ、志ヲ齊クシ、謹デ皇道ヲ尊戴シ、皇教ヲ遵奉シ、大ニ皇祖神明ヲ畏敬シ、國體ヲ辨マヘ、大義ヲ詳ニシ、人倫ヲ明ニシ、職分ヲ修メ、夙夜勉勵、朕レ一人ヲ輔ケ、以テ汝ノ君父ヲ愛護シ、以テ汝ノ子孫ヲ保全シ、大ニ國光ヲ輝カシ、家聲ヲ昌ニシ、國家益隆盛、億兆彌康寧、日地ト共ニ究リ無カラントヲ欲スルニ在リ。是レ祖宗立極ノ神意ニシテ、即チ人ノ人タルユエンノ大道ナリ。夫レ勉メヨヤ。

右ハ未定ノ草案ニシテ、宣教局中ノ議案ナリ。其後右文中ノ文句ヲ用ヒラレ、御發令ニナリタルコトモアリ。

## 四、九經談總論評說跋

九經談總論評說一篇ハ予ガ祖父(先考ノ實父)ノ著ス所ニ係リ、太田錦城ガ九經談ノ總論ヲ藉リテ、儒教ノ我國固有ノ道ト一致セザル所以ヲ論ジタルモノナリ。



竊ニ謂フニ、祖父ハ佐久間象山ト其郷貫ヲ等シクシ、其地位ヲ同ジクシ、其時代ヲ一ニセリ。然レドモ、其學術識見ニ至リテハ大ニ相異ナレルモノアリ。象山ハ開國ノ說ヲ唱ヘ、祖父ハ攘夷ノ論ヲ持ス。象山ハ先ヅ天下ノ休戚ヲ慮リ、祖父ハ主トシテ一藩ノ振起ニ努ム。象山ハ洋學ノ宣傳者ナリ。祖父ハ皇學ノ發揮者ナリ。象山ハ純ラ程朱ノ學ヲ奉ジ、祖父ハ寧ロ陸王ノ學ヲ取ル。象山ハ文藝ヲ樂ミ、祖父ハ思索ヲ尚ブ。而シテ、其自ラ信ズル所ヲ持シテ、屹然トシテ動カザルノ氣象ニ至リテハ、正ニ相似タリ。是ヲ以テ其松代藩ニ在ルヤ、實ニ兩雄並ビ立タザルノ概アリキ。祖父頗ル熊澤蕃山ニ私淑シ、嘗テ皇道述義ヲ著ス。其大旨ニ曰ク、太陽ハ、吾人ノ世界ニ於ケル形氣ノ本原ナリ。而シテ道義ハ形氣ノ中ニ寓スルモノナルヲ以テ、道ノ本源モ亦太陽ヨリ出ヅ。道ハ即チ「誠」ニシテ、「誠」ハ世界ノ達道タリ。我ガ上世ノ神皇、獨リ能ク斯ノ道ヲ明ニシ、能ク斯ノ道ヲ行フ。コレ我ガ國體ノ尊嚴ナル所以ナリ。而シテ斯至誠ノ大道ヲ以テ宇内古今ノ學術ヲ鎔鑄セルモノハ、コレ即チ皇學ナリト。次デ此篇ヲ草シテ儒教ヲ批判ス。是ニ於テ自家ノ主張ヲ提ゲテ岩倉公ヲ干シ、維新劈頭ノ學政ニ參シテ、廟堂ノ上

ニ周旋セリ。然ルニ一朝舊主ノ付託ニ感激シテ、身ヲ藩國ノ大難ニ捧グ、遂ニ郷里ニ退隱シテ、優游自適シ、以テ其餘年ヲ終レリ。予職ヲ學習院ニ奉ズ。因リテ此篇ヲ出シテ乃木院長ノ閱ヲ請フ。院長一讀シテ曰ク、善シト。乃チ予ヲ慫慂シテ之ヲ剗削ニ附セシメ、且ツ助クルニ其資ヲ以テセラル。是ニ於テカ祖父ノ遺業始メテ世ニ明ナルヲ得。嗚呼、顯晦時アリ、其人ヲ待チテ而シテ行ハル。靈ニシテ知ルアラバ、應ニ其知遇ニ感動スベキナリ。予蚤ク孤トナリ、専ラ教ヲ祖父ノ膝下ニ受ケス。祖父歿シテヨリ、已ニ十三年。其風貌ヲ想ヘバ、髣髴トシテ猶ホ眼ニ在リ。常ニ竊ニ懼ル、鶻鈍ノ性、終ニ空シク庭訓ニ孤負センコトヲ。今ヤ幸ニ遺著ヲ公ニスルノ機ニ會シ、聊カ追孝ノ志ヲ敘ブルヲ得タリ。願フニ乃木院長ガ道ヲ好ムノ篤キニ因ルニ非ズンバ、焉ンゾ能ク此ニ至ルヲ得ンヤ。茲ニ刻成ルニ臨ミ、祖父ノ學問行事ノ一斑ヲ舉ゲ、併セテ刊行ノ來由ヲ敘シテ、以テ跋ニ代フ。

明治四十二年七月

孫 飯 島 忠 夫 謹 識

## 五、贈位ニツキ長野縣知事ヨリノ位記傳達書

大正五年二月十二日、故長谷川深美ノ墓前ニ宣フ。  
深美平素志ヲ皇道ノ研鑽ニ致シ、幕府ノ末造大ニ尊王攘夷ヲ唱ヘテ、後進ヲ激勵シ、維新ノ際、藩命ヲ帶ビテ京都ニ駐在シ、頗ル畫策スル所アリ。松代藩ヲシテ、其ノ措置常ニ勤王ノ方針ニ出テシメタルモノ、其ノ力與テ大ナルモノアリ。明治元年七月、大學校設立ノ建言ヲナシ、教學ノ制度ヲ立ツルニ當テ、亦獻策不尠。其ノ效果今ニ至リテ益々顯著ナルモノアリ。是ニ於テカ、其ノ功績天聽ニ達シ、大正四年十一月十日、天皇御即位ノ大典ヲ行ハセラルルニ當リ、特旨ヲ以テ正五位ヲ贈リ、位記ヲ授ケ給フ。茲ニ長野縣知事代理長野縣內務部長從五位勳五等川越壯介、親シク墓前ニ參向シ、敬ンデ斯ノ御沙汰ヲ傳フ。

## 六、贈正五位長谷川先生碑銘

杉 浦 重 剛

先生諱昭道、通稱深美、號戶隱舍。考諱正次、妣長谷川氏。世仕松代藩眞田侯。先生幼修文武、嶄然見頭角。藩主幸貫知其偉器、爲世子幸良近侍。幸良歿後、爲代官、有治蹟。嘉永四年爲郡奉行、兼出納吏。時藩財用窮乏、先生與老臣等謀、布勤儉之令、多所釐革。一藩爲之肅然。會幸貫卒、嫡孫幸教立。年甫十八、先生奉遺命、輔導莫不至。六年十一月、有故罷職、勸儉令亦廢。自是閑居、注心於道學、尤究皇道淵源。子弟訪之、必以砥礪名節爲言。如此者十年餘。元治元年、藩主奉禁門守護之命、俄起先生、使先往探其形勢。七月有長人輩下暴舉、征長師起。藩以親長之故、觸幕府忌諱。先生辯疏得無事、尋爲藩邸留守。居出入公卿諸侯間、參畫時務、議論明快、人推重之。慶應二年、藩主告老、義子幸民嗣。翌年十月、將軍德川慶喜奉還政柄。是月先生奉朝廷試問、上國是確立之議。其言數千辭、氣剴切、無所忌避。十一月、譜代二十八藩重臣相會、決與德川氏終始之議。將連署上表。先生大論其非、舉座悚動。明治元年正月、有鳥羽伏見之戰。先生馳抵江戶、謁藩主、具陳其狀況。藩主動王之志益堅矣。時京紳某、募無賴之徒、自稱官軍先鋒、向東山道。美信諸藩、望風迎焉。藩人亦以爲眞、欲欺接之。又有主張佐幕、將有所爲者。一藩爲之騷擾。藩主使先生歸而處之。先生馳歸、諭以順逆、反復丁寧、聲淚俱下。人人感動。騷擾爲熄。而某使者

來傲然命出軍資。先生面折，使者語塞，叱逐之。既而官使來傳其非，人服其爛眼。五月先生赴京師，爲徵士軍務官判事，辭而不拜，改爲軍務官判事試補。七月上書岩倉輔相，論政事得失，並及大學創設，輔相納之。與皇漢兵三學，以先生爲其御用掛，是時唱泰西民主說者多，先生憂憤不措，基誓文五章之聖旨，裁一書，上輔相及大久保參與。二年四月，從輔相赴東京，爲教導取調局御用掛，草宣國教詔，雖事不行，其言略與教育勅語同。六月，藩主幸民，新任松代藩知事。八月，先生任太政官權大史。九月，叙正七位。三年正月，藩知事賜賞典祿三十五石，褒其多年竭心於藩事也。先是，藩吏失政，民人怨望，所在嘯集，遂迫藩廳，積年朋黨之爭，亦乘而起，事將不測。人皆謂解此紛糾者，措長谷川昭道其誰。稟之藩知事，知事請朝，招先生，使說諭焉。暴民服，黨爭亦止。十二月，有廢松代藩之議，先生陳士民舊情，請存議遂止。尋先生任松代藩權大參事，處事神速，裁決如流。四年七月，廢藩置縣，亦任松代縣權大參事。十一月，松代縣廢，先生罷。八年十一月，舊主幸民賜金品于先生，報多年之勞也。無幾，棲遲于城南，講書灌圃，游於風塵之外，而慨時勢日非，國教未定，常曰：吾欲與皇道共窮達矣。所謂處林泉之下，懷廊廟之憂者，非歟。先生誕于文化十二年十二月二十九日，終于明治三十年一月三十日，享年八十三。葬于長國寺先

塋之次，配中山氏，生男四女一。伯曰美楯，慶應中從父在京師，盡瘁王事。仲曰勝名，出冒飯嶋氏，叔曰健夫，季曰貞夫。伯叔季先歿，養井上氏子甲之進，爲嗣。女嫁加藤氏，先生軀幹短小，眼光爛爛，音吐鏗鏘，而志氣英邁，苟以爲非理，雖權豪不假借。與佐久間象山同藩同時，而意見多不合。蓋象山先外後內，與先生正相反。所著有皇道述義、國體總論、先生歿後，乃木大將讀總論、捐貲刊行。服其誠見氣節也。大正四年十一月，今上即位大典日，勅贈正五位。今茲□月，鄉人相謀，欲建碑其墓側，以傳功績於後昆。先生孫飯嶋君忠夫，與余相知久，具狀來請銘，誼不可辭，乃爲之銘曰：

一藩柱石，屢濟艱難。勳王之志，時回狂瀾。勇退嘉遜，灌圃盤桓。

皇道遺著，長表肺腑。

大正辛酉之秋

杉浦重剛撰

## 七、皇道と長谷川昭道

(昭和九年八月刊行神道學雜誌第十六號所載)

文學博士 上田萬年

當節は、我が固有の大道即ち神道のことを廣く皇道と云ふ様になつて來て居るが、これについて徳川時代に、信濃の松代藩の人で、長谷川昭道と云ふ學者のこゝを思ひ出したので、聊か之れについて述べることにする。

昭道は文化十二年の生れで、夙に郡奉行や藩公の側役などをつとめ、藩政に參與して居たが、深く皇道を尊重し、之れを宣揚することを己が任としたのである。彼は非常な熱誠を以て、畢生の心血を傾注して「皇道述義」の著をなし、我が國體の尊嚴を發揮して居る。唯々彼れが卷頭に「堅く他見を辭す」と書いて居る通り、推蔽不十分と思はるゝ處なきにあらざるも、彼の着眼の凡ならざるものあるは、慥に認識せられる。

今これを見るに、彼は文久元年四十七、即ち本書を著はし、序して曰く「皇道は一誠である。一誠は天日の大道である。天日は一誠の本體である。神皇天日に繼ぎ、以て皇極を立てらる。故に、神皇の道は即ち天日の大道で、神皇の大徳は、即ち天日に同じである。それ一誠は三才を總括し、萬物を網紀し、至大、至高、無外、無上、所謂三才の大經、大法である。斯の道は、宇内古今、共に由る所の道で、天下萬

世の達道である。けれども、宇内古今、善く斯の道を全うするものは鮮い。唯々我が神皇大に斯の大道を明にし、大に斯の大法を全うせらる。この故に仁を言はれないで、仁は存し、義を語られないで、義は明に、至教は不言の間に行はれ、彝倫は無爲に敍せらる。猶、天日の言はないで、而かも四時行はれ、百物なるが如きものである。是れ寶祚の隆なること天日と與に窮りあることなく、國體の尊きこと宇内に冠絶し、天下泰安、億兆業を樂しみ、蠻夷亦率ひ服する所以で、盛徳大業、至れり盡せりである」と。以て皇道の大義を説き、後世儒佛、殊に佛教は、大に皇道を亂り、世を惑はし、民を誣ひたが、更に「近世に至つて、洋夷の功利智巧の學、亦盛行はれて來た。此に於いて各々其の好む所に私し、その糟粕に醉溺し、偏黨執拗、邪説を唱へ、妄言を發し、人心を傷り、風俗を害し、國體を損し、皇道を賊し、以て邦家の深患と爲る者益々多し」と言ひ、自ら大に皇道を祖述し、皇法を憲章し、皇學を講明し、以て邪説を放ち、妄言を絶ち、世惑を闢き、人心を正し、神皇の大道を、大に天下に昭明せしめんと欲す」と云つて居る。

かくて彼は、皇道は一誠であつて、一派の神道者、國學者などの説くが如き、神異、

奇怪荒唐不經の道ではない。簡易明白で、知り易く、行ひ易く、而かも至大至高の道で、その卑近なるに於ては、愚夫、愚婦と雖も、能くこれを知つて、能くこれを行ふべきも、その至極に於ては、神人と雖も、盡すことが出来ない。是れ至誠の疆りなき所以で、至道の究りなき所以であるとして居る。

昭道は禪讓放伐を極論し、而して堯舜の禪讓一變して、湯武の放伐となり、再變して莽操が逆奪となり、遂に夷狄の蹂躪する所となつて、自ら聖賢禮義の國と唱ふるもの、變じて胡服の俗となり、禿髮の奴となり、先王數千年の赤子、盡く醜虜の僕隸となる。爲に痛哭流涕、長大息を爲すべきである。是れその國の陋習によると雖も、その由つて來る所のものは、堯舜が三才の大經、大法を明にしないで、君臣の大道を亂るの過ちから出たのである。其初め、微と雖も、其終り、匡救すべからざるに至るは、此の通りである」と云ひ、世の學に志すものを見るに、國學者の動もすれば、神異、虛妄の説に流れ、或は古事古言の末事に汲々とし、歌文の末藝に區々として生涯を終り、漢籍を玩ぶものは、四書、六籍等の糟粕を嘗め、虛文を誦し、空詞を弄し、偶々彝倫の道を談ずるものがあつても、その言淺薄疎陋で、真味あるを

見ない。苟も生を皇國に受けたるものは、世界第一の大君を戴き、世界第一の大道を奉じ、世界第一の宗國に生れて、世界第一の幸福なるものたるを思ひ、大に皇道を恢弘し、皇威を振張すべきであるとして居る。

かくて彼れが、天之御中主神を上世一代の天皇とし、「記」には、皆神と申し、命と傳ふるも、昭道は、之を天日にまし、之を天皇と申すは當然とし、天皇とは、一天の大君と申すことにて、天日の外の義はない。天皇は須米良御許登と訓ひ、須米良は統御で、御許登は御事。後世の天皇も、實に天日の正胤に坐まして、天日の大統を受嗣ぎ玉へる天日嗣に坐ませば、素より天日と一體に坐まし、日子、日孫と天位を無窮に踐み玉へることなれば、天皇と申上げるのである。神武天皇以後を、天皇と申上げるも、神武天皇以前にも、天皇と申上げるは、當然として居る。而して國狹槌尊を天之御中主天皇の皇后とし、國之眞地皇后と云ひ、高御産巢日神、神御産巢日神を天之御中主天皇の又の御名とせるが如き、昭道が杜撰臆斷に非ず」と云つて居るが、やゝ極端に失せるものと云はなくてはならぬ。

要するに昭道の説、幾多の首肯すべき點あるも、往々奇矯に流るゝ所あるは、學

者の注意して研究すべきものと思ふ。

八、明治初年の皇道復興と長谷川昭道（昭和八年五月講演、昭和九年秋季發行）  
（明治聖德記念學會紀要第四十二卷所載）

學習院教授  
文學博士  
飯 島 忠 夫

明治元年三月十四日京都に於て、五箇條の御誓文が出て、維新の政治の大方針が確立せられたのは餘りにも明白な事實であるが、それに續いて明治二年の五月二十一日、東京に於て皇道復興に關する御下問があつたことは之を傳へる人が比較的少い。それは次の如きものである。

我皇國、天神天祖、極ヲ立、基ヲ開キ給ヒシヨリ、列聖相承、天工ニ代リ、天職ヲ治メ、祭政維一、上下同心、治教上ニ明ニシテ、風俗下ニ美シク皇道昭々、萬國ニ卓越ス。然ルニ中世以降、人心偷薄、外教コレニ乗ジ、皇道ノ陵夷終ニ近時ノ甚

シキニ至ル。天運循環今日維新ノ時ニ及ベリ。然レドモ紀綱未ダ恢張セズ、治教未ダ浹洽ナラズ。是皇道ノ昭々ナラザルニ由ルトコロト、深ク御苦慮被爲遊、今度祭政一致、天祖以來固有ノ皇道復興被爲在、億兆蒼生、報本反始ノ義ヲ重ンジ、敢テ外誘ニ蠱惑セラレズ、方嚮一定、治教浹洽候様被爲遊度思召候。其施爲之方各意見無忌憚可申出候事。

それからして同年六月二日及び九月二十六日の論功行賞の詔にも、復皇道之衰清天下之溺、皇道復古、朝憲維新などの語句が用ひられた。しかしそれはたゞ此の年に於けるのみのもので、翌明治三年正月三日に、前日の御下問の結果として宣教使設置に關する次の詔勅が下されて以來は、また皇道といふ語が用ひられなくなつた。

朕恭惟天神天祖、立極垂統、列聖相承、繼之述之、祭政一致、億兆一心、治教明于上、風俗美于下、而中世以降、時有汗隆、道有顯晦、治教之不洽也久矣。今也天運循環、百度維新、宜明治教、以宣揚惟神之大道、因新命、宣教使、以布教天下、汝群臣衆庶、其體斯旨。

即ち「皇道復興」の語が、「宣揚惟神之大道」と代つたのである。然るときは皇道とは、畢竟、惟神之大道」と同一内容を有するものと推測せねばならぬ。然しなから用語の変更はまた、其の間に多少の葛藤を含むことを推察すべきであらう。

## 二

皇道復興の御下問が出るに先だつて、大に其の事に盡力したものは、信濃松代の藩士で當時京都に於ける皇學所漢學所兵學所の事務を掌つて居た長谷川昭道である。前示の文章は昭道の起草したものが基礎になつて居るのであつて、昭道は此の御下問が出た前月、即ち四月の初に、京都に於て岩倉具視と大久保利通とに會見し、政治、教育、宗教の大方針を明示した詔勅を渙發せらるゝ事が當時の急務である所以を力説して、次の様な詔勅の草案を提出したことがあつた。

朕<sup>レ</sup>恭シク惟ミルニ、皇祖天照皇大神大ニ極<sup>ヲ</sup>立テ統<sup>ヲ</sup>垂<sup>レ</sup>給ヒシヨリ、列皇之<sup>ヲ</sup>繼<sup>ギ</sup>之<sup>ヲ</sup>述<sup>ベ</sup>給ヒ、皇統維一、君臣一定、上下一心、祭政一致、治教上ニ明カニ、風俗下ニ美ハシク、皇道昭々トシテ、國家隆盛ナリ。中世以降、異教ノ入リシヨリ、彼ニ惑ヒ之<sup>ヲ</sup>變<sup>ジ</sup>、皇道ノ陵夷遂ニ近時ノ甚シキニ至<sup>レ</sup>リ。世運

循環今日維新ノ秋ニ及ブ。然リト雖モ、紀綱未ダ張ラス、治教未ダ洽カラズ、是レ皇道ノ未ダ昭々ナラザルニ因ル。朕<sup>レ</sup>深ク之<sup>ヲ</sup>憂フ。朕<sup>レ</sup>不敏ト雖モ、今ヨリ大ニ皇祖ノ大道ヲ繼述シ、大法ヲ憲章シ、國體ヲ詳カニシ、人倫ヲ明カニシ、大義ヲ重ンジ、名分ヲ正シクシ、祭祀ヲ慎ミ、政教ヲ新ニシ、億兆ト共ニ本ニ報ヒ始ニ反リ、方嚮一定、異誘ニ惑ハズ、大ニ會議ヲ興シ、萬機至當ノ公論ニ決シ、上下心ヲ一ニシテ、盛ニ大業ヲ經綸シ、文武一途、賢ヲ擧<sup>ゲ</sup>能<sup>ヲ</sup>進<sup>メ</sup>、庶人ニ至ル迄、其志ヲ遂<sup>ゲ</sup>シメ、舊來異教ニ浸淫スルノ陋習ヲ破テ、以テ三才ノ公道ニ基ヅキ、尙廣ク智識ヲ世界ニ求メテ、以テ皇道ヲ贊翼シ、以テ永遠不易ノ國憲ヲ確立シ、以テ萬世不拔ノ皇基ヲ振起シ、謹<sup>デ</sup>祖宗ノ天位ヲ奉守シ、謹<sup>デ</sup>祖宗ノ天下ヲ維持シ、謹<sup>デ</sup>祖宗ノ人民ヲ保全シ、上ハ以テ祖宗神明ニ敬事シ、下ハ以テ億兆蒼生ヲ愛護スルノ道ヲ盡サント欲ス。是レ朕ガ志ナリ、是レ則チ國是ナリ。汝百官群臣、深ク此意ヲ體シ、夙夜協心努力、大ニ皇道ヲ昭明ニシ、國威ヲ宏張シ、以テ祖宗ノ大德ヲ顯揚セヨ。

御下問の文と昭道が岩倉公に提出した詔勅の草案とを比較すると、同一の語

句が諸所に出て居る。ただ此の比較のみによつても、此の御下問は昭道の建言が其の動機となつて居ることを知ることが出来るが、しかも昭道の主張が必ずしも盡く採用せられたのでなかつたことも亦明に認められる。昭道は此の時五條の御誓文を敷衍して後年の教育勅語及び憲法發布の詔勅に類似したものを換發せられる様に希望して居たのであつた。しかし當時の狀勢はまだ此の如くなるまでには至らなかつた。昭道が御誓文を敷衍して「公論」の上に「至當の」を加へ、「陋習」の上に「異教に浸淫するの」を加へ、「天地の公道」を「三才の公道」「三才とは天地人を總稱したるもの、昭道はそれを日地人とすべきものと考へて居たのであるが、其の事は後に述べる」とし、「智識を世界に求め」の下を、「以て皇道を翼賛し、以て永遠不易の國憲を確立し、以て萬世不拔の皇基を振起し」とした。これは最も深く味ふべきものと思はれる。

大久保利通の日記を見ると、明治二年四月朔日の條に次の記事がある。

今朝松代長谷川深美子入來、學校ノ義ニ付段々議論有之、其外高論承、見誠感伏ニ堪ヘズ候、當時無他事人物ト目シ候。

同月七日及び十四日の條にも、長谷川深美子入來の文がある。深美は昭道の通稱であつた。岩倉具視は四月の初頃には東京に居たが、その京都に歸つたのは四月九日のことで、其の翌夜利通は、岩倉邸を訪問し、昭道のことをも告げたので、具視は利通に昭道を招く事を依頼し、利通がその事を傳へて來た。そこで、昭道は十一日の夜岩倉邸に赴いて、充分に意見を開陳したのであつた。

此の會見の結果、昭道は同月下旬岩倉、大久保二公等の一行に加はつて東京に行き、次で此の詔勅の草案が太政官の會議に上ることとなり、遂に前掲五月二十一日の御下問の出るまでに至つたのである。

昭道が明治八年に至つて、此の草案に附記して置いた文の一節に次の如きものがある。

右御誓文ハ、京城紫宸殿ニテ、皇祖神明ヲ御迎へ、御祭典アリテ、神前ニテノ御誓文ニシテ、要路ノ諸官公卿及ビ諸藩主ヲ召サレテ、誓詞血印ヲサセラレタル、至嚴至重ノ御誓文ニテ、素ヨリ彼是是非スベキコトニアラズ。之ヲ是非スルハ大不敬ナリ。其罪逃ル、所ナシ。昭道狂妄ト雖モ、猥リニ是非ス可



ラザルコトハ深ク之ヲ知ルトイヘドモ、御維新ノ初メ、千載ノ一時、其初ヲ誤ラレ候時ハ、御復古ノ御大業モ、水ノ泡トナルベク、遂ニ皇國ノ御盛衰、皇道ノ御興廢、皇統ノ御安危ニ、深ク關係スベキ、至大至重ノ事ニ付キ、誠ニ不得已、身命ヲ抛ウチ、謹デ右御誓文ヲ論ジタルナリ。今日首領ヲ保チタルハ、大幸ナレドモ、其言ノ行ハレザルハ、千載ノ遺憾、地下ニ入ルト雖モ、瞑スル能ハザルナリ。

昭道の建言が如何に眞摯にして熱烈のものであつたかは、此の告白を通じて想像することが出来る。岩倉具視、大久保利通二公が、其議論に動かされたのも當然のことであつたと思はれると共に、維新の初に於ては、人心がまだ十分に鎮定しないで、政體や國體についても紛々たる論議が生じて居た事を、維新の局に當つた政治家が、如何に憂慮したかも、亦これによつて推測せられるのである。

昭道は其の後太政官に勤務し、前に述べた明治三年正月の、大教宣布の詔勅渙發の際にも、亦其原案起草の任に當つた。其の中には、

斯ニ於テ大教官ヲ設立シ、以テ大ニ皇道ヲ天下ニ明ニシ、大ニ皇教ヲ億兆ニ

宣布セントス云々

の句があつた。この原案は、明治二十三年の教育勅語の御趣旨に近いもの、様に思はれる。しかし此の時の詔勅には、前に述べた如く「皇道」といふ文字を改めて「惟神ノ大道」といふ文字とせられた。其意義は同一であるべきものではあるが、特に文字を改められたのは、明治初年の思想界に於て、神道家が宗教的方面を高調する所の勢力が如何に強かつたか、二十年後の教育勅語渙發の時代と、如何に相違して居たかは、之によつて想像することが出来るのである。

## 三

皇道といふ語が詔勅の上に現はれたのは、維新以前に於て唯一つある。それは後一條天皇の寛仁元年二月の詔勅(減服御常膳詔)に見えるもので、

詔節儉者、上徳富國之表儀也、損益者、前賢安民之治要也、寔皇道之彝訓云々とある。其の意義は、君道即ち天皇統治の原理と解すべきであらう。皇は大なりとも、君なりとも訓する語である。君といふものは結局大なるものであるからである。後漢の班固の西都賦にも「皇道」が現代の皇帝の統治の原理又は方針

といふ意義に用ひてある。しかし此の語が此の詔勅に突然として現はれたのは、何も特に深い意義があつたのでは無く、たゞ一種の文飾であつたであらう。しかし、日本書紀によれば、我國の天皇の統治の道は即ち惟神の道であるから、これをもまた惟神の道と解釋するのが妥當であることゝ思はれる。

支那では又、皇道、帝道、王道、霸道の四者を區別して説くものがあつて、戦國若くは漢初に著作された管子に萌芽し、宋の邵康節の皇極經世書に至つて成熟し、皇道をば無爲自然にして蕩々漠々たる上古の三皇の道を指すものとされる様になつたが、それは我國の天皇の統治の原理に混同すべからざるものである。後一條天皇の時代は偶然にも邵康節の時代と、大體に於て一致するが、此の詔勅の出た寛仁元年は、邵康節の七歳の時であるから、此の詔勅の中にある「皇道」が邵康節の學説と關係のないことは、單に此點から見ても亦明かである。

徳川幕府の初に著された林羅山の「本朝神社考」には

我國天照大神以降、神以傳神、皇以傳皇、皇道神道、豈二哉、謂之理當心地。

とある。此の皇道が神武天皇以來の天皇の道即ち、君道を意味して居る事は明

かである。しかし羅山は又「神道傳授」の中に

理當心地神道、此の神道は即ち王道也。

と言つて居る。「本朝神社考」の中にも

神武帝繼天建極、已來相續相承、皇統不絶、王道惟弘。

と言つて居る。そして三種神器を以て、智仁勇の三徳の象徴とし、三種神器備て王道治ると言つた。これを羅山が、宋代の儒學と神道とを習合せんとする態度から推測すれば、羅山は神道も皇道も共に、儒教に所謂王道と一致するものと見たのであらう。山鹿素行でも、頼山陽でも、皆此の系統を受けて、日本の天皇の道を儒教の王道と同一のものとして居た。

我日本の天皇の道を以て、儒者の所謂「王道」を包括して且つ其上に陵駕する所の優秀なる組織を有することを明言したのは、荻生徂徠である。徂徠は「舊事本紀解」の序に於て、

不佞茂卿、生也晚、未聞我東方之道焉。雖然、竊觀諸其爲邦也、天祖祖天、政祭祭、政神物之與官物也、無別神乎人乎民、至於今、疑之、而民至於今、信之、是以王百世

而未易所謂藏身之固者、非邪。後世聖人興于中國、則必取諸斯己。杞宋不徵、孔氏之徒、獨傳周禮、而儒者適謂先王之道是而已矣。亦不深思也。虞夏與商、我何知之。雖然、非聖人、其孰與于斯乎。

と云つて居る。

國學者の學説が間接に徂徠から大なる影響を受けたことは、殆ど争ふべからざるものである。我日本の道が支那のものよりも勝れて居ることは、國學者によつて大いに力説された。平田篤胤は漢學者を罵倒したが、徂徠の此の文のみには大いに推服して居る。

水戸學は其前期に於て大いに山崎闇齋の影響を受け、其後期に於て大いに伊藤仁齋、荻生徂徠の影響を受けた。後期の學風を開いた藤田幽谷は

天祖垂統、天孫繼承、奉三器以照臨、宇内皇統綿々、與天壤無窮、實如天祖所命。是神州之所以冠四海萬國、天祖天孫固與天一矣。世々相襲、號天津日嗣、騰極謂之日嗣、神天合一、與殷周配天、尙不免於與天爲二者不同矣。

と論じて居る。これは其の高弟會澤安が「及門遺範」に記して居るところである。

幽谷の子東湖は、乃父の衣鉢を傳へてそれを發揮した人である。東湖に至つてまた日本特有の道を稱するに、往々皇道といふ語を用ひた。これが近世に於ける新しき意義に於て、皇道なる語を用ひた最初のものであらう。是に於て「皇道」なる語は、始めて支那の文獻に現はれたる意義の以外に、我國特殊の意義を發達せしめたのである。東湖が弘化元年に於て幽閉の中に著した「回天詩史」には、  
皇道奚患不興起

といふ自作の長詩の一句がある。此の詩句を敷衍して自己の經歷と抱負とを叙述したところには、「皇道」と「神皇之道」とを混用して居る。神皇とは神と天皇とを併稱したものであるから、此の「皇道」は「神皇之道」の略稱と考へられる。

東湖は、徳川齊昭が天保十二年に弘道館を建てた時、其の事に參畫し、且つ齊昭の「弘道館記」の起草者でもあつたが、其の記の中には、日本固有の天皇の道を表するに、たゞ「道」「斯道」「大道」「神州之道」等の語を以てしたのであるから、「皇道」はたゞ東湖自身の私に使つた語であつて、水戸學に於ける定稱ではなかつたのである。「回天詩史」に次いで、同じ年に著した「常陸帶」の中にも、我國の道を述べて、

神道と云ふにも限るべからず。或は皇朝の道、或は大和の道、又皇道、大道など云はんもさる事なるべし。

とある。それ故に東湖が弘化四年に著した「弘道館記述義」にも、まだ「神皇の道」と云ふ語を加へただけで、「皇道」といふ語をば用ひず、豊田天功が嘉永五年に作つた「弘道館記述義」の序には、「神聖一源大道」といふ語が用ひてある。

東湖は神皇の道の要領を掲げて、敬神と愛民と尙武との三とした。それが儒教の三徳と同一視すべからざる事は明かである。そして又神皇の道の本原を説くに當つて、それを天祖なる天照大神から出づるものとし、天照大神を以て、太陽と同體のものとした。天祖と云ふ語は水戸學者の好んで用ひたもので、それは天神と皇祖とを結合して一つの觀念としたものである。そして又支那では古來空々漠々たる天とか上帝とかを本原として居るが、其の様なことは我國には存在しなかつたと言つて居る。述義の中に、

恭惟天祖上同體於天日下留靈於寶鏡然則赫々太陽巍々勢廟實天祖精靈之所在歷代天皇尊之奉之而敬天事祖之義兼存焉固非彼異邦之主求皇天上帝

於蒼々漢々之中者之比也。夫赫々之威、莫盛於天日、煦育之恩、亦莫大於太陽。恩者仁之施也、威者義之發也。天皇既承天日之嗣、撫育蒼生、又據太陽之所出、君臨萬方、恩威兼施、仁厚勇武、並行而不悖者、蓋神皇立極之大體、而神州之所以冠絕宇內者、其亦在斯歟。

とある。

これを本居宣長の神道の解釋と比較するに、宣長は神道を以て、自然の道にもあらず、人爲の道にもあらず、高皇產靈神の創めたまひ、天照大神の傳へたまふ道とし、天照大神を以て今までのあたり世を御照します天津日に座しますとして居るのである。水戸學に對する國學の影響の著しかつた事はこれによつても知られる。

## 四

長谷川昭道の出た松代藩には、早くから水戸學が入つて居た。昭道は最も多く其影響を蒙つたものであつて、彼は文久元年に於て「皇道述義」を著し、神皇の大道を述べて居る。夫れによると、昭道は神皇の意義を定めて、神明の大徳を具へ

たまへる上古の天皇とした。即ち一面に於ては神であり、一面に於ては天皇であるものとしたのである。これは東湖に於ても既に其傾向を認められる。

次いで明治元年七月八月の兩度、昭道は岩倉公に建言して、大學校設立の急務なる所以を論じ、其の中に次の如く述べて居る。

大ニ學校ヲ興サセラレ、大ニ御教學ヲ立サセラレ度義ト奉存候。學問ノ道ハ申上候迄モ無御座、大ニ人ノ人タル道ヲ學ビ、大ニ己レヲ修メ人ヲ治ムルノ道ヲ明カニスルユエンニ御座候ヘバ、乍恐大ニ神皇ノ御大道ヲ明カニセラレ、大ニ神皇ノ御大法ヲ詳カニセラレ、大ニ神皇ノ太學ヲ講明セラルルヲ以テ標的大眼目トセサセラレ度御事ト奉存候。乍恐神皇太學ノ御事ハ、大ニ文武ヲ總ベ、古今ヲ貫ヌキ、世界ヲ統括セラレ候三才至大ノ學ニ御座候テ(三才ハ日地人ヲ申シ候義ニテ、漢土人ノ天地人ヲ以テ三才ト唱ヘ候義ハ、謬妄ノ至リニ御座候テ、三才ノ實體ニ戻リ、神皇ノ大道ニ反シ候事ニ御座候、漢土ニテ唱ヘ候小學ニ對シ候大學ノ義トハ、其名似ヨリ候テ、其實ハ異ナル義ニ御座候。之ヲ神皇ノ太學ト稱セラレ、又文字ヲ省セラレ、皇學ト稱セラレ

度御事ト奉存候。乍恐神皇太學ノ義ハ、元ヨリ世ニ神道ト稱シ、國學ト唱ヘ、或ハ和學、古學、本學、杯ト名ヅケ、皇道ノ一端ヲ取り、一偏ニ執拗拘泥シ、或ハ儒佛老莊ノ末節ヲ附會牽合シ、又ハ漫リニ儒佛ヲ忿疾排斥シ、一家ノ私見ヲ主張妄作シ、其弊却テ皇道ヲ敗亂セル如キノ者ニ無之、又徒ラニ故事古語ヲ解説シ、歌文ノ末事ニ汲々トシテ、人事ニ益ナキ者ノ如キニ無之云々。

昭道が言ふ所の皇道が、非常に包括的のものであることは、此の建言書中にある次の文によつても亦知られる。

神道國學和學兵學儒學洋學老佛ノ學ヨリ、諸子百家天文地理醫學理學其他何學ニ候共、大ニ眞眼目ヲ具ヘ、大活眼ヲ開イテ、之ヲ大觀仕候時ハ、元ヨリ悉ク神皇御大道中ノ品物ニ御座候間、能其善良ナル者ヲ擇デ之ヲ用ヒ玉ヘル時ハ、大ニ皇道皇學ノ羽翼トナリ、大ニ御國家ノ御光輝ヲ増益スルニ足候義ト奉存候間、決シテ之ヲ外ニセラレズ候様有御座度、尤モ其不善不良ニシテ皇道皇法ヲ傷害スルユエンノ者ニ至リ候テハ、嚴ニ之ヲ排斥拒絶セラルベキコトハ、是亦神皇ノ御要道ニ御座候得共、異邦ノ學異邦ノ事ト雖モ、概シテ

之ヲ排斥セラルベキ御事ニハ有之間敷奉存候。

皇學といふ語が昭道の「皇道述義」並に此の建言の中に始めて現はれたのは大に注意すべきことである。昭道は此の建言の結果として學校創立の事に參するに至り、皇學所は茲に始めて起つたのである。(其の規則の中の一條として、漢土西洋ノ學ハ共ニ皇道ノ羽翼タル事とある)そこに從來の國學と異なるところの意義を寓して居たことは、興味ある事實でなければならぬ。但し皇學といふ語は、其の後又、普通には國學と同義に用ひられてしまつたのであるが、此の語の創作者の意志から見れば、非常に包容力のあるものであつたのである。

明治二年の皇道復興の御下問は、上述の如き經路を取つて、昭道の盡力によつて實現したものであるから、それが從來の神道家の説く所と行き方を異にして居たことは、推測するに足るものがある。皇道と惟神の道とは元來其の内容を同じくすべきに拘らず、明治の初年に一旦現はれた「皇道」といふ語が、其の三年に又潜んで「惟神の大道」といふ語が顯れた。これは即ち宗教的方面のみ高調せられたもので、單なる用語の文飾には止まらなかつたのである。而してこれは又

神を主とする道教的神道と、人を主とする儒教的神道との消長とも見られるのである。それは宣教使や教部省の興廢の歴史を見て推察することが出来る。其の後に及んで出來た明治二十二年の憲法發布の詔勅と、其の翌年の教育勅語とは、即ち明治初年の「皇道」の教育及び政治に關する方面が復活したものと云ふことが出來よう。之を要するに、眞の皇道は宗教的方面と、教育的方面と、政治的方面とを兼ねたものでなければならぬ。

## 五

昭道の學は、水戸學の影響を受けて、しかも水戸學から脱出したものである。昭道は安政五年に於て「弘道館記述義」を自ら謄寫し、且つ批評を下して居る。其の要點は「弘道館記」に「嘗發感於夷齊」とあるところに、仁徳天皇稚郎子皇子によつて感發したと書かなかつた事を咎め、「祭建御雷神」といふ所に異議を挾んで、天照大神を祭るべきを説き、「祀孔子」といふ所に、孔子の祭るべからざる事を論じてゐる。「皇道述義」を著した動機は、「弘道館記述義」を批評しようとしたのにあつたが、更に其上に陵駕して、會澤安及び東湖等がまだ論到しなかつた理論的方面を新

に展開して、殆どこれを徹底せしめて居る。昭道は東湖と同じく道は太陽から出るものとし、其れを力説して、支那古來の學者がそれを天から出るものとするのに強く反對した。そして漢學で天地人を並稱するのを改めて、日地人を並稱すべきものとした。昭道は太陽の性質を述べて、

日體ハ活氣ニシテ活火ナリ。其ノ氣タルヤ、純々粹々、昭々明々、剛々健々、至中至直、至大至正、言語ヲ以テ形容スベカラザルノ一大活氣ナリ。是レ虚ニ非ズシテ至實ナリ。僞ニ非ズシテ至眞ナリ。妄ニ非ズシテ無妄ナリ。空理ニ非ズシテ實氣ナリ。死物ニ非ズシテ活物ナリ。是日輪ノ實體ニシテ、至誠至善ノ本體ナリ。即チ人性ノ本ナリ。人心ノ原ナリ。天下ノ萬物萬事萬道萬理悉ク日輪ヨリ生リ出ルモノニシテ、是レ即チ君道ナリ、父道ナリ、夫道ナリ。

誠ハ天日ノ大徳ニシテ、天日ノ本體ナリ。其ノ發動流行スル者即チ天日ノ大道ナリ。是レ天地ノ大本ナリ。地之ヲ得テ以テ其ノ徳トナス。其ノ發動流行即チ地道ナリ。人亦之ヲ得テ以テ其ノ徳トナス。是レ人性ノ本體

ナリ。其ノ發動流行即チ人道ナリ。謂ハユル三才ノ大經大法是レナリ。

と言つて居る。これは即ち太陽の活動を以て直ちに道德的活動とするのであつて、天日の徳を誠とするのは中庸の思想と密接なる關係を有するものである。自然界の理法と道德の理法とは、本來同一のもので、たゞそれを二様に見ただけであるとするのは、支那古來の思想と其の基調を等しくするものではあるが、希臘哲學にも亦これと同一の見方がある。宋代の儒學が理(觀念)と氣(物質)とを分けて、理を抽象的に取扱つたものとは反對して、理(觀念)と氣(物質)とを分けな古代の學說我國で云へば伊藤仁齋の學說に接近して居るものである。そして此の宋學に反對する態度は、水戸學が既に取つて居たところのものであつた。會澤安の「下學通言」にも詳論せられて居り、藤田東湖が正氣歌に、「天地正大、氣」と歌つたのは、其の一つの現はれである。支那で天といひ上帝といふのは、最初はたゞ蒼々たる天と其の中に宿る神とを指したのであつて、天はまた時としてはたゞ自然の理法といふ程の意味にも用ひられて居た様である。古代に於て天文學が組織された時には、北極星が上帝の居る所とされた。それは天の中心と

して他のすべての天體が東から西へ動く様に見えるのに對して、動かない點であつたからである。近代西洋の天文學が太陽系の理論を建設してからは、北極星はもはや眞の中心ではなく、太陽がむしろ眞の中心となつてしまつた(勿論太陽系だけで言ふのであるが)。此の新しい學說が徳川時代の中頃に和蘭から傳來した後、佐藤信淵は「鎔造化育論」に於て、それを古典に應用して天照大神即ち日神の性質を説明したが、平田篤胤の弟子なる大國隆正は、一層巧妙にそれを古典の解釋に適用した。隆正の神道は蘭學神道とも呼ばれて居る。昭道は隆正と少しの關係もないが、信淵の著書及び水戸に仕へた國學者で又蘭學に通じて居た鶴峰戊申が著した「三才窮理頌」の影響を受けたと思はれる點がある。昭道は此の如くして終に我が日本の道は、太陽を本とするものであることを、大膽に告白するに至つたと思はれる。されば太陽を以て道德の本源とする説は、支那思想の基調となつて居る萬物一體天人相關の説と、西洋の科學に於ける太陽系成立の理論とを合して、それによつて我が古典に新解釋を加へようとしたものと言ふべきである。昭道の思想を形造つた基礎は東湖の思想であるが、水戸の學

者は一般に西洋の科學を輕視し、會澤安でも東湖でも、我が日本を以て太陽の出た所と言つて居り、東湖の文章の中には日食月食についての洋學者の説を以て、無用の辯不急の察と評して居る程であるから、昭道の學說は水戸學の上に更に一大飛躍を行つて、西洋の科學との結合を完成したものと云はねばならぬ。

昭道は太陽系に於て、多くの惑星が太陽に從つて其の周圍を廻つて居る關係を以て、君臣の義を示して居るものとした。太陽が永遠に中心の位置を變へないのを以て、皇統が永遠に連續すべき理由を示すものとした。そして支那の儒教に於ける革命の説、又は西洋の民主の説を以て、宇宙の理法に背くもので、國家を危くするものだと痛論した。

「皇道述義」は三篇に分れて居るが、其の第一篇は、日本の古典の中に(一)科學の理論、即ち太陽から地球及び惑星が發生し、太陽と地球との作用によつて人類が發生したとする説と、(二)支那の哲學、即ち物質的活動の中に道德的理法があるといふ説とを包容して、自然の理法としての皇道を説いたものである。其の第二篇は、日本の歴史によつて皇法を説いたものである。昭道は古典の諸神を以て盡



く上古の人として、國常立尊以下の皇統の歴代に屬する諸神を皆天皇或は皇后と改稱した。其の初に太陽と地球とを置いたけれども、それらをも亦通じて天皇皇后と呼んだ。昭道は天御中主天皇を太陽の稱號とし、高皇產靈神、神皇產靈神を天御中主天皇の別號と説いた。國常立尊を以て天地の間に生れ出でた最初の天皇としたのは、日本書紀を根據としたのである。そして天御中主神から大日靈貴尊までの八代を總稱して天照大神としたものといふ新解釋を下した。此の上古の神を以て人とするのは新井白石の説を承けたものである。又天照大神が男神にましますことを考證して、皇統の初に女神があつたとするのは神皇の大法に違反する所以を論じた。此の點は荻生徂徠の「擬家大連」にある説から影響を受けたものと思はれる。昭道は此の篇の初に於て次の如く論じて居る。其の主旨は天皇を以て、真理の源泉とし、國民文化の本源とするものである。

謹ンデ惟ミルニ、神皇極ヲ立テ統ヲ垂レ、繼グベキヲ爲シタマヒ、後ノ天皇之ヲ繼ギ之ヲ述ベ、之ヲ無窮ニ傳ヘ玉ヒ、皇德昭々六合ニ昭臨シ、寶祚綿々天日

ト共ニ隆盛ニ坐マシ、天下泰安ニシテ萬世德澤ニ浴スル所以ノモノハ、一ニ是レ皆ナ上世神皇ノ、天日ニ繼ギ極ヲ立テ統ヲ垂レ玉ヘルノ盛徳大業ニ由ラザル者有ルコトナシ。君臣夫婦父子兄弟長幼朋友ノ道、仁勇義智禮信ノ徳ハ、人ノ人タル所以ノ大道ニシテ、即チ神皇ノ立定シ玉ヘル所ノ皇極ナリ。天下ノ人民ハ即チ神皇ノ愛育シ玉ヘル所ノ赤子ナリ。其處ル所ノ地ハ、即チ神皇ノ開定シ給ヘル所ノ國土ナリ。其食フ所ノ米穀ハ、即チ神皇ノ種サセ玉ヘル所ノ嘉穀ナリ。其服スル所ノ衣衾ハ、即チ神皇ノ蠶織セサセ玉ヘル所ノ布絹ナリ。其室屋貨財日用ノ器物諸品モ、亦皆ナ神皇ノ拮据經營シ玉ヘル所ニ出デザル者アルコトナシ。凡ソ皇國ノ人民タラン者、其祖先ヨリ子々孫々ニ至ル迄、其身ヲ安ンジ、其父母妻子ヲ養ヒ、以テ人ノ人タル道ヲ保チ、夷狄禽獸ノ憂ヲ免カレ、世ヲ安穩ニ過ス所以ノ者ハ、亦是レ悉ク歷朝ノ神皇繼述ノ大徳大業ニ由ラザル者有ルコトナキナリ。其皇恩ノ大ナル、天ヨリモ高ク、地ヨリモ厚シ。是ヲ以テ生ヲ皇國ニ受ルノ人ハ、貴賤賢愚老若男女ヲ言ハス、謹デ唯々一意ニ神皇ヲ尊崇シ、皇國ヲ敬重シ、皇道ヲ遵奉シ、皇

法ヲ恭承シ、人倫ヲ明ニシ、風俗ヲ惇ウシ、其職ヲ慎ミ、其分ヲ守リ、其心力ヲ盡シ、其事業ヲ修メ、上下心ヲ一ニシ、億兆志ヲ同クシ、共ニ天皇ヲ尊戴シ、共ニ皇國ヲ衛護シ、死ニ至テ變ゼズ、以テ大ニ皇威ヲ盛大ニシ、大ニ國勢ヲ振張シ、天日ノ照ス所、大地ノ載スル所、四夷百蠻ヲシテ、共ニ皇道ヲ敬奉シ、皇法ヲ恭戴シ、天皇ヲ宇内萬國ノ皇大君ト瞻仰セシメ、皇統益々悠久ニシテ、日地ト共ニ愈々隆盛ニ坐マサンコトヲ、朝暮ニ深ク之ヲ願ヒ、以テ皇恩ノ萬一ヲ報ゼンコトヲ圖ルノ外、他腸ナカルベシ。是レ即チ人ノ人タル所以ノ大道ニシテ、鳥獸魚木ニ異ナル所以ノ德業ナリ。慎シマザルベケンヤ、勉メザルベケンヤ。

皇道述義の第二篇はすべて以上の趣旨を敷衍して、天之御中主天皇から應神天皇までの歴史を論述して居る。其の第三篇は神皇の太學を説くものであつたが、それは完成せず終つた。これは時勢が變化した影響を受けて、再び藩事に盡力することゝなり、著述の餘暇を得なかつた爲であつて、維新の初に中央政府の學政に當つたのは、神皇の太學を直に實際に施設しようとする運動であつ

たのである。それが終に明治二年の詔勅の中に、皇道と云ふ語が用ひられる動機となつたといふことは、日本思想史の上に一つの興味ある事實を加へたものと言はねばならぬ。

昭道の思想に對して東湖以外に大なる影響を及ぼしたのは熊澤蕃山である。蕃山の「集義和書」・「集義外書」は、昭道が少年時代から愛讀したものであつた。蕃山は日本の上古に於て文字が無かつた時代に、神書と稱すべきものはたゞ三種の神器だと言つた。そして此の神書の注釋として用ふべきものは、儒教經典の一なる中庸であるとした。昭道は此の態度を學んで儒教の書を読んだ。それは昭道の「儒書爲神書之注脚説」の中に見えて居る。故に太陽の徳を一誠としたのも、仁勇義智禮信の六徳を太陽の一誠が發動したものとしたりしたものも、皆蕃山の態度に依つて中庸の思想を用ひたものであつた。中庸では誠から知仁勇の三徳が出る、と説く。昭道がそれに義禮信の三徳を加へて六徳としたのは、五常の仁義禮智信と、中庸で云ふ所の知仁勇とを結合したものと見られるが、そこには又昭道の独自の哲學が含まれて居るのである。昭道は支那で五行五倫五常な

どすべて五の數で統一するのに對して、六行六倫六常等すべて六の數で統一すべきものと考へた。そして仁義禮智信の五常の上に勇を加へたのは、宋代の朱熹などが、勇は氣に屬するもので、理に屬するところの五常よりは劣つて居るものとしたのに反對して居るのである。蕃山の學問は王陽明から出て居る。蕃山は陽明に従つて理氣合一を説き、朱熹の如く理と氣とを二元的には取扱はなかつた。蕃山は自然界から説き始めて、人性に及ぼして居る。この點は陽明が直に人性から説き始める觀念論的態度を多少緩和したものの様である。理氣合一の説は、理を主として見るときは觀念論的となり、氣を主として見るときは唯物論的となる。支那の古代哲學や、伊藤仁齋の説は後者に屬する。昭道が太陽の活動の中に道德の理法があるとする説は、其の初めに於ては、蕃山の理氣合一説の影響を受け、最後に至つては、仁齋に本づく水戸學の思想を加味し、それを轉回したのではあるまいか。

昭道が皇學を説くに當つて、世界古今の學術をすべて公平に取扱ひ、包容的の態度に出たのは、蕃山の包容的なる言論の影響があつたとしても、尙恐らくは同

藩の先輩なる、佐久間象山の影響をも受けたものであらう。象山はもと漢學者であつたが、それが始めて洋學に入る時に作つた詩に、次の如きものがある。

漢土與歐羅。於我俱殊域。皇國崇神教。取善自補翊。彼美固可參。其瑕何須匿。王道無偏黨。平不歸。有極咄。哉陋儒子。無乃懷大惑。

象山は、漢學も洋學も共に我國に取つては外國の學である。我國は神代からの教によつて、すべて善いものならば、何れの國からでも取り入れることになつて居ると唱へて、世間の儒者の迷を覺さうとしたのである。象山はまた當時より「宜會東西言、以作一家書」と唱へた。象山の開國論の基調は此の東西文化の融合に在る。果然數年の後、易と科學とを習合して「礮卦」といふ書を著した。昭道の「皇道述義」も亦東西の言を會して一家の書を作つたものである。「礮卦」は嘉永五年(二五一一)に著作され、「皇道述義」は文久元年(二五二一)に著作された。其の間には九年の日子を隔て、居る。

象山の學風と昭道の學風とは非常に異なつて居るが、其の間に於て一種の影響のあつたことは、必ずしも否定すべきではなからうと思はれる。松代藩の學

風が此の如く洋學に對して一般に開放的であつたのは、其根源を論ずれば、當時の藩主眞田幸貫が興へた感化に外ならないのである。幸貫は松平定信の子で、出で、眞田家を嗣いだ人だが、徳川齊昭と親交があり、其の時代の諸大名の中で傑出した人物であつて、天保十二年(二五〇一)には徳川幕府の老中となつて海防のことを掌り、其の年の前後に互つて英國が支那を伐つた所謂鴉片戦争に對して、日本の執るべき方針を講じた事がある。佐久間象山も之を動機として洋學に入つた。松代藩の空氣は此の時から直接に西洋に接觸した爲、此の以後に於ける松代藩の思想はたしかに進歩的であつた。象山の開國論も、昭道の皇道論も、皆西洋の科學的文明を如何に我國在來の精神文化の中に吸収し統制して行かうかとする苦心の産物である。象山と昭道とが、維新の際、信濃の一角から、共に京都に出て、一は開國論に、一は皇道論に、其の志士の面目を發揮したのは頗る興味ある事實であつて、日本の思想史を論ずる人は決して見逸すべからざることと思ふ。

松平定信は谷文晁をして外國船を畫かせて、其上に、此の船のよるてふことを

夢の間も、忘れぬは世の寶なりけり」と贊したことがある。此の畫と贊とを彫印したのは眞田幸貫である。其の頃水戸の會澤正志齋は、「新論」を著して國體を論じ、白人の東洋侵略に對して、謀を以て謀を伐つべきことを言ひ、白人の耶蘇教を布くの謀に對して、皇室中心の宗教を以て邦人の心を固結せしむべきを策した。謀を伐つとは、孫子の「上兵伐謀、其次伐交、其次伐兵、其下攻城」に本づいたのである。此の宗教的伐謀に對して象山は、西洋の科學を取り入れて我國の科學的文明を一日も早く西洋と同等以上にすることを主張し、科學的伐謀を唱へた。これは眞田幸貫の意を承けて居るものである。幸貫は又一方で水戸の弘道館に倣ひ、我國固有の精神の發揮を主義とする學校を興した。昭道は即ちこの方面の意を承けて居るものである。

昭道の學風が水戸學の影響を受けて而もそれを脱して居るのは、畢竟松平定信と徳川齊昭との思想の相違に原因して居るものと言へよう。維新の際の日本思想展開に、此の西洋の侵略に對する伐謀の精神が籠つて居る事は、日本精神文化史を論ずる者の決して看過すべからざる事である。而して此意味に於て

信濃の山中に醗酵した象山、昭道の思想は、識者の一顧を求むべき價値あるものと考へる。

明治四十五年五月一日初版印刷  
明治四十五年五月三日初版發行  
昭和十年十月十五日増訂再版印刷  
昭和十年十月二十日増訂再版發行

著 者

飯 島 忠 夫

東京市小石川區高田豊川町三七

發 行 者

信濃教育會埴科部會

右代表者 西 山 敏 一

長野縣埴科郡松代町

印 刷 所

長野新聞株式會社出版部

長野市旭町乙一番地



非 賣 品

終

